



第3次 秦野市環境基本計画

令和3年度(2021年度)-令和12年度(2030年度)

～恵み豊かな環境を
共にはぐくみ
未来へつなぐまち～



令和4年(2022年)3月 一部改定

第3次秦野市環境基本計画

「恵み豊かな環境を 共にはぐくみ 未来へつなぐまち」を目指して

近年、地球規模での気候変動と、それに伴う自然災害が世界中で頻発するなど、地球環境問題がクローズアップされています。

こうした中、国際社会では、史上初めてすべての国が参加する「パリ協定」が発効し、また、経済・社会・環境の三側面の統合的向上を達成するため、17のゴールと169のターゲットを掲げた「SDGs(持続可能な開発目標)」への取組が進められています。



環境への取組が加速化する中、秦野市では、これまでの「第2次秦野市環境基本計画(後期基本計画)」の取組をさらに進めるため、「第3次秦野市環境基本計画」を策定いたしました。

新たな計画では、特に、水とみどりに恵まれた自然環境を最大の価値として、その保全と魅力の向上に繋げる「地域循環共生圏の構築」を重点戦略に位置付け、さらに、環境課題を横断的に捉える「はぐくむ・そなえる・つなげる」の視点により、持続可能な施策を進めてまいります。

激甚化する気象被害など、温暖化や気候変動が地球に及ぼす影響は深刻さを極め、一人ひとりの気づきや学びによる行動がこれまで以上に求められています。

“いま”を正しく見つめて、“みらい”に繋げていく。

どんな状況でも大切なことは、私たちがあらゆる命を尊重し、一つひとつのできることを積み重ねていくことだと確信しています。

結びに、本計画の策定にあたり、多大な御尽力を賜りました秦野市環境審議会の皆様をはじめ、秦野市の発展を見据え、さまざまな観点から貴重な御意見、御提案をお寄せいただきました関係各位並びに市民の皆様に、心からお礼申し上げます。

令和3年（2021年）3月

秦野市長 高橋昌和

目次

序 章 いま、地球に起きていること

地球環境の現状 2
---------	---------

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景 6
国際的な動向を受けて 6
我が国の動向を受けて 7
行動を示す宣言や表明を受けて 8
神奈川県の動向を受けて 9
秦野市のこれまでの取組を受けて 9
2 計画の目的 10
3 計画の位置付けと対象区域 10
4 計画の期間 10

第2章 秦野市のすがた

1 地域の概況 12
(1) 地勢と気象 12
(2) 人口と産業 12
2 環境の現状と取組 13
(1) 自然環境 13
(2) 地球環境 17
(3) 資源・循環 18
(4) 都市環境 19
(5) 生活環境 20
(6) 環境教育・市民活動 21

第3章 未来へ向かって

1 将来テーマ 24
2 望ましい環境未来像 24
3 重点戦略と横断的視点 26
4 計画の体系 27

第4章 環境未来像を実現する基本施策

1 表の見方【具体的な取組及び数値目標】 30
第1節 水とみどりの環を守り、育み、生かすまち ～共生型社会の実現を目指して～ ●キーワードdeコラムI「森林セラピー」 31
●キーワードdeコラムII「秦野名水ロゴマーク」 34
●キーワードdeコラムIII「再生可能エネルギー」 37
第2節 地球環境の保全と変化への備えに地域から取り組むまち ～脱炭素型社会の実現を目指して～ 45
●キーワードdeコラムIV「Rの仲間」 52
第3節 ごみの減量・資源の循環により環境負荷が小さいまち ～循環型社会の実現を目指して～ 53
●キーワードdeコラムV「Rの仲間」 57

第4節 安全・安心・快適に暮らせるまち 59
～快適で美しい都市空間の実現を目指して～	
●キーワードdeコラムV 「Society(ソサエティ)5.0」 63
●キーワードdeコラムVI 「海洋プラスチック」 65
第5節 協働で広げる多様な主体が輝くまち 69
～気づき、学び、行動できる社会の実現を目指して～	
●キーワードdeコラムVII 「はだの環境未来会議」 72
2 重点戦略及び横断的視点【まとめ】 75
3 数値目標【まとめ】 76

第5章 評価と進行管理

1 推進・評価体制 80
2 進行管理の手法 80

資料編

1 秦野市環境基本条例（抄）	... 資 2
2 計画策定の経過	... 資 4
3 第2次秦野市環境基本計画の評価（抜粋）	... 資 5
4 パブリック・コメントの実施結果	... 資 6
5 市民意識調査	... 資 7
主なアンケート調査の結果	... 資 8
6 秦野市環境審議会委員名簿	... 資10
秦野市環境審議会への諮問	... 資11
秦野市環境審議会からの答申	... 資12
7 SDGsとの関係性	... 資14
8 用語解説【計画書中(*)が付された用語について解説】	... 資16

The 3rd HADANO CITY Environment Basic Plan

***2021-2030

序 章

いま、地球に起きていること

地球環境の現状 ～いったい地球では、何が起きているのかな？～

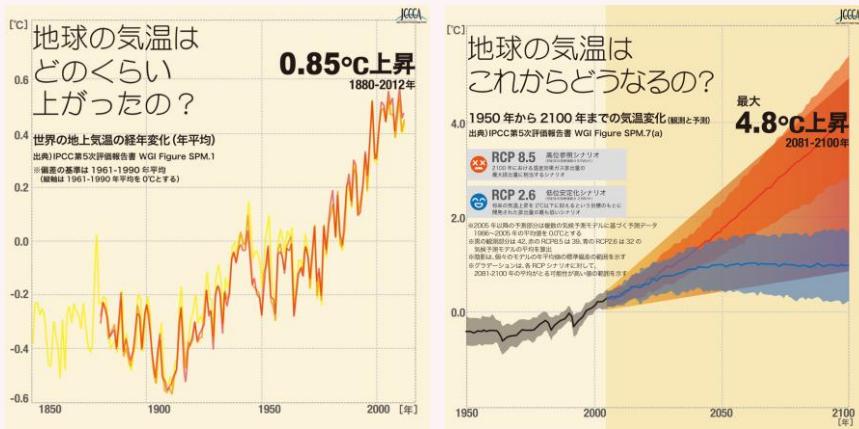
I P C C (*) 及び W W F (*) 報告引用

地球の誕生からおよそ46億年、生命や自然（水や空気）が置かれる環境は、“いま”大きな変化を遂げています。

例えば、最も深刻である「地球温暖化」を人類の歴史に置き換える（地球の誕生から今日までを1年間に換算）ると、産業革命が起きたのが12月31日23時59分58秒であるため、地球温暖化が引き起こされてしまったのは、**最後のたった2秒間**ということになります。これは、石炭や石油などの化石燃料を利用したエネルギーの大量消費により大気中の二酸化炭素の排出が増加したことが要因と考えられています。

そして、この地球温暖化は、「**気候変動**」（数十年間という期間における大気の平均状態となる気候が移り変わることを意味する言葉）という形で、地球上のあらゆる生き物の脅威となっています。特に、気温の上昇による影響は、「**異常気象**」として常態化し、熱波、洪水、干ばつ及び森林火災などの自然災害が頻繁に起こり、その規模や被害も拡大すると予測されています。

本章では、こうした影響のほかにも“いま”まさに地球環境が直面している環境問題について、代表的なものを取り上げてみました。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター ウェブサイト (<http://www.jccca.org/>)



気候変動や温暖化など

どんぐりん(*)

さまざまな環境問題が起きているよ

1. 地球温暖化がもたらす「被害」のようす

【水被害】海面の上昇…海水が膨張し、過去100年で、世界の平均海水平面は約19センチ上昇し、近年、その上昇率は高くなっています。特に、南太平洋の島国では浸水が進み、海岸線が内陸へ入り込み、国土全体が海に沈んでしまう危険も増大しています。

洪水や災害…山岳地域では、氷河が溶けることによって氷河湖ができ、それが決壊して大規模な洪水が起こりやすくなります。

また、沿岸地域では洪水や浸水の水害が激甚化し、特に、人口が集中する都市域では、極端な降水や内水洪水、沿岸洪水、地滑り、大気汚染、干ばつ及び水不足が、資産や経済及び生態的なリスクをもたらします。

【生活被害】農業への打撃…気温や雨の降り方が変わると、農作物の種類やその生産方法を変える必要があります。乾燥地域においては、土壤水分が減少することで、干ばつに見舞われる農地が増加する可能性が高いとされています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター ウェブサイト (<http://www.jccca.org/>)

病気や飢餓の広がり…食料の生産性が下がると、病気にかかる人や飢餓状態に陥る地域が増える可能性があります。

特に、食料生産性の低下はアフリカ地域で影響が大きくなると予想され、また、熱帯などの伝染病を媒介する生物の分布域が変わることで、免疫を持たない人々に病気が広がり、被害が拡大するおそれがあります。

2. 「海洋プラスチック」によるごみ問題

普段、私たちが使っているプラスチック製のペットボトルや容器などは、ポイ捨てされたり適切な処分がされないことによって海に流され、「海洋プラスチックごみ」となります。

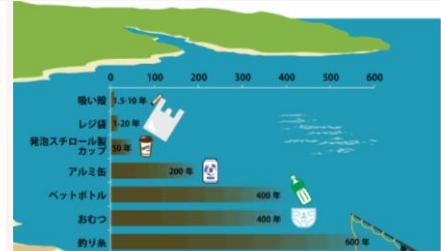
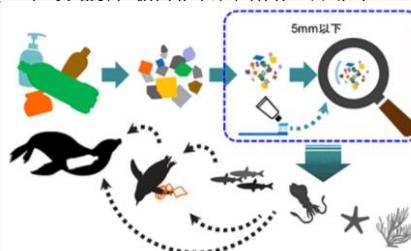
海洋プラスチックによるごみ問題は、こうしたプラスチックごみが海洋汚染や生態系に及ぼす影響を問題視したもので

プラスチックは、軽量で加工がしやすく丈夫であることから、ペットボトルをはじめ、レジ袋やストロー、スプーン、おもちゃなどあらゆるものに利用されています。そして、海に流出するプラスチックごみの量は、現在、約1.5億トン、そこへ年間約800万トン（重さにしてジャンボジェット機5万機相当）が新たに流

入していると推定され、2050年には、海洋プラスチックごみの重量が魚の重量を超えることが予測されています。

マイクロプラスチック…細かい粒子として海洋に流れ込むプラスチックのこと、スクラップやマイクロビーズなどマイクロサイズで製造され、排水などを通じて自然環境中に流出すると回収はできず、製品化された後の対策も難しいとされています。（一次プラスチック）

一方、ペットボトルやビニール袋など、大きなサイズで製造されたプラスチックが自然環境中で紫外線や衝突などの影響を受け、破碎・細分化されてマイクロサイズになったものは「**二次プラスチック**」と呼ばれています。（マイクロ化する前であれば、廃棄管理やリサイクル）



出典：WWFジャパンホームページ

正しく学んで みんなのために

みんなで行動することが大切だね



3. 「生物多様性」の損失による生態系サービスの低下

地球上には、私たち人類のほか、イヌやサメ、イネやコムギ、大腸菌やさまざまなバクテリアなど、多様な姿の生物が存在し、これらの生き物たちの命の繋がりを「**生物多様性**」と呼んでいます。

生き物はどれを取ってみても、自分一人、ただ一種だけでは、生きていいくことはできません。多くの生命は、他のたくさんの生き物と直接的かつ間接的に繋がり合って、初めて生きていくことができるのです。

しかし、ここに挙げた環境問題によって、その環境が損なわれつつあります。

陸上生態系の変化…野生生物の危機は、地球上のあらゆる生き物を自然の崩壊へと導きます。気候の変化に適応できず絶滅する植物、その植物に依存して生きる動物も、生息域を変えなくてはならなくなり、変化に対応できない種が減少・絶滅するといった負の連鎖を生む可能性があります。

海洋生態系の変化…海水温の上昇によりサンゴが死滅するなど、さまざま海洋生物たちの居場所や命も失われます。また、二酸化炭素が海洋に吸収されると、海水の酸性化が進み、動植物プランクトンなど、海洋生態系の基盤を担う多くの生物がその打撃を受けると予想され、多くの海洋生物の成長や繁殖に影響を及ぼします。

生態系サービスの低下…生物多様性は、それ自体の価値のほか、私たち人類に多大な利益をもたらします。

これを「**生態系サービス**」と呼び、植物は、光合成により酸素を生成し、気温や湿度の調節に寄与するとともに、野菜や米などの農産物のほか、医療品などの開発にも寄与し、また、サンゴ礁は、激しい波を食い止め人や生き物の命を守っています。

生物多様性の損失は、こうしたあらゆる恩恵を低下させてしまいます。

各分類群の絶滅危機種（総数）のうち
温暖化の影響を受けている種の割合



出典：WWFジャパンホームページ

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

国際的な動向を受けて

持続可能な開発目標 (SDGs(Sustainable Development Goals)) の実現

平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている平成28年(2016年)から令和2年(2030年)までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17の目標(ゴール)と169のターゲットから構成されており、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

これは、国際社会全体が将来にわたって持続可能な社会を実現、発展させていくことができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



図1 持続可能な開発目標(SDGs)の17のゴール

パリ協定の遵守

平成27年(2015年)にパリで開かれた、温室効果ガス(*)削減に関する国際的取り決めを話し合う「国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)」で合意された、令和2年(2020年)以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みです。

パリ協定では、世界における平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保

ち、
し、
1. 5℃に抑える努力をすること（できる限り早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウト
21世紀後半には、温室効果ガスの排出量と森林吸収量のバランスをとること）が掲げられています。

グリーン・リカバリーの提唱

新型コロナウイルス感染症の流行において、冷え切った世界経済の再起を図るため、脱炭素社会など環境問題への取組も合わせて行うとするアフターコロナ政策の一つで、もともとは、環境意識の高いヨーロッパを中心に提唱された考え方です。

コロナ危機において、停滞した社会を気候変動を抑え、生態系を守りながら立て直すことが強調されています。

これを受け、「ネットゼロ・リカバリー（2050年よりも前に、二酸化炭素排出量を実質ゼロにするという気候変動対策の目標と新型コロナ禍からの経済復興とを整合させたもの）」や「サステナブル・リカバリー（持続可能な回復）」といった考え方も、企業を中心に世界での広がりを見せています。

我が国の動向を受けて



地域循環共生圏の創造

平成30年(2018年)に閣議決定された「第5次環境基本計画」において提唱されている、地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

農山漁村も都市も活かす我が国の地域活力を最大限に発揮する構想として、その創造によるSDGsやSociety5.0(経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな未来社会)の実現、並びに持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型の社会を構築していくことが期待されています。

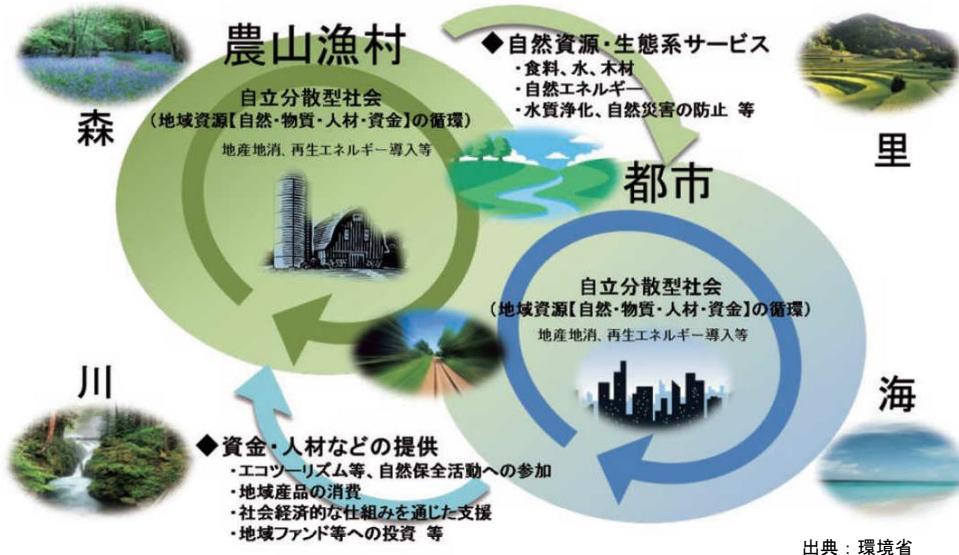


図2 地域循環共生圏の概念図



経済社会のリデザイン（再設計）

環境省「選択と集中」実行本部で示された、持続可能で分散型・レジリエントな社会を目指す政策のことです。「脱炭素社会への移行」「循環経済への移行」「分散型社会への移行」の3つの移行を「統合的に」進め、移行に向けた政策を迅速に打ち出すことのできる組織づくりに取り組むこととしています。

これまで世界の各国が示している「グリーン・リカバリー」あるいは「より良い復興(Build Back Better)」に関する方向性や具体的な施策は、この3つの「移行」に集約されていると言われています。

ウィズコロナ・ポストコロナの時代には、環境・社会・経済の3つの軸を総合的に見据えた迅速な政策を遂行する必要性が増すため、日本型の新しい経済社会の構築ができるかどうか、今後の政策動向が注目されています。

「3つの移行」の方向性	「循環型経済への移行」への新たなアクションの方向性
リーマンショックの轍を踏まない：脱炭素社会への移行の加速化	地下資源の依存から脱却し、地上資源を活用することによる地域の自立、「地域循環共生圏」の実現に向けた取組の強化
国土・地域のリデザイン：自立・分散・ネットワーク型の地域づくり	「里山未来拠点」を活用した地産地消の推進
巨大リスクへの備え：気候変動×防災	海洋プラスチックごみ削減を通じた地域の新規ビジネス支援

行動を示す宣言や表明を受けて



気候非常事態宣言

2016年12月、オーストラリア・ヴィクトリア州のデレビン市でなされた宣言のこと

で、

これを皮切りに欧米諸国を中心に世界中に広まりつつあります。

この宣言について、宣言に基づく施策等の義務及び法的強制力は有していませんが、宣言を行った自治体の多くは、住民の行動を規制しないものの、気候変動の防止を最優先した地域レベルでの行動の重視を掲げ、どの自治体も「パリ協定」の遵守と、温室効果ガスの大幅削減と森林による吸収などで相殺する「実質ゼロ」の早期実現を目指しています。

今日では、大学などの教育機関や企業などによる宣言もされており、国連環境計画(UNEP)によると、イギリス、北米、UNEPに活動基盤をもつ3団体が共同し、世界の大学などの高等教育機関にこの宣言への参加を呼びかけた結果、7千以上が宣言に参加し、宣言内容は地方自治体と共に通するほか、気候変動に関わる研究・スキル開発や地域での教育の重要性もあげています。

なお、日本国内では、令和元年(2019年)9月に長崎県壱岐市が国内初の宣言を行って以降、令和2年度(2020年度)末までに、60を超える自治体で同様の宣言が行われています。



2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明（ゼロカーボンシティ表明）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、温室効果ガスの排出抑制等に対する都道府県及び市町村の努力義務を踏まえ、脱炭素社会に向けた“2050年二酸化炭素排出実質ゼロ(*)”に取り組む表明のことです。

令和2年(2020年)10月、国は、成長戦略の柱に『経済と環境の好循環』を掲げ、グリーン社会の実現に注力し、2050年カーボンニュートラル(*)、並びに脱炭素社会の実現を目指すため、本表明を行っています。これは、省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーを最大限に導入するとともに、安全を最優先に原子力政策を進め安定的なエネルギー供給を確立するもので、これまでの石炭火力発電に依存する政策の抜本的な転換を意味しています。

また、この表明についても、表明に基づく施策等の義務及び法的強制力は有していませんが、

令和2年度(2020年度)末までに、国を含む300を超える自治体で行われています。



行動に対する秦野市の考え方

この2つの行動には、実効的かつ野心的な取組はもちろん、関わる人や機関等が意識を共有していくことが重要です。

秦野市（以下「本市」という。）では、令和2年(2020年)第2回定例会において、市に気候非常事態宣言を求める陳情が採択されるなど、市民による地球環境の保全に対する意識の高まりは、より一層増しているように感じます。

こうした社会の動向を捉え、本市は、森林里山や名水など他に誇るべき地域資源、さらに、「森・里・川・海」の自然的な繋がりをもたらす地域特性を未来に引き継ぎ、持続可能な都市として発展し続けることができるよう、令和3年(2021年)第1回定例会の施政方針のなかで、「ゼロカーボンシティ」への挑戦を表明いたしました。

今後は、既に表明を行っている自治体等との連携に加え、広域的な視点による取組等を検討していくとともに、「第3次秦野市環境基本計画」の着実な推進、並びに市民生活への浸透など総合的な検証のもと実現を目指していきます。

なお、具体的には、これまでの本市における地球温暖化関連計画等を一元化させた「(仮称)秦野市地球温暖化対策実行計画(*)」（令和4年度(2022年度)施行）を策定し、二酸化炭素の排出を抑制する「緩和策」と温暖化による気候変動の影響を回避する「適応策」の両輪による施策を進めています。

神奈川県の動向を受けて



神奈川県環境基本計画の推進

神奈川県では、平成28年(2016年)から令和7年(2025年)を計画期間とする神奈川県環境基本計画を策定し、基本目標に「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」を定めています。

この基本目標を達成するため、「持続可能な社会の形成」、「豊かな地域環境の保全」、「神奈川のチカラとの協働・連携」の3つの施策の分野において、10年後のめざす姿等や施策の方向を明らかにした上で、計画の実現に向けた重点施策を設定しています。

地球温暖化対策を分散型エネルギー・システムの構築と一体的に進めるほか、資源の循環的利用の推進、廃棄物の適正処理の推進、さらに、豊かな地域環境の保全を図るため、地域の特性に応じた生物多様性の保全を進めるとともに、水源環境の保全・再生、生活環境の保全などに取り組んでいます。

こうした環境問題への取組では、地域に根付いてきている環境保全に向けた県民活動や企業の先端技術等の神奈川の「チカラ」を結集することとされています。

秦野市のこれまでの取組を受けて



第2次秦野市環境基本計画の推進と評価

平成23年(2011年)に第2次秦野市環境基本計画を策定し、「みんなではぐくむ豊かな自然と活力あるまち」を将来テーマに、望ましい未来像と全体にかかる事項を掲げ、その実現に向けて、市民・事業者・行政の協働による取組を進めてきました。

また、計画の中間年度であった平成28年(2016年)には、社会情勢等の変化に対応するための改定作業を行い、具体的な取組及び数値目標については、毎年度「環境報告書(*)」として公表し、秦野市環境審議会による評価を受けてきました。

望ましい未来像1	森林や里地里山・里川が広がる緑と水が豊かなまち
望ましい未来像2	地球温暖化対策など地球環境の保全に足元から取り組むまち
望ましい未来像3	ごみの減量と資源循環を進め、環境への負荷が小さいまち
望ましい未来像4	丹沢の緑やまちの景観が調和した健康な魅力あるまち
全体にかかる事項	環境学習などによる人材育成と協働・連携による推進体制づくり

基本施策の進行管理 (外部評価 ^(※1))	「妥当」、「概ね妥当」との評価 : 約80% 「見直しの検討」、「見直しが必須」との評価 : 約20% ^(※2) ※1. 約70%以上の意見を評価基準とした。 ※2. 詳細は資料編P5を参照のこと。
数値目標の達成状況 (^(※3))	約44%の達成率 ※3. 最終年度(令和2年度(2020年度))の実績は見込みとした。

基本施策と数値目標との関連付けを整理し、より実効性のある体系に再設計します。

2 計画の目的

本市は、水と緑に恵まれた都市として、その自然環境を後世に継承することを目的に平成12年度(2000年度)に「第1次秦野市環境基本計画」を、次いで、産業構造の変化（身近な生活環境から自然環境、地球規模の環境問題まで）に対応することを目的に、平成23年度(2011年度)に「第2次秦野市環境基本計画」（以下「前計画」という。）を策定し、総合的かつ計画的に環境政策を推進してきました。

この間、国内では、東日本大震災に伴うエネルギー需給への意識の変革、国外では、SDGsの採択やパリ協定の発効など、社会全体で持続可能な環境像の実現を求める動きが加速し始めました。

そこで、本市においても、前計画より継承する「環境の保全」という普遍性を着実に推進させるとともに、こうした社会潮流への順応を見据えた取組や推進体制を強化することを目的とした「第3次秦野市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

3 計画の位置付けと対象区域

本計画は、秦野市環境基本条例第10条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための目標や施策を策定するものです。また、上位計画である「秦野市総合計画」を環境面から補完するため、「環境」の視点から諸施策の統括並びに組織横断的な施策展開を担保する計画に位置付けるものとします。

なお、本計画の対象区域は秦野市全域とします。



図3 環境政策と関連する計画の位置付け

4 計画の期間

本計画の期間は、上位計画である「秦野市総合計画」との整合を図り、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)とし、取組及び数値目標の達成状況や社会情勢の変化に対応するため、中間年度である令和7年度(2025年度)を目安に見直しを行います。



図4 計画の期間と見直しの時期

第2章 秦野市のすがた

1 地域の概況

(1) 地勢と気象

本市は、神奈川県央の西部に位置し、面積が103.76km²、東西の距離は、13,590m、南北12,800mです。市の中心部は、東京から約60km、横浜から約37kmのところにあり、北方には、いわゆる神奈川の屋根丹沢連峰がひかえ、南方には渋沢丘陵と呼ばれる台地が東西に走っています。

地形は、東・北・西の3方を、新生代第三紀丹沢層群のつくる大山・三ノ塔・塔ノ岳・鍋割山等の谷の深い壯年期の山々に囲まれ、南方は、新生代第四紀末に隆起したなだらかな渋沢丘陵に遮られた秦野盆地を形成しています。盆地の地質は、基盤が丹沢層群をつくる緑色凝灰岩で、その上に砂礫と降下火山灰等が互層をなして堆積しており、盆地内の砂礫は、丹沢山地より盆地の中央部を流れる水無川、盆地の西側を流れる四十八瀬川、東側を流れる金目川等によって運搬堆積し、砂礫層となって複合扇状地の地形を形成しています。

	気温 (°C)			総降水量 (mm)	平均風速 (M/S)	天気日数 (日)			
	平均	最高	最低			晴	曇天	降水	雪
令和元年 (2019年)	15.9	35.3	-1.4	1,877.5	2.0	166	91	108	0
過去10年の平均	15.6	35.2	-3.7	1,650.5	2.1	182	100	82	1
●平成21年 (2009年)	15.5	34.1	-2.0	1,512.5	2.1	177	87	100	1

出典：統計はだの

表1 気象データの推移

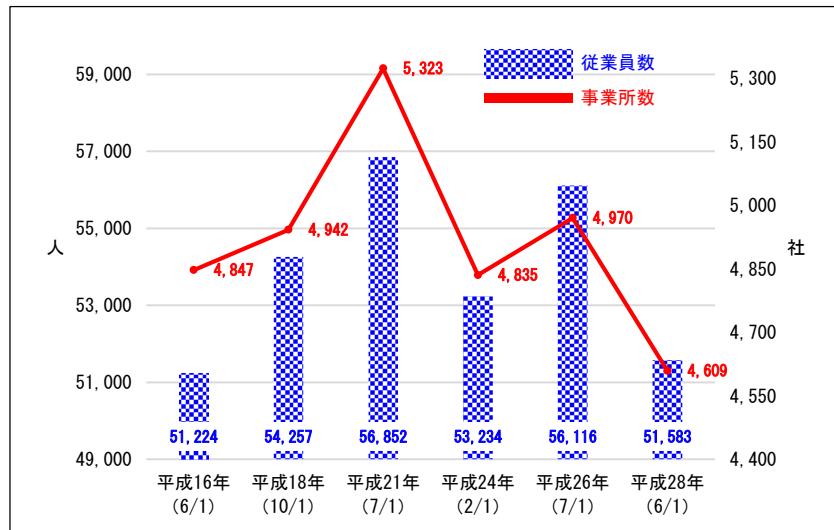
(2) 人口と産業

本市の総人口は、昭和30年(1955年)に約5万人でしたが、高度経済成長期を迎えて、首都圏のベッドタウンとしての人口流入により、昭和50年(1975年)に約10万人、そして、昭和63年(1988年)には15万人を超えるなど人口増加が続いていました。

一方で、5年前と比較した変化率(5年前の人口を「100」としたときの増減割合)は、昭和50年(1975年)をピークに低下し、総人口は、平成22年(2010年)9月の170,417人をピークに減少に転じています。

産業構造は、中小企業者が大部分を占め、産業別では、卸売業・小売業(約22%)次いで宿泊業・飲食サービス業(約13%)の順に続いています。

なお、事業所数及び従業員数は、平成18年度(2006年度)以降、増減を繰り返している状況です。



出典：統計はだの

図5 事業所数・従業員数の推移

2 環境の現状と取組

(1) 自然環境

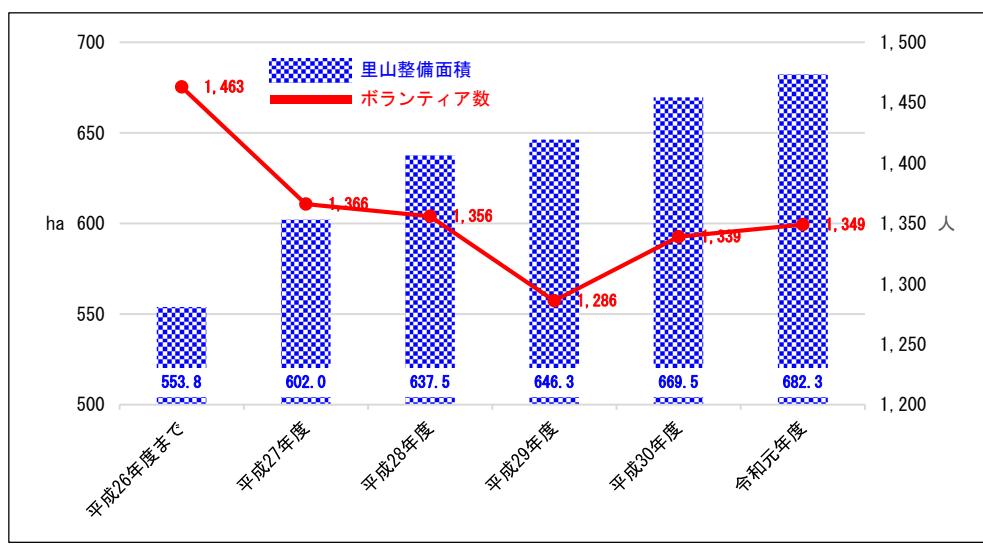
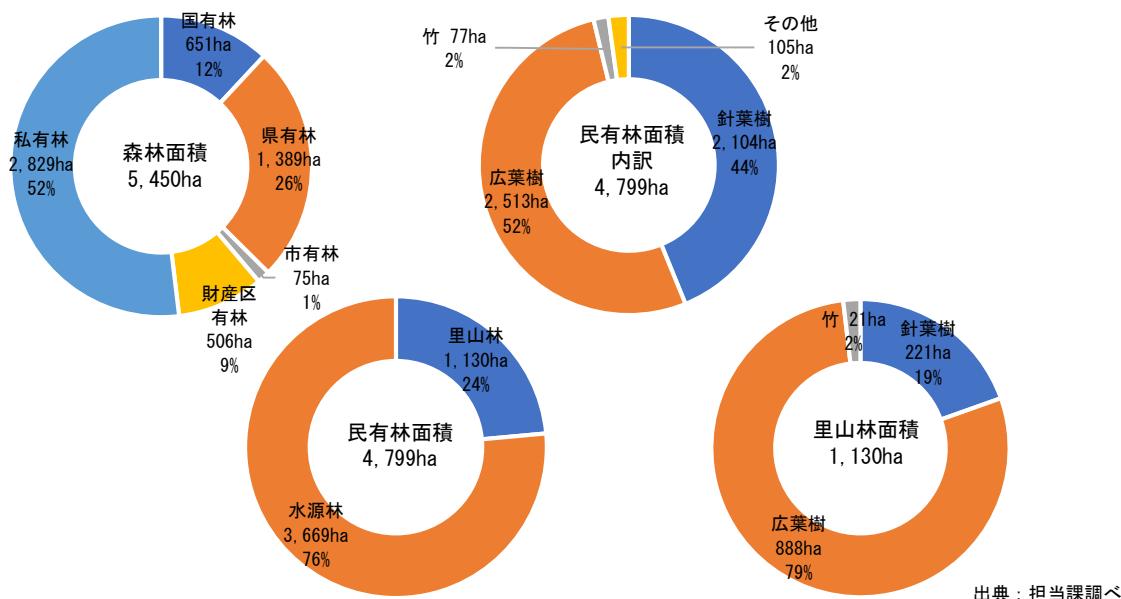
現状と取組【森林】

丹沢山地をはじめ弘法山や渋沢丘陵など、森林面積は市の総面積の約53%を占め、雄大な緑が広がっています。

森林を取り巻く環境は、たばこ栽培の終了や化石燃料への転換により、里山の手入れが遠ざかり、荒廃化が進んだものの、里山の保全再生のため、地域住民、ボランティア団体、首都圏住民、企業等が参加して里地里山保全再生活動が行われており、「第61回全国植樹祭(*)」の開催を契機に、市民の森林・里山の循環や保全に対する啓発に継続的に取り組んでいます。

また、木材の搬出コストの高騰や木材販売価格の低迷等によって放置される森林が増加し、山地の荒廃化が懸念されるため、山地の保全を図り、森林等の持つ多面的機能が發揮できるよう、県と市が連携して水源の森林づくり事業を推進しています。

財源については、水源環境保全税（平成19年度（2007年度）から）及び令和元年度（2019年度）に創設された森林環境譲与税を効果的に活用し、持続的な森林整備等を行っています。

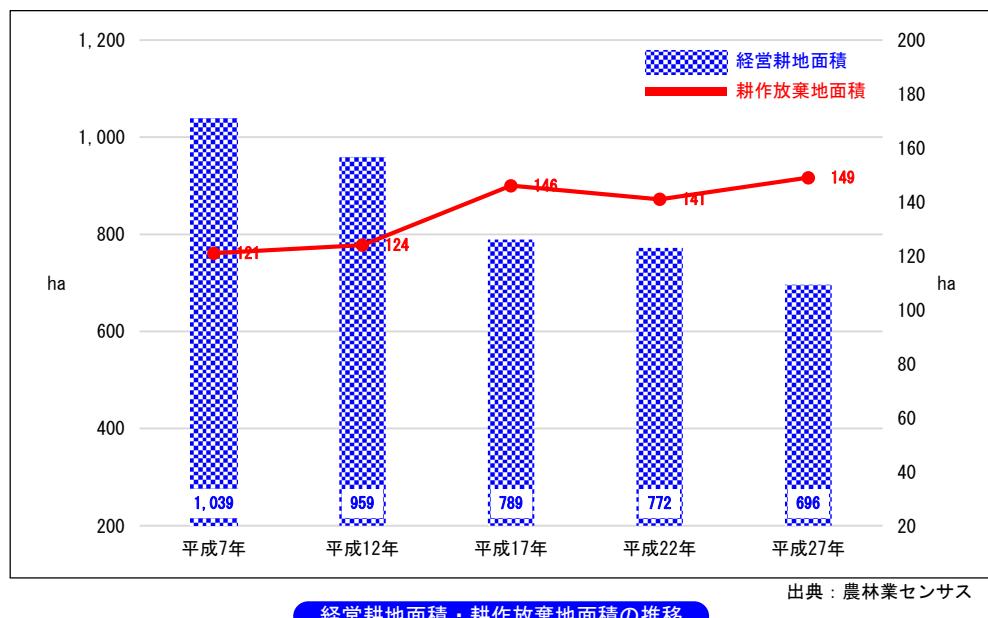
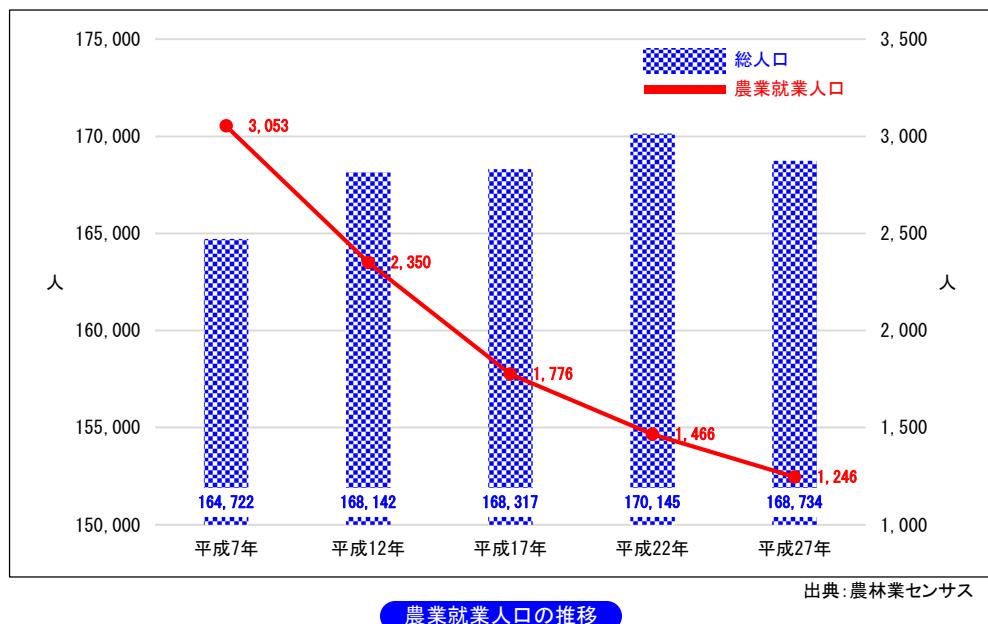


現状と取組【農業・農地】

農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化や後継者不足の深刻化に加え、燃料・資材費の高止まり、異常気象や自然災害、鳥獣被害など厳しい状況にあるため、地域の中心的な担い手の経営基盤強化を支援するとともに、「はだの都市農業支援センター」を主体に新たな担い手の確保・育成に取り組んでいます。

農地は、農業の担い手不足に伴い荒廃・遊休農地が増加傾向にあるため、新たな担い手を確保するとともに、「人・農地プラン(*)」により農地の受け手と出し手を明確化し、農地の集積・集約化に取り組んでいます。

そのほか、地産地消活動団体への支援や地産地消応援サポート制度の推進等による、都市農業の利点を生かした地産地消の推進、季節に応じた掘り取りや摘み取り、地理的特性を生かした農園ハイクの実施など、観光農業、体験型農業の推進にも取り組んでいます。



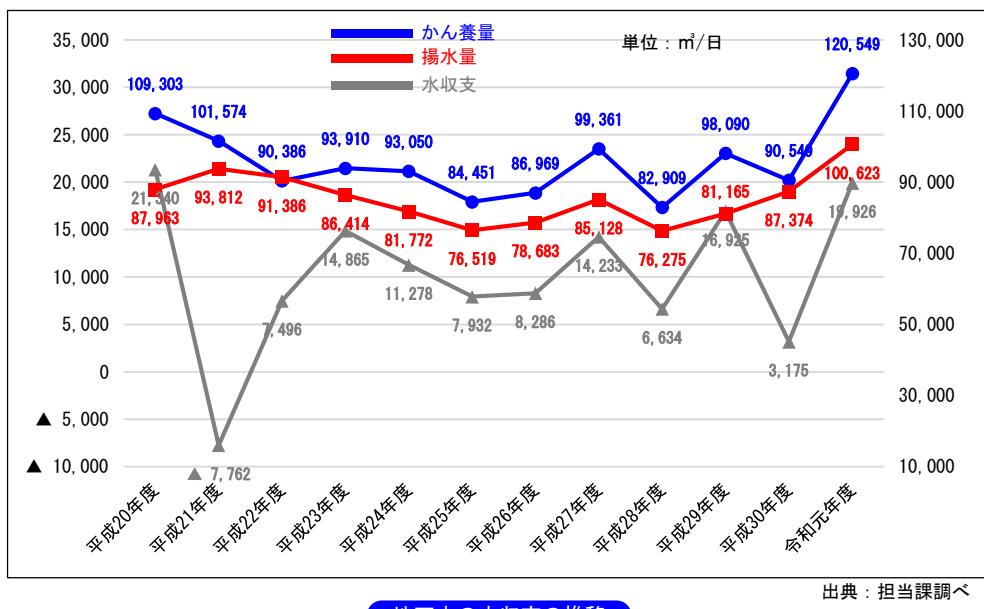
現状と取組【水（地下水）】

秦野盆地の地下は天然の水がめ構造となっており、丹沢山地や盆地に降った雨は盆地山側で地下に浸透して貯えられ、その地下水は、約7.5億m³と推定されています。

この地下水は、市民の生活用水などとして利用され、人々に恵みを与え、盆地南部では地下水が各所に湧き出しており、「秦野盆地湧水群(*)」として昭和60年(1985年)に環境省の名水百選に選ばれています。

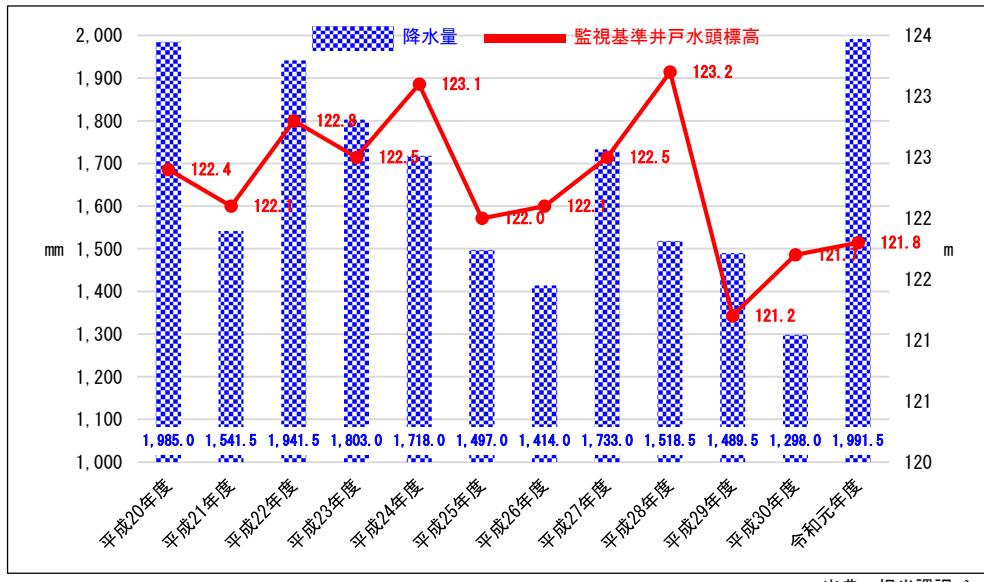
そこで、都市開発等により損なわれていく自然の水循環系を保全するとともに、適所に人為的な水循環系で補完するため、「秦野市地下水総合保全管理計画」に基づき、安定的な水循環の確保を推進しています。

また、地下水質改善の状況確認や新たな汚染の未然防止及び早期発見のため、地下水調査を実施するとともに、有機塩素系化学物質により汚染された地下水の水質改善に向けた浄化事業に取り組んでいます。そのほか、「秦野名水の利活用指針」に基づき、健全な水循環に配慮した、地域特性を生かした利活用を図っています。



地下水の水収支の推移

出典：担当課調べ



基準観測井戸水位の推移

出典：担当課調べ

現状と取組【生き物】

「秦野市みどり条例」の制定に伴い、生物多様性の確保を目的に、柳川、渋沢、峠、名古木（深沢を含む）及び千村地区の6か所を「生き物の里」に指定しています。この生き物の里の管理運営は、それぞれ地域住民が担っており、地域による生き物の生息環境への関心を高めるとともに、ビオトープ(*)など地域性を生かした独自の管理が行われ、地域に適した生物多様性の環境づくりが進められています。

その結果、生き物の里をはじめ、渋沢丘陵などの雑木林や各地区の谷戸田には、ムササビ、ホトケドジョウやゲンジボタルなどの多種多様な生き物が生息し、「神奈川県レッドデータブック」に該当する希少種も多数確認されています。

また、各種体験ツアーなど地域性を生かした取組や環境学習の実施により、生物多様性の持続可能な利用も積極的に展開しています。

指定番号	指定地域	面積	指定時期	生息している主な生き物
1	柳川	6,118m ²	平成13年度	ホトケドジョウ・アカハライモリ
2	渋沢	3,255m ²	平成16年度	ホトケドジョウ・アズマヒキガエル
3	峠	2,639m ²	平成18年度	ホトケドジョウ・デンジソウ
4	名古木	1,211m ²	平成19年度	ホトケドジョウ・アカハライモリ
5	千村	6,919m ²	平成23年度	ホトケドジョウ・アカハライモリ
6	深沢	7,088m ²	平成23年度	ホトケドジョウ・アカハライモリ

生き物の里の指定状況



環境学習の様子（柳川生き物の里）



希少種の確認例（ニッポンハナダカバチ）

(2) 地球環境

現状と取組

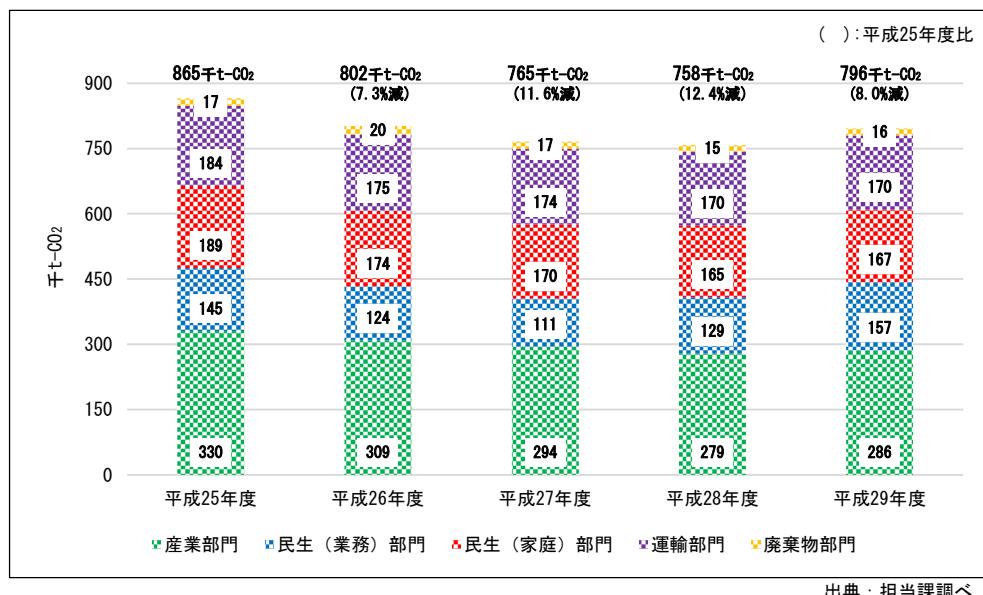
地球温暖化を原因とする気候変動が国際的な問題となるなか、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の排出量を減らす必要があります。

特に、産業部門（製造業や鉱業等による事業活動）及び民生部門（第三次産業に属する企業及び個人による事業活動と一般家庭による経済活動）から排出される二酸化炭素量は、市域全体の約75%と大多数の割合を占めています。

そこで、二酸化炭素の排出を抑制する「緩和策」としては、6月の環境月間（ごみの減量、緑のカーテン(*)やライトダウンなど）、12月の地球温暖化防止月間及び2月の省エネルギー月間（いずれも市民参加型イベントの開催）等における啓発事業を実施しています。

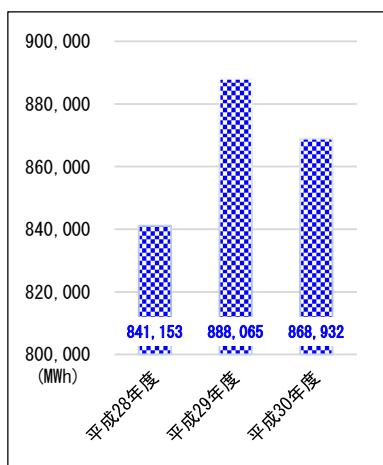
また、住宅用木質バイオマスストーブ設置費補助金制度（平成29年度（2017年度）終了）や「再生可能エネルギーに関する基本指針（平成30年度（2018年度）策定）」に基づき、再生可能エネルギーの利用促進を図っています。

さらに、気候変動に対する「適応策」としては、河川の氾濫や道路の冠水を監視するライブカメラの設置など、異常気象や局地的災害への適応強化を図っています。



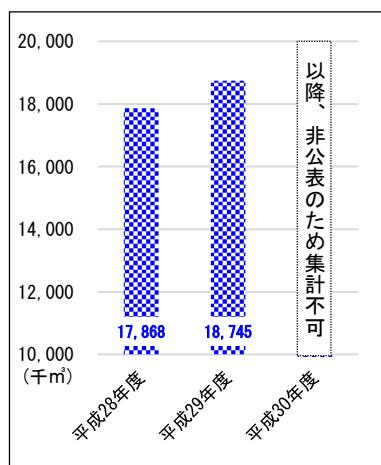
出典：担当課調べ

二酸化炭素排出量の推移



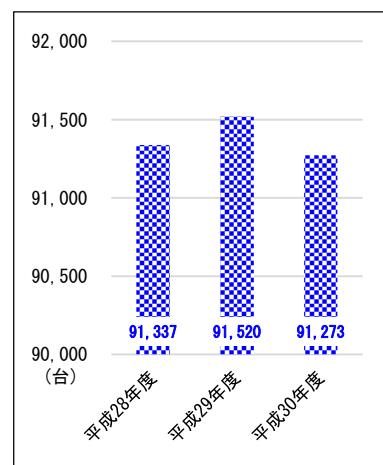
出典：担当課調べ

電気使用量の推移



出典：統計はだの

都市ガス供給量の推移



出典：統計はだの

自動車総数の推移

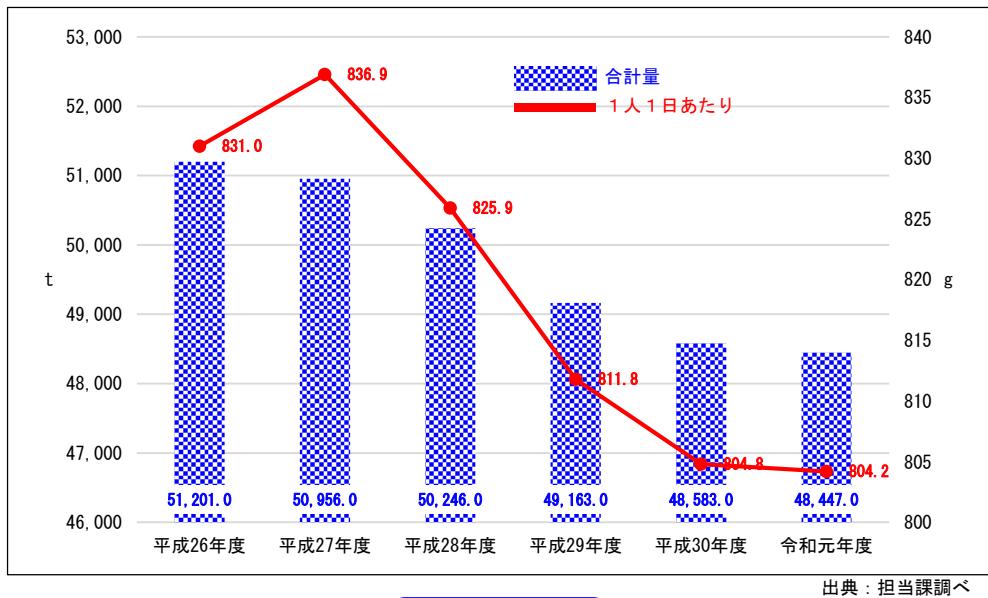
(3) 資源・循環

現状と取組

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進による循環型社会の形成及びはだのクリーンセンター1施設での安定稼働に向け、ごみの排出抑制、分別の徹底など、資源化施策を推進しています。そのため、古紙類の品目の見直しや出し方の簡素化、ストックハウスの拡充に加え、フリーマーケットやフードドライブなど、“もったいない”をテーマにした「リユース！もったいないDay！」を開催し、市民が協力しやすい体制整備を進めています。

また、新たに草類の分別収集を開始し、剪定枝と併せたさらなる資源化を図っています。

さらに、分別ルールを徹底するため、スマートフォンなどで簡単にごみの出し方などが確認できる「ごみ分別促進アプリ（さんあ～る）」を導入し、普及・拡大に向けた啓発活動を行っています。



出典：担当課調べ

ごみ排出量の推移



ごみ分別促進アプリ「さんあ～る」



ストックハウス（環境資源センター）



リユース！もったいないDay！

(4) 都市環境

現状と取組

緑豊かな自然と調和した良好なまちなみを形成するとともに、本格的な人口減少社会に対応するため「コンパクト・プラス・ネットワーク」型都市構造(*)への転換が求められることから、コンパクトなまちづくりの指針となる秦野市立地適正化計画を策定し、土地利用と交通ネットワークとの連携等による都市機能の充実を図っています。

市民の憩いやふれあいの場である公園や緑地は、公園愛護会や里親制度（アダプト・プログラム(*)）により、地域に親しまれ愛される公園として、市民との協働を基本に維持管理を進めています。

環境美化については、ポイ捨て等のごみの散乱防止を推進するため、市内4駅周辺をはじめ、6か所を環境美化重点地区に指定し、環境美化指導員による巡回、指導を実施しています。また、不法投棄対策として、定期的なパトロール、不法投棄の頻発箇所への防護柵及び監視カメラの設置を行い、不法投棄をさせない環境づくりに努めています。

歴史、文化については、文化遺産を健全な形で後世に引継ぎ、魅力発信に繋げるため、市・県の指定及び国の登録に向けた取組を行っています。さらに、桜土手古墳展示館から移行した「はだの歴史博物館」では、市の歴史全般が学べる生涯学習拠点として、文化財に関する情報を内外に発信し、その活用と保存に向けて取り組んでいます。



里親制度による整備事例（花壇）



↑水車小屋（緑水庵に併設）
平成元年(1989年)建築。



緑水庵→
昭和5年(1930年)建築、平成元年(1989年)に所有者からの寄贈を受け、平成3年(1991年)に当地区へ移築。

蓑毛緑水庵（令和2年度(2020年度)国登録有形文化財に登録）

(5) 生活環境

現状と取組【大気、水質・河川、土壤、騒音・振動、悪臭、化学物質】

都市化（宅地や大規模建物の造成、交通利便の向上など）の進展により、様々な場面において人々の生活による公害が誘発されています。

大気の状況は、光化学オキシダントを除き、環境基準を達成しています。

水質・河川の状況は、水質調査を実施して河川環境の監視を行うとともに、事業所への立入調査を実施し、排水処理施設の適正管理及び排出基準の遵守について指導を行っています。また、河川の水質汚濁を把握するため、6河川7地点で水質調査を実施して水質の監視を行い、環境基準項目のうち、大腸菌群数が環境基準に適合していない状況ですが、BOD(*)数値は公共下水道の整備により改善が図られています。

土壤の状況は、市内5か所のゴルフ場と環境保全協定を結び、農薬使用量を把握しゴルフ場直下の水路で農薬散布後の水質調査を実施しています。

騒音の状況は、東名高速道路や国道246号からの自動車騒音や、工場の操業に伴う騒音、建設や解体作業に伴う騒音、飲食店等からのカラオケ騒音、娯楽施設・商店からの営業騒音、一般家庭からの生活騒音等があり、近年は、住工混在地域に立地する小規模工場からの騒音や、飲食店等のカラオケ騒音、建設現場の作業音などの騒音等が問題となりやすい傾向にあります。また、明確な規制基準がない低周波音に関する問題も増加しつつあります。

振動の状況は、騒音と並んで日常生活に關係の深い問題であり、人に心理的・生理的な悪影響を及ぼすとともに、家屋等に対して物理的被害を発生させるおそれもあります。自動車や鉄道などの交通振動や工場の操業に伴う振動、建設や解体工事の作業に伴う振動など、騒音と同様に発生源が多様化しています。

化学物質（ダイオキシン類）の状況は、発生抑制として県条例に基づき事業所へ定期的に立入調査を実施し、監視や指導による大気汚染防止に努め、焼却灰による土壤汚染の防止のため、焼却灰の保管や管理の監視・指導をしています。

物質	環境基準	一般局(*)		自排局(*)	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm(*)から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	○		○	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	長期	○	長期	○
		短期	○	短期	○
微小粒子状物質(PM2.5(*))	1年平均値が15μg/ m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/ m ³ 以下であること。	長期	○	長期	○
		短期	○	短期	○
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	×		未測定	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	長期	○	未測定	
		短期	○		
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	未測定		長期	○
				短期	○

●秦野市役所（事業所）における「ベンゼン」「トリクロロエチレン」「テトラクロロエチレン」「ジクロロメタン」「ダイオキシン類」は、環境基準を達成しています。

大気汚染にかかる環境基準及び達成状況

(6) 環境教育・市民活動

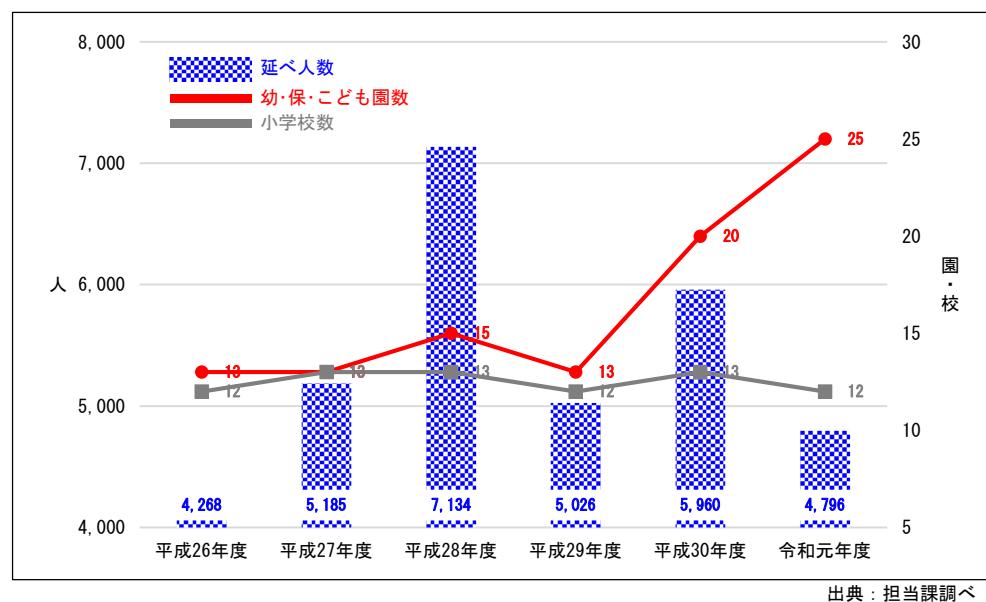
現状と取組

環境教育の機会を提供するため、企業や大学、環境ボランティア団体等との協働により、市内の幼稚園、保育園、こども園及び小学校等を対象に環境学習支援事業「はだのエコスクール」を実施しています。

教育現場では、学校版環境ISO(*)の取組として、「エコキッズはだの」を推進し、すべての公立幼稚園・こども園、小・中学校でエコキッズの取組宣言（合言葉）を設定し、子どもたち全員が参加できる環境活動を実施しています。

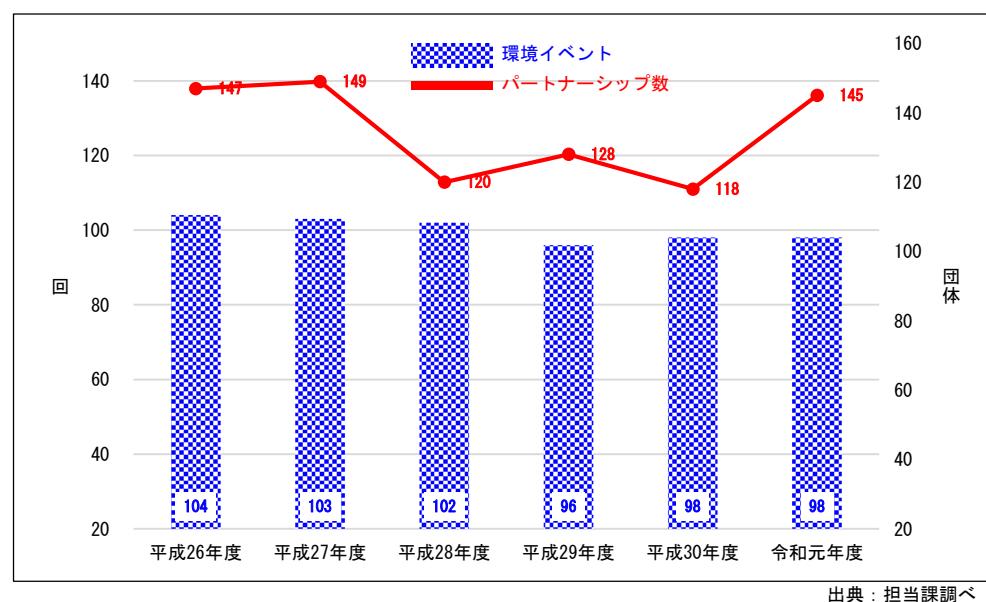
一般向けには、環境保全、自然保護の啓発として自然観察会の開催や指導員の養成を行い、広く市民への自然保護意識の向上を図っています。

この両面の取組においては、各主体が相互の資源を組み合わせ、自らが果たすべき役割と責任を自覚するとともに、自主性を尊重、協力、補完し合うことが必要です。



出典：担当課調べ

エコスクール参加人数等の推移



出典：担当課調べ

環境イベント・パートナーシップ数の推移

第3章 未来へ向かって

1 将来テーマ

本市の目指す都市像は、秦野市総合計画において以下のように定められています。

水とみどりに育まれ 誰もが輝く 暮らしよい都市(まち)

この都市像を環境面から補完するため、社会的・自然的状況を踏まえるとともに、次世代に恵み豊かで良好な自然環境を持続可能な形で引き継いでいけるよう、将来テーマを次のとおり設定します。

恵み豊かな環境を 共にはぐくみ 未来へつなぐまち



自然と都市の調和が
もたらす「環境の恩
恵」を、総合的に表
現しています。



市民や事業者等、多様
な主体による「姿勢や
行動」を表現していま
す。



環境保全と変化への備
え、資源循環における
「持続可能性の継承」
を表現しています。

2 望ましい環境未来像

第1節

水とみどりの環を守り、育み、生かすまち ～共生型社会の実現を目指して～

本市は、丹沢山地をはじめとする森林に囲まれ、市街地の周辺は里山林が広がり、緑豊かな環境を創出しています。

森林などに降った雨水は、秦野盆地の地下に浸透し、豊富な水源、湧水や里川に生まれ変わって田畠を潤すとともに、動植物の生息も育みます。

このように、自然が生み出す恩恵を未来にわたって享受できる共生社会を目指すため、「水とみどりの環を守り、育み、生かすまち」を望ましい環境未来像に掲げます。

第2節

地球環境の保全と変化への備えに地域から取り組むまち ～脱炭素型社会の実現を目指して～

地球温暖化対策に代表される地球環境の保全には、多様な主体が意識と行動を一にした取組が必要です。特に、エネルギー需給の意識転換等により二酸化炭素の発生を抑制する緩和策と、影響が刻々と甚大化している気候変動への適応策の両面からの対策が求められています。

このように、緩和策と適応策の両輪の取組により形成される脱炭素社会を目指すため、「地球環境の保全と変化への備えに地域から取り組むまち」を望ましい環境未来像に掲げます。

第
3
節**ごみの減量・資源の循環により環境負荷が小さ
いまち～循環型社会の実現を目指して～**

ごみと資源の分別収集の定着と新たな分別区分（古紙類や草木類）の追加により、可燃ごみの排出量は減少傾向にあります。

一方、食品ロス(*)や海洋プラスチックなどが新たな課題と認識され、特に、非プラスチック製商品の使用を促す行動（我が国ではレジ袋の有料化など）は、国際的な動きに発展しています。

このように、ごみの発生抑制、資源循環、適正処分により天然資源の消費を抑え、環境への負荷ができる限り低減させる社会を目指すため、「**ごみの減量・資源の循環により環境負荷が小さいまち**」を望ましい環境未来像に掲げます。

第
4
節**安全・安心・快適に暮らせるまち
～快適で美しい都市空間の実現を目指して～**

本市は、表丹沢に代表される豊かな自然と、その地に根付いた歴史や文化の継承のなかで形づくられてきました。

しかし、開発等による都市化（宅地や大規模建物の造成、交通利便の向上など）、あるいは、ポイ捨てや不法投棄の影響は、山並みや水辺空間といった秦野らしさを象徴する原風景を失わせるとともに、大気汚染や騒音などの人々の生活により生じる公害も誘発しています。

このように、古き良き原風景を都市の機能と調和させ、快適で美しい都市空間の創造を目指すため、「**安全・安心・快適に暮らせるまち**」を望ましい環境未来像に掲げます。

第
5
節**協働で広げる多様な主体が輝くまち
～気づき、学び、行動できる社会の実現を目指して～**

第1節から第4節までに掲げた望ましい環境未来像を実現するためには、市民や事業者等の多様な主体との協働は不可欠です。そして、気づきや学びの意識を共有し、行動に繋がる仕組みづくりが必要です。

このように、環境の保全という普遍的なテーマについて、関わる誰もが自分事として認識し、輝きを持って活動できる社会を目指すため、「**協働で広げる多様な主体が輝くまち**」を望ましい環境未来像に掲げます。

3 重点戦略と横断的視点

重点戦略

地域循環共生圏の構築

【日本発の脱炭素化・SDGs構想】



気候変動への適応

【SDGs・ゴール13】



図6 重点戦略に位置付けた事項(=着眼点)

序章で示したとおり、気候変動や温暖化、海洋プラスチックなどのごみ問題や生物多様性の損失による生態系サービスの低下など、地球環境が直面している状況は多分野に及び、その度合いや規模は危機的な状態といつても過言ではありません。より一層の国際的な協調と協力が求められていると言えます。

そこで、本市では、こうした地球規模の環境課題に対して、国内外が推進している取組（図6）に着眼し、それぞれが描く姿を重点戦略に位置付けるとともに、代表的な取組に反映させながら地域課題の解決に応用していくこととします。

横断的視点

はぐくむ

環境を支える組織や仕組み、意識を『はぐくむ』

はぐくむ

そなえる

気候変動などによる地球環境の変化に『そなえる』

そなえる

つなげる

環境・文化を守り次世代に『つなげる』

つなげる

図7 3つの横断的視点

重点戦略はもとより、望ましい環境未来像を実現する基本施策を着実に推進させ、豊かで良好な自然環境を持続可能な形で次世代に継承していくためには、環境課題を横断的かつ持続的に捉えることが重要です。

そこで、市民・事業者等・行政が協働できる組織や仕組み、意識を『はぐくみ(む)』、気候変動などによる地球環境への脅威や変化に的確に『そなえ(る)』、秦野の環境や文化を守り、持続可能な形で次世代に『つなげる』の視点を基盤に、施策を展開していきます。

4 計画の体系

将来テーマ

恵み豊かな環境を 共にはぐくみ 未来へつなぐまち

重点戦略

地域循環共生圏の構築

気候変動への適応

横断的視点

はぐくむ 環境を支える組織や仕組み、意識を『はぐくむ』

そなえる 気候変動などによる地球環境の変化に『そなえる』

つなげる 環境・文化を守り次世代に『つなげる』

1. 水とみどりの環を守り、育み、生かすまち
～共生型社会の実現を目指して～

- 基本施策
- 森林や里地里山の保全再生と利活用
 - 地下水や里川の保全と利活用
 - 農地の保全再生と活用
 - 生物多様性の保全再生と持続可能な利用

2. 地球環境の保全と変化への備えに地域から取り組むまち
～脱炭素型社会の実現を目指して～

- 基本施策
- 地球温暖化対策の推進
 - 省エネルギー行動の促進及びエネルギー転換の検討

3. ごみの減量・資源の循環により環境負荷が小さいまち
～循環型社会の実現を目指して～

- 基本施策
- 3 R（発生抑制・再使用・再資源化）の推進

4. 安全・安心・快適に暮らせるまち
～快適で美しい都市空間の実現を目指して～

- 基本施策
- うるおいや ゆとりあるまちづくりの推進
 - 環境美化の推進
 - 各種公害対策の推進

5. 協働で広げる多様な主体が輝くまち
～気づき、学び、行動できる社会の実現を目指して～

- 基本施策
- 学びの場づくりと環境に対する意識や行動の醸成
 - 環境情報の効果的な活用と充実

SDGs



1 ① 持続可能な開発目標

2 ② 欧州連合

3 ③ 氷河融解を防ぐ

4 ④ みんなに

5 ⑤ ジンジャーようこそ

6 ⑥ おもてなし

7 ⑦ おもほら

8 ⑧ おもほら

9 ⑨ おもほら

10 ⑩ おもほら

11 ⑪ おもほら

12 ⑫ おもほら

13 ⑬ おもほら

14 ⑭ おもほら

15 ⑮ おもほら

16 ⑯ おもほら

17 ⑰ おもほら

具体的取組（市民・事業者等・行政による）

望ましい環境未来像

第4章 環境未来像を実現する基本施策

1 表の見方【具体的取組及び数値目標】

第1節

水とみどりの環を守り、育み、生かすまち
～共生型社会の実現を目指して～

第1節

基本施策1

森林や里地里山の保全再生と利活用

分類2 里地里山の維持管理、ふれあい空間の創出

担当部署

令和3年(2021年)4月
1日における組織名称

中心的取組

具体的な取組のうち、数値目標の指標達成を実現するための取組（下線表示）

●P76. 77参照

横断的視点

「はぐくむ」「そなえる」「つなげる」が関連付けられる中心的取組にラベリング

一人ひとりが取り組みたいこと

市民・事業者等が取り組む内容(協働)を記載
この取組は、計画概要版における視点として活用しています。

◎…市民 ○…事業者等 ●…共通

具体的取組（令和元年度実績）

担当部署

1. 里地里山保全活動の推進及びボランティア団体への支援

取組の概要	環境共生課
<p>手入れ不足と考えられる私有の里地里山において、保全再生活動を実施する里地里山保全ボランティア団体に対して補助を実施しています。 ■整備面積：45.7ha／里地里山保全ボランティア団体数：30団体</p>	

2. 学習林やイベントの開催など里地里山とのふれあい機会の創出

取組の概要	環境共生課
<p>里山ふれあいセンターを市民が里山に触れ合う活動拠点として位置付け、各種事業を実施しています。また、下草刈りや間伐など植樹等の森林体験学習を実施しています。 ■自主事業参加者数：434名 ■北小学校森林体験学習参加者数：154名／上智大学里山整備活動参加者数：34名</p>	

●3. 「森林セラピー」による森林や里地里山などの地域資源の利活用

取組の概要	環境共生課
<p>市民の生活習慣病予防及び健康増進に役立て、都市と森林の地域交流を推進し、森林、観光、医療を通じた地域振興を図るため、森林セラピーイベントを実施しています。【P34コラム欄を参照】 ■イベント開催数：7回（延べ147名参加）</p>	

 一人ひとりが取り組みたいこと	<p>◎里地里山の保全のため、下刈りや落ち葉かき等の活動に参加します。 ◎里地里山の保全のため、学校教育や生涯学習と連携した活動を実施します。 ●生態系保全や地域振興など、森林資源の多面的機能を向上させます。</p>
---	--

現状値

令和元年度(2019年度)
の実績値が基本
(取組によって変動しています。)

重点戦略指標

重点戦略にのみ設定した数値目標

重点戦略

 13 	<p>「地域循環共生圏の構築」に対する取組にラベリング 「気候変動への適応」に対する取組にラベリング</p>
--	---

数値目標

達成を目指す指標

現状値
【令和元年度】目標値
【令和7年度】

担当部署

水源の森林エリアにおける森林整備（奥山を除く）面積【累計※】

26.97ha

125ha

環境共生課

■指標設定の背景

前計画から引き継ぐ指標であり、継続した目標設定と進行管理が必要な施策です。

※前計画の目標値には、県主体の整備面積が含まれていたため、本計画では、本市が行う整備のみの面積（累計）を設定しています。

達成を目指す指標
【重点戦略指標】現状値
【令和元年度】目標値
【令和7年度】

担当部署

「森林セラピー」イベントの参加者数

147名

300名

環境共生課

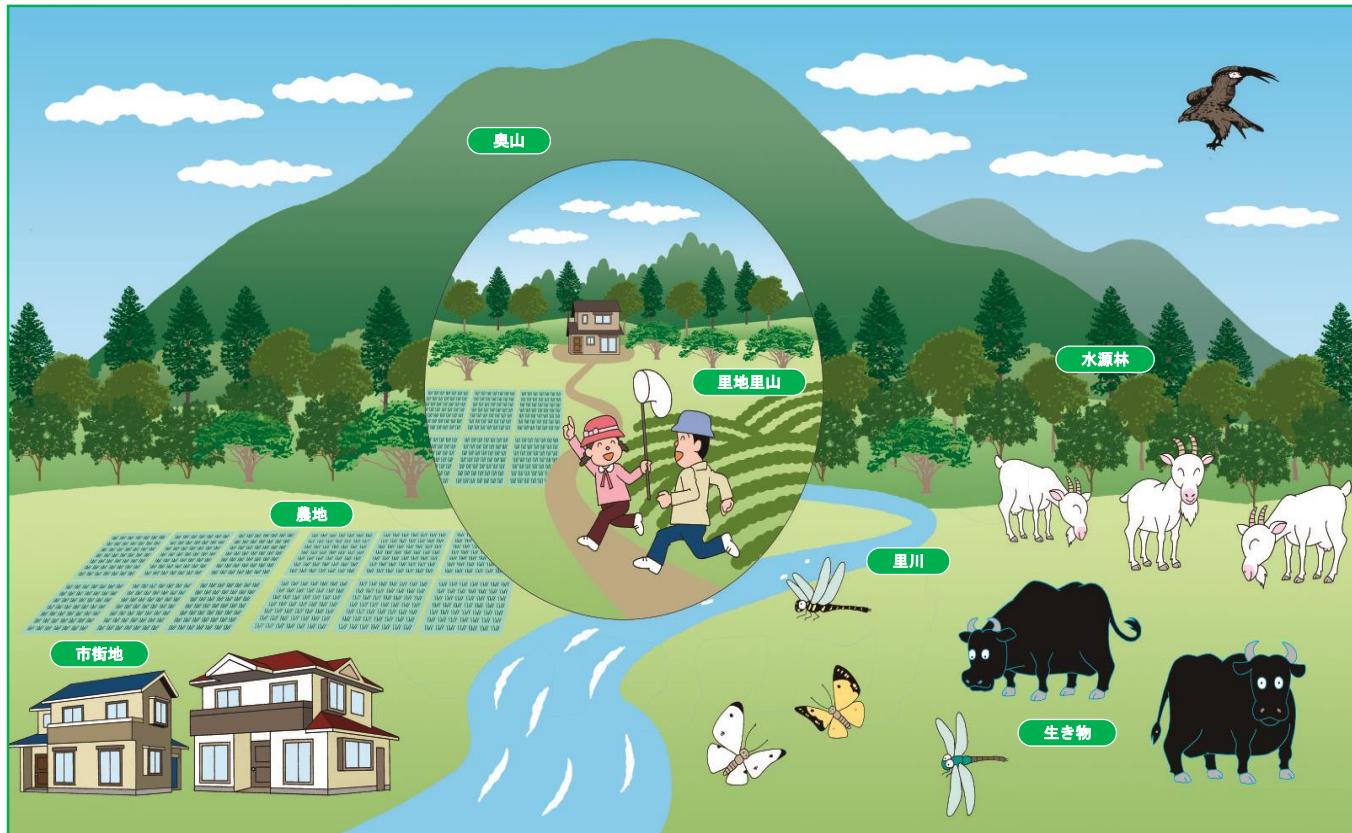
■指標設定の背景

地域循環共生圏の構築に基づく、里山及び森林資源の利活用（多面的利用）。

第1節



水とみどりの環を守り、育み、生かすまち ～共生型社会の実現を目指して～



課題とこれからの方針性

森林整備や農業など、高齢化や担い手不足による事業の継続が懸念されています。さらに、多面的視点による展開が求められていることから、地域特性や地域資源を新たな価値・財産として守り、育み、生かした取組を進める必要があります。

- **森林・里山**…山地の保全、水源環境等の保全を図るため、水源かん養(*)、生物多様性の保全再生、二酸化炭素吸収源等の森林の持つ多面的機能が発揮されるような環境づくりに努めます。また、森林セラピーのような新たな利活用方法を積極的に取り入れていきます。
- **水（地下水）**…自然の地下水かん養を補完する人工的な地下水かん養の積極的かつ総合的な取組を推進し、地下水を市民共有の財産である資源とした管理を図るとともに、地下水汚染の防止と浄化事業の継続的な実施による汚染地下水の改善を推進します。
- **農業・農地**…私的理屈に基づく農地転用、市内における大規模公共工事等による農地の減少及び担い手不足による荒廃農地の増加に対応するため、担い手の確保・育成と連動した荒廃農地の解消、農地の集積・集約化を図り、既存農地の有効活用と保全に努めます。また、交流人口の増加に寄与する地域特性を生かした多種多様な体験型、交流型の観光農業を推進します。
- **生き物**…市街地の緑地や生き物の里の環境維持に努めるとともに、生物調査の実施や外来種(*)の駆除推進等により生物多様性の保全再生を図ります。また、生物多様性を地域資源とする持続可能な利用を推進します。

関連する計画等

秦野市森林整備計画・はだの一世紀の森林づくり構想・秦野市地下水総合保全管理計画・秦野名水の利活用指針／活用戦略・秦野市都市農業振興計画・秦野市みどりの基本計画・秦野市生物多様性地域連携保全活動計画など

第1節 基本施策1 森林や里地里山の保全再生と利活用

分類1 森林の維持管理

具体的取組（■令和元年度実績）		担当部署
1. 林業の新たな展開や経営の支援による秦野産木材需要の拡大		
取組の概要 地元林業、製材業関係者による「秦野産材活用推進協議会」を設立し、秦野産材の生産現場案内会など木材の地産地消に向けたPR活動を実施するとともに、秦野産木材の产地認証制度及び秦野産材活用住宅助成制度と連携して市内における需要拡大に取り組んでいます。		環境共生課
2. 水源の森林づくりの推進	つなげる	
取組の概要 県と連携して実施している水源の森林づくり事業において、県の定める水源の森林エリア（下図）内で実施する森林の整備（枝打・除間伐）に対して補助を実施しています。 ■水源の森林づくり事業（整備面積）：10.55ha 造林補助事業 ：14.94ha 民有林整備活動事業 ：1.48ha 計26.97ha		環境共生課
	<p>標高などによる区分</p> <p>公益的機能等区分</p> <p>基本施策</p> <p>奥山林 概ね4,000～4,500ha</p> <p>山地林</p> <p>自然植生としての針葉樹・広葉樹の森林 概ね800m</p> <p>スギ・ヒノキの人工林 概ね300m</p> <p>里山林</p> <p>生活上必要で、かつて農業などに利用された広葉樹の森林 概ね1,000ha</p> <p>水源かん養機能</p> <p>木材等生産機能</p> <p>快適環境形成機能</p> <p>森林生態系の保全・再生と水源の森林づくり</p> <p>森林資源の持続可能な利用と地域産業づくり</p> <p>森林とのふれあいと市民参加の森林づくり</p> <p>秦野市森林整備計画より抜粋</p>	環境共生課
3. 里山保全ボランティアの育成		環境共生課
取組の概要 森林里山に対する基礎的な知識と技術を習得し、里山保全に対する意識の高揚や充実を図ることを目的に、ボランティア養成研修講座を毎年開催しています。 ■受講者数(延べ)：236名		環境共生課
 <p>一人ひとりが取り組みたいこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●森林の保全のため、植樹活動や野外活動に参加します。 ●森林の整備のため、間伐や枝打ち等の技術・経験を培います。 ◎所有する森林等を適正に管理します。 ○森林資源を有効活用した商品開発等を検討します。 	

第1節 基本施策1 森林や里地里山の保全再生と利活用

分類2 里地里山の維持管理、ふれあい空間の創出

具体的取組（■令和元年度実績）		担当部署
1. 里地里山保全活動の推進及びボランティア団体への支援	手入れ不足と考えられる私有の里地里山において、保全再生活動を実施する里地里山保全ボランティア団体に対して補助を実施しています。 ■整備面積：45.7ha／里地里山保全ボランティア団体数：30団体	環境共生課
2. 学習林やイベントの開催など里地里山とのふれあい機会の創出	里山ふれあいセンターを市民が里山に触れ合う活動拠点として位置付け、各種事業を実施しています。また、下草刈りや間伐など植樹等の森林体験学習を実施しています。 ■自主事業参加者数：434名 ■北小学校森林体験学習参加者数：154名／上智大学里山整備活動参加者数：34名	環境共生課
3. 「森林セラピー」による森林や里地里山などの地域資源の利活用	市民の生活習慣病予防及び健康増進に役立て、都市と森林の地域交流を推進し、森林、観光、医療を通じた地域振興を図るため、森林セラピーイベントを実施しています。【P34コラム欄を参照】 ■イベント開催数：7回（延べ147名参加）	環境共生課 
4. 全国植樹祭を通じ育まれた植樹や育樹意識の啓発	第61回全国植樹祭の取組のなかで生まれた環境・森林保全への市民意識、市民力・地域力の高揚を促進させ、秦野らしい森林(もり)づくりを進めるため、はだの一世紀の森林(もり)づくり構想の推進に当たり、市民主体の植樹・育樹・活樹事業を支援しています。 ■第12回秦野市植樹祭参加者数：144名	環境共生課
5. エコツーリズム(*)によるふれあいの場づくりの推進	弘法山や震生湖、田原ふるさと公園付近のハイキングコースに、花を背景とした美しい自然環境を、水無川ハイキングコースの上流には、おかめ桜と菜の花のコラボレーションを楽しめる空間を創出し、誘客に努めています。 また、秦野丹沢まつりの山開き関連行事においては、丹沢の魅力、自然や歴史に対する知識を深め、さらに、山岳ガイドの解説を交えた環境意識を育むハイキングや山岳ツアーを実施しています。	観光振興課
 一人ひとりが取り組みたいこと	◎里地里山の保全のため、下刈りや落ち葉かき等の活動に参加します。 ◎里地里山の保全のため、学校教育や生涯学習と連携した活動を実施します。 ●生態系保全や地域振興など、森林資源の多面的機能を向上させます。	

第1節

基本施策1

森林や里地里山の保全再生と利活用

数値目標

達成を目指す指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和7年度】	担当部署
水源の森林エリアにおける森林整備（奥山を除く）面積【累計(※)】	26.97ha	125ha	環境共生課

■指標設定の背景

前計画から引き継ぐ指標であり、継続した目標設定と進行管理が必要な施策です。

※前計画の目標値には、県主体の整備面積が含まれていたため、本計画では、本市が行う整備のみの面積（累計）を設定しています。

達成を目指す指標 【重点戦略指標】	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和7年度】	担当部署
「森林セラピー」イベントの参加者数	147名	300名	環境共生課

■指標設定の背景

地域循環共生圏の構築に基づく、里山及び森林資源の利活用（多面的利用）。

「キーワード」de コラム I

「森林セラピー」でココロとカラダをリフレッシュ

森林セラピーとは、心と身体の健康維持・増進、病気の予防の効果が、科学的な証拠に裏付けされた森林浴のことです。

令和2年(2020年)3月に特定非営利活動法人森林セラピーソサエティによる生理・心理実験を実施した結果、本市の全域が「はだの表丹沢森林セラピー基地」として、さらに、秦野市の魅力を体感できる5つの散策コースが「森林セラピーロード」として認定されています。

里山の自然の癒しを「見る」「聴く」「嗅ぐ」「触る」「味わう」の五感を働かせて体感することができます。

今後は、このような里山及び森林資源の多面的な活用について、積極的に推進していきます。

主なコース	くずは峡谷コース
総延長距離（高低差）	約1.9km（41m）
主な植物	コナラ、エノキ、ニリンソウ、ウバユリ、キバナアキギリ
主な生き物	カブトムシ、ハグロトンボ、カワセミ、ヤマガラ、カジカガエル
主な周辺スポット	くずはの家、葛葉川、くずはのつり橋、とんぼのせせらぎ、露頭



第1節 基本施策2 地下水や里川の保全と利活用

分類1 地下水の保全と利活用

具体的な取組（■令和元年度実績）		担当部署
取組の概要		
1. 地下水位の観測	<p>観測井調査の際に75か所の地下水位を計測しています。</p> <p>■秦野盆地のほぼ中央に位置する監視基準井戸の地下水位：年平均121.8m</p>	環境共生課
2. 水源の森林づくりの推進【再掲1-1-1-2】	<p>県と連携して実施している水源の森林づくり事業において、県の定める水源の森林エリア内で実施する森林の整備（枝打・除間伐）に対して補助を実施しています。</p> <p>■水源の森林づくり事業（整備面積）：10.55ha 造林補助事業：14.94ha 民有林整備活動事業：1.48ha 計26.97ha</p>	環境共生課
3. 休耕田などを利用した地下水のかん養の推進	<p>休耕田などを借り上げ、地下水をかん養しています。</p> <p>■菩提：3,440m²/かん養量：50,280m³ 菅毛：4,519m²/かん養量：125,439m³ 寺山：3,310m²/ " : 42,860m³ 名古木：1,338m²/ " : 18,386m³ 合計面積：12,607m²/かん養量：236,965m³</p>	環境共生課
4. 歩道の透水性舗装及び雨水浸透施設設置の推進	<p>歩道の透水性舗装(*)を進めています。</p> <p>環境創出行為等により、雨水浸透施設の設置を進めています。</p> <p>■雨水浸透施設：6か所</p>	環境共生課 道路整備課
5. 秦野名水名人講座の実施	<p>市民力を生かした「秦野名水名人講」を実現するため、市民等を対象とした「秦野名水名人講座」を実施し、本市固有の地域資源である「秦野名水」の利活用による「名水の里 秦野」のブランド力向上と市民の郷土愛・地域アイデンティティの醸成を図ります。</p>	環境共生課
 一人ひとりが取り組みたいこと		<ul style="list-style-type: none"> ●家庭や事業所での節水（雨水利用や節水機器の更新等）に努めます。 ○地下水のかん養に協力します。 ●「秦野名水」に対する認識を深めるとともに、ロゴマーク使用等の普及啓発に協力します。

第1節 基本施策2 地下水や里川の保全と利活用

分類2 河川や地下水の浄化

具体的な取組（■令和元年度実績）		担当部署
取組の概要	1. 河川浄化に対する意識の啓発 <p>河川浄化月間等を機会に、河川清掃や河川浄化に対する意識啓発を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■大根川清掃：130名参加／320kg（可燃270kg、不燃・粗大50kg） ■四十八瀬川環境ウォーク：70名参加／15kg（混在） ■金目川環境ウォーク：35名参加／5kg（混在） ■水生生物教室：26名参加 <p>葛葉川美化清掃は雨天中止、水無川清掃は新型コロナウイルス感染症まん延防止のため中止。</p>	環境共生課
	2. 地下水の汚染対策の推進 <p>秦野市地下水保全条例に基づき、観測井等による地下水質の監視及び関係事業者に対する指導・監督を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■関係事業者数：46社（うち浄化事業終了者数：39社） 地下水汚染の未然防止のために使用事業場に立入調査を実施しています。 ■立入事業者数：19社 <p>名水復活宣言以降、継続した汚染対策として、監視基準井戸における対象物質濃度の低減（条例に定める浄化目標値以下）に向けた地下水浄化事業を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■4か所／還元水量：約267,791m³ 	環境共生課
取組の概要	3. 「湘南里川づくり」など里川づくりに関する啓発 <p>金目川水系の河川等を地域の貴重な財産として、次世代を担う子どもたちに引き継いでいくために、里川の保全に取り組む団体等と関係機関（本市、県、平塚市及び伊勢原市）とが連携して、河川等の保全に向けた啓発活動に取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「湘南里川づくりフォーラム2020」の開催（東海大学との連携） 	総合政策課



一人ひとりが
取り組みたい
こと

- 河川清掃等の保全活動に参加します。
- 地下水汚染物質の使用を控えるなど、地下水質の保全に努めます。

第1節 基本施策2 地下水や里川の保全と利活用

数値目標

達成を目指す指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和7年度】	担当部署
監視基準井戸におけるテトラクロロエチレン濃度 【条例浄化目標値以下】	0.056mg/l (※1)	0.01mg/l 以下	環境共生課

■指標設定の背景

平成元年(1989年)に発覚した地下水汚染(※2)の教訓を生かすため、平成16年(2004年)1月1日の「秦野盆地湧水群」の名水復活宣言以降も継続した地下水浄化事業及び汚染状況の把握を実施しており、こうした本市固有の地域資源である「秦野名水(地下水)」を持続可能な形で次世代に引き継ぐ観点からも、秦野市地下水保全条例に定める浄化目標以下を目標値とします。

※1. 11月期の公定法分析による観測井調査結果を採用し、基準値も11月期の結果とします。

※2. 秦野駅近くにある「弘法の清水」が、テトラクロロエチレン(人の健康又は生活環境を害するおそれがある有機塩素系化学物質)によって汚染され、以降、本格的な地下水汚染の仕組みを解明する調査や浄化を定める条例の整備、それに基づく浄化事業を推進した結果、土壤及び地下水の改善(名水復活)に至ったものです。

「キーワード」de コラム II

「秦野名水ロゴマーク」



平成26年(2014年)1月に策定した「秦野名水の利活用指針」において、市民共有の財産として、先人たちから受け継いできた誇りと名水百選の地としての水の価値を表現するため、秦野市域に存在する地下水を水源とする水を「秦野名水」と呼称を統一し、同年3月に「秦野名水」のより効果的な普及啓発のためロゴマークを作製しています。

また、市制施行60周年を迎えた平成27年度(2015年度)に、より効果的な利活用を図るため、商標登録も行っています。

今後の取組は、本市固有の地域資源である秦野名水を有効に活用した「名水の里・秦野」のブランド力向上と市民の郷土愛・地域アイデンティティを醸成し、秦野名水の「使う・守る・育てる・伝える」名人とともに持続可能な水循環の創造を図ります。



第1節 基本施策3 農地の保全再生と活用

分類1 都市農業の推進

具体的取組（■令和元年度実績）		担当部署
取組の概要		
	1. 秦野優良農産物等登録認証制度事業による地産地消の推進	農業振興課
	<p>平成24年度(2012年度)より「秦野優良農産物等登録認証制度」を推進しています。</p> <p>■登録認証農産物：日本なし・ブルーベリー・ブルーベリージャム・ぶどう・花き・小麦・キウイフルーツ</p>	
	2. 環境保全型農業の推進	農業振興課
	<p>環境保全型農業(*)への取組の充実を図るため、同農業を取り組む農業者からの要望の取りまとめ及び情報提供を実施しています。</p>	
	3. 荒廃・遊休農地対策の推進	農業振興課
	<p>荒廃・遊休農地の増加を防止、解消するため、農地整備費用を助成しています。</p> <p>また、県が実施する「かながわ農業サポーター事業」を活用し、認定農業者や新規就農者等の担い手への農地の集積・集約化を図っています。</p>	
	4. 多様な農業の担い手の育成	農業振興課
	<p>はだの市民農業塾の実施及び国の助成制度を活用し、多様な農業の担い手を育成、確保するとともに、農業団体が実施する農業者育成指導活動並びに農業後継者に技術・経営能力を習得するための研修事業を支援し、育成に努めています。</p>	
	5. 野生鳥獣による農林業被害対策の推進	農業振興課
	<p>国、県及び市の補助事業を活用し、銃器駆除及び箱わな、くくりわなの設置による個体の捕獲、並びに防護柵の設置による侵入防止対策を実施しています。</p> <p>■捕獲個体数：シカ119頭、イノシシ228頭、アライグマ14頭、ハクビシン68頭、カラス122羽</p>	
 <p>一人ひとりが 取り組みたい こと</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◎地産地消サポーター制度を利用します。 ○GAP（農業生産工程管理(*)）の手法を導入します。 ●荒廃・農地解消活動に協力します。 ◎地域ぐるみで鳥獣被害対策を実施します。

第1節 基本施策3 農地の保全再生と活用

分類2 体験農業の支援と育成

具体的取組（■令和元年度実績）		担当部署
取組の概要		
農業や食の重要性を市民に伝え、市民が農業に参加できる環境を整えるため、市民農園の利用促進、開設のための支援に努めています。	1.市民農園、ふれあい農園の整備	農業振興課
優良な農産物を紹介する農産物品評会や畜産まつり、田原ふるさと公園内「ふるさと伝承館」での農産物直売やそば打ち体験の実施など、市民の農業に触れ合う機会の創出に努めています。	2.体験イベントの開催によるふれあい機会の創出	農業振興課
地域特性及び地域資源を生かした観光農業等を促進するため、落花生等の掘り取り観光・観光いちご園、観光ブルーベリー園、農園オーナー制度及び農園ハイクなどの体験型農業の拡充、支援に努めています。	3.観光農業の促進	農業振興課
 一人ひとりが取り組みたいこと	◎農業者との交流活動等を通じ、農業・農地に対する理解を深めます。 ◎畜産まつりやそば打ち体験等のイベントに積極的に参加します。 ○掘り取り観光や農園ハイク等を実施し、体験型農業を拡充します。	

第1節 基本施策3 農地の保全再生と活用

数値目標

達成を目指す指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和7年度】	担当部署
担い手への新たな農地集積面積	3.1ha	6.1ha	農業振興課

■指標設定の背景

荒廃・遊休農地の増加は、鳥獣被害をはじめ、景観や防犯等にも影響を及ぼすことから、担い手への農地の集積により、これらの解消と未然防止に努める必要があります。

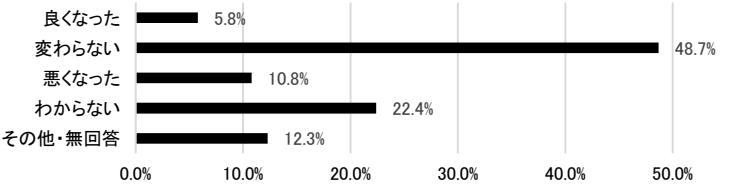
郵送アンケート 結果

Q. 農地や土とのふれあいについて

満足度



5年前との比較



第1節 基本施策4 生物多様性の保全再生と持続可能な利用

分類1 動植物の分布の把握

具体的取組（■令和元年度実績）		担当部署
1. 繼続した生物調査の実施	生物多様性地域戦略（秦野市みどりの基本計画に包括）に基づき、職員及びボランティアによる調査を実施しています。また、くずはの家周辺や蓑毛自然観察の森の動植物データを収集し、秦野の自然環境の経年変化を継続的に観測しています。 ■生物調査地点：37か所（雑木林、水田ほか）	環境共生課
2. ボランティア団体による自然観察会等の実施	はだのネイチャーウォッキングクラブの協力により、弘法山での自然観察会を実施し、動植物の分布を観測しています。 ■年2回実施（16名参加）	環境共生課
3. 野生動物の保護及び適正管理	市民等からの通報に対し、秦野市獣医師会や県自然環境保全センターの協力を求めるなど、傷病鳥獣の保護に努めています。 また、希少動物の一部については、市民団体の協力を得ながら生息状況の調査を支援し、自然環境の保全指導にあたっています。	環境共生課
4. 生態系に影響を及ぼす外来動植物対策の実施	特定外来生物については、広報等により周知し駆除への協力を呼びかけるとともに、パトロールの実施や市民等からの問合せに対応しています。また、捕獲が必要な動物については、計画捕獲を実施するなど分布の拡大防止に努めています。 ■特定外来生物： アライグマ、ガビチョウ、ソウシチョウ、ウシガエル、オオクチバス、オオキンケイギク、アレチウリなど ■生態系に影響を及ぼす外来生物： ハクビシン、アメリカザリガニ、ミシシッピアカミミガメ、ナガミヒナゲシなど	環境共生課 農業振興課

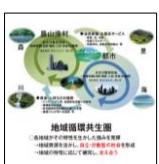


一人ひとりが取り組みたいこと

- 自然観察会等に参加し、生物多様性に対する知識（自然環境の現状や課題）を深めます。
- 飼育する生き物を適正に管理し、外来種を持ち込まないようにします。
- 希少種等の保護と外来種の駆除に協力します。

第1節 基本施策4 生物多様性の保全再生と持続可能な利用

分類2 生息環境の保全と持続可能な利用

具体的取組（■令和元年度実績）		担当部署
取組の概要		
1. 生き物の里や谷戸田などの保全再生	各地域の生き物の里管理団体等による草刈りや水路等の整備を実施し、生き物の里及びその周辺一帯の環境の保全再生に努めています。	環境共生課
2. 生物多様性を生かした持続可能な利用の推進	<p>生き物の里やくずはの家などの地域資源を生物多様性の視点から活用し、生物多様性に身近にふれあう機会（普及・啓発事業を含む）を創出するとともに、関係人口(*)の増加による環境保全の担い手の発掘など、持続可能な利用に繋げていきます。</p> 	環境共生課
3. 環境創出行為への生物の生息環境保全に関する指導の実施	傾斜地や丘陵地における開発行為について、生物の生息環境となる樹林等を保全するよう指導しています。	環境共生課
 一人ひとりが取り組みたいこと	<ul style="list-style-type: none"> ●自然観察拠点等の保全活動に協力し、生物多様性に対する知識（自然環境の現状や課題）を深めます。 ○開発行為の際は、周辺環境への影響を最小限にするように配慮します。 	

第1節 基本施策4 生物多様性の保全再生と持続可能な利用

数値目標

達成を目指す指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和7年度】	担当部署
「生物多様性」の言葉と意味を認識する市民の割合(※1)	—	60% (※2)	環境共生課

■指標設定の背景

生物多様性は、私たちの生活に“生態系サービス”（食料や燃料といった「供給サービス」、知識や感性といった「文化的サービス」、自然の形成や水の浄化といった「調整サービス」、光合成による酸素の生成といった「基盤サービス」）という形で多くの利益をもたらしているため、その言葉や意味を正しく理解し保全再生に繋げていくことは、とても大切です。

調査の方法は、郵送アンケート(令和7年度(2025年度)のみ)、市公式LINEやWEBアンケート及び各種イベント等で行います。

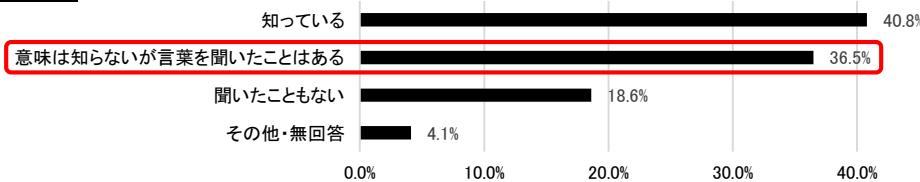
※1. 令和2年度(2020年度)に実施した「郵送アンケート」の結果は下表のとおり。

※2. アンケート結果の「意味は知らないが言葉を聞いたことはある」と回答した市民の割合(36.5%)の半数程度を、「知っている」と回答した市民の割合(40.8%)に合算させた数値。

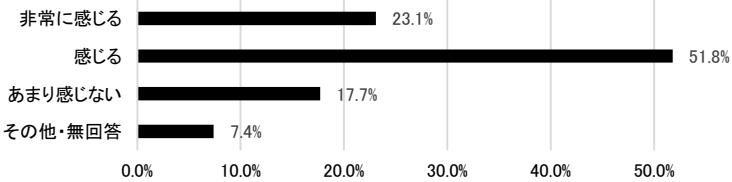
郵送アンケート 結果

Q. 生物多様性の認知度と重要性について

認知度



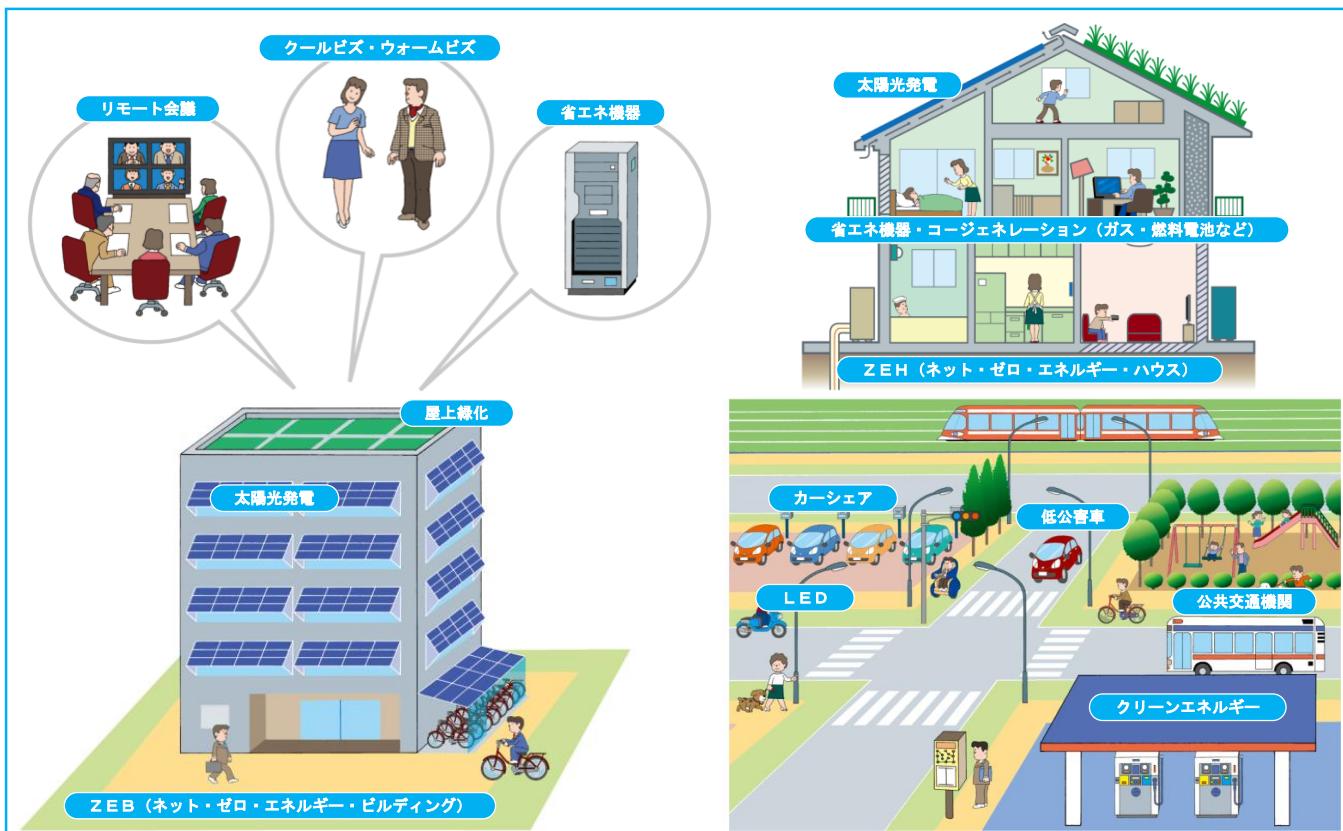
重要性



第2節



地球環境の保全と変化への備えに地域から取り組むまち ~脱炭素型社会の実現を目指して~



課題とこれからの方向性

前計画から引き継ぎ、令和12年度(2030年度)までを期限とする二酸化炭素の削減目標については、これまでの取組だけでは達成することは非常に厳しく、特に、民生部門及び運輸部門における取組を一層強化する必要があります。

また、気候変動に伴う気象災害等への適応策についても、緩和策との両輪で推進していく必要があります。

●二酸化炭素の削減（緩和策） · 教育…環境関連イベントや環境教育を通じ、一人ひとりができる二酸化炭素削減に繋がる取組について、周知啓発による意識向上を図ります。

· エネルギー…省エネルギー行動を促進するとともに、再生可能エネルギーの積極的な導入とその活用を検討します。

· 交通…「エコ通勤デー事業」や「交通スリム化キャンペーンはだの」等への参加の拡大を図り、地球温暖化対策を推進します。

· その他（技術革新）…産学公の人的・技術的連携による新技術、新製品の研究開発の促進を支援します。

●気候変動への取組（適応策） …防災、健康、環境（自然）、農業、上下水道等を中心とする分野別の取組を整理し、組織横断的な体制整備による施策展開を図ります。

関連する計画等

秦野市役所地球温暖化対策実行計画（地方公共団体実行計画〈事務事業編〉）・秦野市再生可能エネルギーに関する基本指針・秦野市橋りょう長寿命化修繕計画・はだの交通計画・秦野市地域防災計画など

第2節 基本施策1 地球温暖化対策の推進

分類1 二酸化炭素排出量の削減【緩和策】

具体的取組（■令和元年度実績）		担当部署
1. 二酸化炭素排出量の把握と取組の推進	市内の二酸化炭素排出量を把握し、削減に効果的な取組等を推進しています。 ■産業部門：286千t 運輸部門：170千t 民生部門(業務)：157千t 廃棄物部門：16千t 民生部門(家庭)：167千t 合計(※)：796千t ※直近データは平成29年度(2017年度)のもの(端数処理等により合計値が合いません)。	環境共生課 <small>そなえる</small>
2. はだの環境月間事業の実施	「秦野市環境基本条例」に基づき、毎年6月に環境の保全に対する市民や事業者参加型の意識啓発事業を実施しています。 ■エコチャレンジシート(*)の作成・配布、緑のカーテンの設置(ゴーヤ種の配布：57世帯)、ライトダウンの実施など	環境共生課
3. 地球温暖化防止及び省エネルギー月間事業の実施	地球温暖化問題を考える機会として、市民や事業者参加型の意識啓発事業を実施しています。 ■地球温暖化防止月間(12月)：「作ってみようロケットストーブ」(14名参加) ■省エネルギー月間(2月)：「身近にあるもので電気を作ろう」(20名参加)	環境共生課
4. 公用車への低公害車導入の推進	公用車の更新時に初年度登録から概ね10年を経過した車両を廃止し、環境に優しい低公害車を積極的に導入しています。 ■導入台数：九都県市指定低公害車10台	財産管理課
5. 交通需要マネジメント施策の推進	自家用車から公共交通機関利用への転換を図るため、事業所自主参加型エコ通勤デーや交通スリム化キャンペーンはだの及び交通スリム化教育などの交通需要マネジメント(TDM)施策を進めています。 ■事業所自主参加型エコ通勤デー【通年型】 延べ参加人数：55,236名／二酸化炭素削減量(概算値)：約101t ■交通スリム化キャンペーンはだの【イベント型】 延べ参加人数：2,713名／二酸化炭素削減量(概算値)：約4.3t ■交通スリム化教育実施校：4校	交通住宅課
6. 環境保全にかかる技術革新への支援の検討	技術革新による環境保全対策は、極めて有効な手段とされており、その一端を担う企業等との連携及び支援(ESG投資(*)、産学官連携、補助制度のあり方や手法の整理)を検討します。	環境共生課



一人ひとりが
取り組みたい
こと

- 地球温暖化対策への意識や关心を積極的な行動に結び付けます。
- 環境負荷の少ない行動(消費の選択や移動の転換等)を心掛けます。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)等に基づいた、CO₂削減対策に取り組みます。
- 環境保全を軸とした経済活動に取り組みます。

第2節 基本施策1 地球温暖化対策の推進

分類2 気候変動に対する取組の強化【適応策】

具体的取組（■令和元年度実績）		担当部署
1. 水害対策の推進	河川の氾濫や道路の冠水を監視するライブカメラ（13か所）を設置し、水害時に迅速な対応ができる体制の整備、さらに、浸水被害の多い地区への土のう置場の整備など、被害を最小限に抑える施策を実施しています。 ■土のうステーションの設置（補充）：鶴巻温泉駅南口歩道橋下、鶴巻北一丁目地内	防災課
2. 土砂災害対策の推進	土砂災害警戒区域（土石流）のエリア内にある文教施設等への土砂災害警報システムの設置、並びに定期的なメンテナンスを行っています。 ■4か所：北幼稚園、北小学校、北中学校、山辺保育園	防災課
3. 災害情報を市民自ら収集、活用できる体制の整備	緊急情報メール配信や、Twitter及びホームページの更新を行っています。	防災課
4. 組織横断的な体制の整備	<p>気候変動による影響が顕著に確認されている分野（防災、健康、環境（自然）、農業、上下水道等）を中心に、情報共有はもとより今後の施策展開（※）を見据えた組織横断的な体制を整備します。</p> <p>※地球温暖化対策実行計画（気候変動適応法（※）に基づく「気候変動適応施策」を包括／令和4年度（2022年度）施行）に反映させます。</p>	はぐくむ つなげる  13 気候変動に具体的な対策を
 一人ひとりが取り組みたいこと		環境共生課
<ul style="list-style-type: none"> ●自主的な防災対策に努め自主防災組織の活動等に積極的に参加します。 ◎災害に対する意識（前兆や二次災害等）を強化し、情報収集・提供・共有に努めます。 ○気候変動適応法に基づいた気候リスクに備えます。 		

第2節 基本施策1 地球温暖化対策の推進

数値目標

達成を目指す指標	基準値 【平成25年度】	目標値(※2) 【令和12年度】	担当部署
	現状値 【平成29年度】		
令和12年度(2030年度)の市内における二酸化炭素排出量 【平成25年度(2013年度)比】	865千t-CO ₂ (※1) 796千t-CO ₂ (※1) (8.0%減)	470千t-CO ₂ (46%減)	環境共生課

■指標設定の背景

前計画から引き継ぐ指標であるとともに、本計画の最重要指標に位置付けています。

なお、本指標の達成に向けたより具体的な取組については、「(仮称)秦野市地球温暖化対策実行計画（令和4年度(2022年度)施行）」において定めることとします。

		平成25年度 (2013年度)	平成29年度 (2017年度)	削減率(2013年度比)	令和12年度 (2030年度)	削減率(※3)
産業部門		330千t	286千t	▲13.3%	207千t	▲37%
民生部門	業務	145千t	157千t	8.3%	72千t	▲50%
	家庭	189千t	167千t	▲11.6%	64千t	▲66%
運輸部門		184千t	170千t	▲7.6%	114千t	▲38%
廃棄物部門		17千t	16千t	▲5.9%	13千t	▲21%
合計		865千t	796千t	▲8.0%	470千t	▲46%

※1. 推計に用いる統計資料及び算定係数が遡って変更されたため、それに合わせた変更を行っています。

※2. 国等による統計資料を用いて算出するため、排出量の公表は2年後となります。

なお、目標数値は、国際的な動向により変動する可能性を帶びているため、その場合には、設定変更等の速やかな対応を講じることとします。

※3. 部門別構成比や森林吸収源等（国による試算数値を参考）の計算式を組み込んでいるため、削減率や合計値が合いません。

第2節 基本施策1 地球温暖化対策の推進

数値目標

達成を目指す指標 【重点戦略指標】	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和7年度】	担当部署
気候変動に伴う影響を理解し、そのリスクに備えている市民の割合(※1)	—	70% (※2)	環境共生課

■指標設定の背景

地球温暖化対策には、原因となる二酸化炭素の発生を抑制する「緩和策」と、その影響に対処する「適応策」との両面からの取組が求められています。特に、深刻化する気候変動に適応していくためには、正しい理解とそのリスクに備えて（情報収集や話し合い等）いくことが必要です。

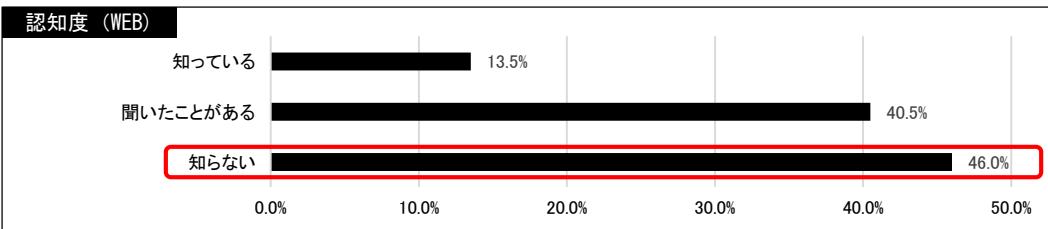
調査の方法は、郵送アンケート（令和7年度（2025年度）のみ）、市公式LINEやWEBアンケート及び各種イベント等で行います。

※1. 令和2年度（2020年度）に実施した「WEB及び郵送アンケート」の結果は下表のとおり。

※2. WEBアンケート結果の「言葉を知らない」と回答した市民の割合（46.0%）と郵送アンケート結果の「気候変動対策を優先すべき」と回答した市民の割合（45.7%）を参考に、その割合の向上を踏まえて総合的に勘案した数値。

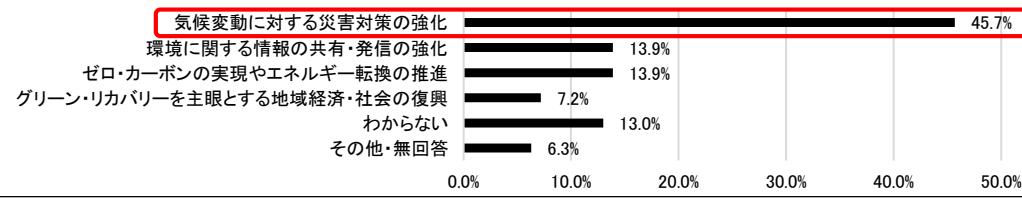
WEB・郵送アンケート 結果

Q. 気候変動対策の認知度等について



■関連したアンケート結果【参考】

気候非常事態宣言を行う際に重要視・優先されるべき取組（郵送）



第2節

基本施策2

省エネルギー行動の促進及びエネルギー転換の検討

分類1 省エネルギーを意識した行動の促進

具体的取組（■令和元年度実績）		担当部署
1. はだの環境月間事業の実施【再掲2-1-1-2】	「秦野市環境基本条例」に基づき、環境の保全に対する市民や事業者参加型の意識啓発事業を実施しています。 ■エコチャレンジシートの作成・配布、緑のカーテンの設置（ゴーヤ種の配布：57世帯）、ライトダウンの実施など	環境共生課
2. 地球温暖化防止及び省エネルギー月間事業の実施【再掲2-1-1-3】	地球温暖化問題を考える機会として、市民や事業者参加型の意識啓発事業を実施しています。 ■地球温暖化防止月間(12月)：「作ってみようロケットストーブ」（14名参加） ■省エネルギー月間(2月)：「身近にあるもので電気を作ろう」（20名参加）	環境共生課
3. 省エネルギー機器等の導入促進	公共施設をはじめ、家庭及び事業所への省エネルギー機器等の導入（買い替え、改修含む）に向けた、情報提供や啓発を推進します。	環境共生課
4. 建築物及び橋りょうの長寿命化の推進【省資源対策】	建築物については、施設所管課と調整を図りながら計画的な改修等を行うとともに、より効果のある工法や材料を選定しています。 橋りょうについては、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき修繕工事を実施しています。	公共建築課 建設管理課



一人ひとりが
取り組みたい
こと

- ◎地球温暖化対策への意識や関心を積極的な行動に結び付けます。
- 環境負荷の少ない行動（消費の選択や移動の転換等）を心掛けます。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）等に基づいた、CO₂削減対策に取り組みます。

第2節

基本施策2

省エネルギー行動の促進及びエネルギー転換の検討

分類2 再生可能エネルギーの導入と活用の検討

具体的取組（■令和元年度実績）	担当部署
1. 再生可能エネルギーの利活用に関する調査・研究 <p>「秦野市再生可能エネルギーに関する基本指針」に基づく、重点プロジェクトについて、民間や広域での連携も視野に入れた導入及び事業化に向けた調査・研究を進めています。【P52コラム欄を参照】 ■木質バイオマス事業の可能性基礎調査（環境省間接補助事業）</p>	環境共生課
2. 再生可能エネルギーの普及促進 <p>日常生活（家庭及び事業）において最も身近な再生可能エネルギーである太陽光発電について、その普及を促進します。 また、普及に要する新たな補助制度等のあり方や手法を整理します。</p>	環境共生課
3. 自立・分散型エネルギーシステムの普及促進 <p>気候変動に伴う異常気象や局地的災害に対応したエネルギー自給システムについて、その普及を促進します。 また、普及に要する新たな補助制度等のあり方や手法を整理します。</p>	環境共生課



一人ひとりが
取り組みたい
こと

●太陽光発電等の再生可能エネルギー設備を積極的に導入します。



第2節

基本施策2

省エネルギー行動の促進及びエネルギー転換の検討

数値目標

達成を目指す指標	現状値 【平成29年度】	目標値(※) 【令和7年度】	担当部署
市内における年間エネルギー消費量 (PJ : ペタジュール(*))	8.4PJ	7.9PJ (6%減)	環境共生課

■指標設定の背景

エネルギー消費量は、二酸化炭素排出量と相関関係にある指標です。ワークスタイルやライフスタイルを見直すなど、一人ひとりの環境に配慮した行動が求められています。

平成29年度(2017年度)		構成比	説明
産業部門	2,845,090	33.9%	製造業、農林水産業、建設業、鉱業
民生部門	3,130,866	37.2%	
	業務	1,486,062	商業、事務所ビル、学校、病院等
家庭	1,644,804	19.5%	家計(家庭の生活設計に従って行われる経済活動)によるもの
運輸部門	2,434,498	28.9%	人の移動や物資の輸送に関わるもの
		合 計(GJ)	8,410,454

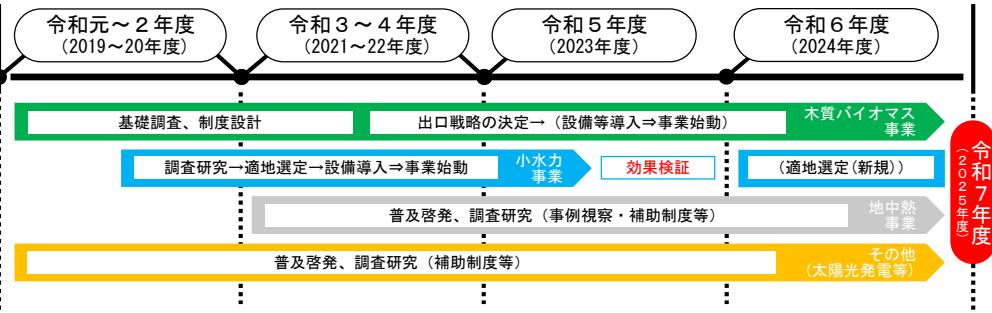
※P48【第2節-基本施策1(地球温暖化対策の推進)-数値目標】を参照

「キーワード」de コラム III

「再生可能エネルギー」による地域課題の解決

再生可能エネルギーとは、太陽光・風力・地熱・水力・バイオマス等の温室効果ガスを排出しない、多様で重要な低炭素エネルギーのことです。

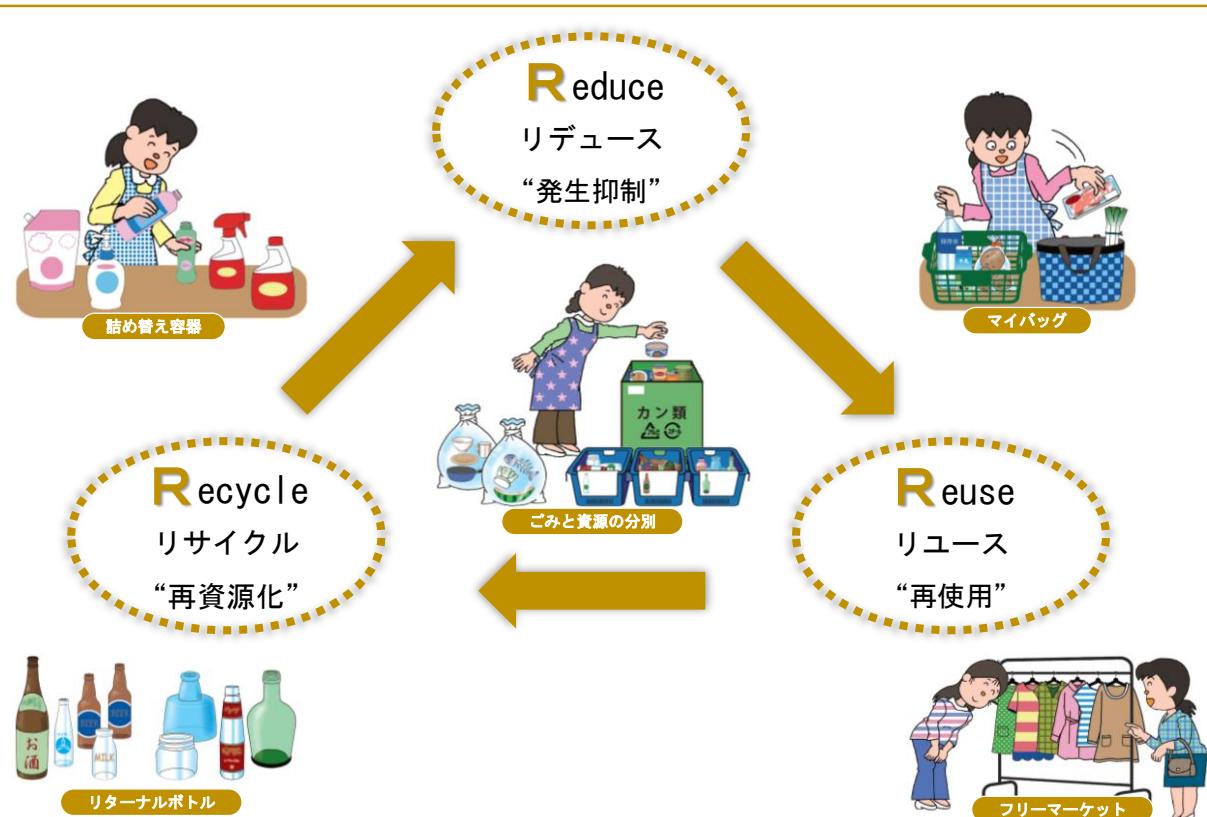
近年、地域課題の解決に再生可能エネルギーを活用した取組が注目されています。本市においても、平成31年(2019年)3月に「秦野市再生可能エネルギーに関する基本指針」を策定し、木質バイオマス、小水力、地中熱の3つを重点プロジェクトとして、その利活用を地域課題に生かす取組を段階的に計画しています。



第3節



ごみの減量・資源の循環により環境負荷が小さいまち ~循環型社会の実現を目指して~



課題とこれからの方向性

ごみの総排出量及び市民一人1日当たりのごみの排出量は、平成28年度(2016年度)以降減少傾向にありますが、持続可能な循環型社会の実現に向け、さらなるごみの減量、資源化の取組を進める必要があります。

●可燃ごみの減量…令和7年度(2025年度)末までに、はだのクリーンセンター1施設による焼却体制に移行するため、「草木類の資源化」、「分別の徹底」、「生ごみの減量」、「事業系ごみの減量」を4つの柱に据え、資源化の推進による可燃ごみの減量に取り組んでいます。特に、家庭系ごみに比べ減量が進んでいない事業系ごみについては、立入り調査や展開検査などを強化し、適正処理の徹底及び資源化を推進します。

●リサイクルシステムの構築…超高齢社会の進展により、増加が見込まれる使用済み紙おむつや、現在、可燃ごみとして焼却している玩具や文具類等プラスチック製品の資源化について、資源化技術の動向等を捉えながら研究します。また、再使用可能な不用品を常設で展示・販売を行う施設整備の検討を進めます。

第3節 基本施策1 3R（発生抑制・再使用・再資源化）の推進

分類1 廃棄物の発生抑制と減量

具体的な取組（■令和元年度実績）		担当部署
取組の概要	取組の概要	取組の概要
1. 可燃ごみ減量の推進	<p>はだのクリーンセンター1施設での安定稼働に向け、可燃ごみの減量を推進しています。</p> <p>■可燃ごみ排出量：34,790t</p>	環境資源対策課 <small>はくもつねる</small>
2. 市民や事業者に対するごみ減量意識の啓発	<p>自治会長及び廃棄物減量等推進員を対象に廃棄物減量等説明会を実施するとともに、市民の日等のイベント開催時の啓発活動の実施や自治会、婦人会等をはじめ、さまざまな団体に対し出前講座でごみ減量の啓発を行っています。また、環境教育の一環として、小学4年生に対し「ごみの話」による啓発を行っています。</p> <p>■出前講座：18回／環境教育「ごみの話」：34回</p>	環境資源対策課
3. 適正処理の促進による事業系ごみ減量の推進	<p>市内全事業者への訪問調査による適正指導や減量・資源化の取組が模範となる優良事業者の認定制度により協力事業者を拡大し、可燃ごみの減量に向けた取組を強化しています。</p> <p>また、訪問調査の際に、産業廃棄物の混入を確認した場合には、排出事業者の情報を神奈川県と共有するとともに、合同での立入り調査や指導を行います。</p> <p>■展開検査実施回数：11回</p> <p>■多量排出事業者への立入り検査数：12社</p> <p>■事業系ごみ処理量：8,550t</p>	環境資源対策課
4. 過剰包装やレジ袋削減の推進	<p>持続可能な社会を目指すSDGsの具体的な取組として深刻化する海洋汚染、特にマイクロプラスチック問題に取り組む神奈川県の「かながわプラごみゼロ宣言」に賛同し、各種イベントでのエコバックの配布を通じ、買い物時のマイバッグ(*)持参を呼びかけています。</p>	環境資源対策課
5. ごみ出しルールの周知徹底	<p>廃棄物減量等推進委員及びリサイクル推進員をはじめとする自治会の協力により、各地区におけるごみ出しルールの周知活動を行うとともに、広報はだの特集号、ごみ減量通信等により周知徹底を図っています。</p> <p>また、5か国語に対応した「ごみ分別促進アプリ」の普及・拡大に向けた啓発活動を行っています。</p> <p>■ごみ分別促進アプリ登録者数：2,114名</p>	環境資源対策課
 <p>一人ひとりが取り組みたいこと</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◎分別の徹底や生ごみの水切り等により、可燃ごみを減量します。 ○事業系可燃ごみ（事業系一般廃棄物）を減量します。 ●食品廃棄物や食品ロスの削減に努めます。 ◎買い物をする時はマイバッグを持参し、レジ袋や過剰包装を断ります。 ◎ごみの分別や出し方のルールやマナーを守ります。

第3節 基本施策1 3R（発生抑制・再使用・再資源化）の推進

分類2 再使用の促進及び資源化の推進

具体的取組（■令和元年度実績）		担当部署
取組の概要		
1.市民によるリユースの場づくりへの支援	<p>リユース（再使用）を促進し、家庭から出るごみの減量と市民のごみ減量に対する意識の向上を図るため、「リユース！もったいないDay！」を年4回開催し、再使用可能な粗大ごみを販売し、市民のリユース・ごみ減量の意識の向上を図っています。</p> <p>■来場者数：約1,800名／粗大ごみリユース件数：1,091件</p>	環境資源対策課
2.ごみの資源化の推進	<p>家庭から排出される可燃ごみの焼却量を削減するため、可燃ごみに含まれる資源物の分別の徹底を図っています。</p> <p>■資源化率（総ごみ排出量に占める資源化量（中間処理後を含む））：29.5%</p>	環境資源対策課
3.生ごみの資源化の推進	<p>地域及び家庭での生ごみ資源化を推進するため、生ごみ持ち寄り農園事業を実施しています。</p> <p>■鶴巻地区農園：利用者5名／持ち寄り協力者8名</p>	環境資源対策課
4.生ごみ処理機の普及促進	<p>生ごみ処理機の購入を補助し、ごみ処理基本計画の目標年度までに、集中的に生ごみ処理機の普及促進を図ります。</p> <p>■家庭用生ごみ処理機の補助件数：122件</p>	環境資源対策課
 一人ひとりが取り組みたいこと	○不要となった物をすぐ捨てないで、フリーマーケット等を活用します。 ○生ごみは、生ごみ処理機やコンポスター等を設置し、家庭で堆肥化するなど、減量・資源化に努めます。 ○食品廃棄物は、できるだけ飼料や肥料に再生させます。	

第3節 基本施策1 3R（発生抑制・再使用・再資源化）の推進

分類3 リサイクルシステムの構築と拠点整備

具体的取組（■令和元年度実績）		担当部署
取組の概要	取組の概要	取組の概要
1. 拠点回収の充実	<p>資源物の回収拠点となるストックハウスを市内13か所に拡充し、持ち込める品目を増やすとともに、スーパーなど12店舗を「資源物回収協力店」として周知するなど、資源物を出しやすい環境を整備しています。</p>	環境資源対策課
2. 集団資源回収への支援	<p>資源物のリサイクルを通じて、循環型社会への関心を深めてもらうとともに、分別の徹底により可燃ごみの減量を図るため、集団資源回収実施団体に対し、4円/kgの奨励金を交付しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■集団資源回収実施団体数：76団体 ■集団資源回収量：482,181kg 	環境資源対策課
3. 家電取扱事業者への指導等	<p>廃家電製品の引き取りや適正な包装、店頭回収などについて、事業者に対して指導や働きかけを行っています。また、家電リサイクル法の対象家電製品をリサイクル料金の先払い制に変更するよう、神奈川県を通じて国に要望しています。</p>	環境資源対策課
 一人ひとりが取り組みたいこと	<ul style="list-style-type: none"> ◎ストックハウスや店頭回収を積極的に活用し、資源化に努めます。 ◎家電製品を処分する時は、購入店頭で適正に処理します。 ○家電製品を販売する時は、交換する家電製品を引き取ります。 	

第3節 基本施策1 3R（発生抑制・再使用・再資源化）の推進

数値目標

達成を目指す指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和7年度】	担当部署
市民一人1日当たりのごみの排出量 (資源物を除く)	613g	595g	環境資源対策課

■指標設定の背景

ごみの総排出量及び市民一人1日当たりのごみの排出量は、平成28年度(2016年度)以降減少傾向にありますが、循環型社会の実現に向け、さらなるごみの減量、資源化の取組を進める必要があります。

「キーワード」deコラム IV

3R?
4R?
...
Rの仲間
を紹介します
18R?

3Rとは、循環型社会を目指す用語で Reduce : リデュース（廃棄物の発生抑制）、Reuse : リユース（再使用）、Recycle : リサイクル（再生利用/再資源化）の頭文字をとった言葉です。

近年、より環境に配慮した資源利用を推進するため、これまでの3Rに加え、Refuse : リフューズ（断る）で4R、Repair : リペア（直す）で5Rと呼ばれることがあるそうです。さらには…

Reform リフォーム	(改良する) 着くなった服などを作り直す	Return/ Returnable リターン	(戻す) 使った後は購入先に戻す
Rebuy リバイ	(買う) リサイクルされたものやリユース品を積極的に購入または利用する	Refine リファイン	(分別する) ゴミを資源と分別して再利用できるようにする

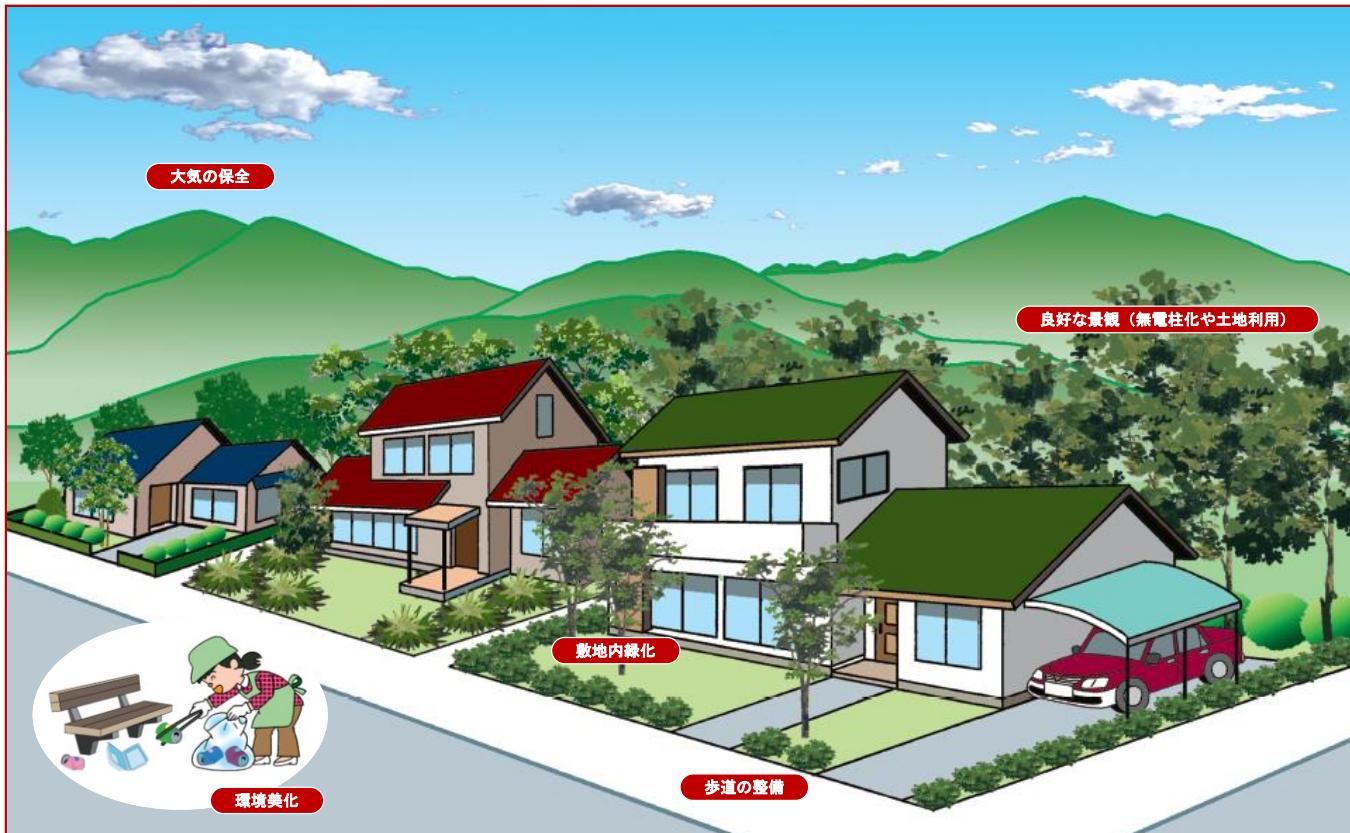
…などなど、3Rを含めてその数なんと、18Rにも及ぶようですが、無理せず3R+Rくらいの気持ちでしっかりと取り組むことが大切ですね。



第4節



安全・安心・快適に暮らせるまち ～快適で美しい都市空間の実現を目指して～



課題とこれからの方向性

開発等による都市化（宅地や大規模建物の造成、交通利便の向上など）の進展に加え、ポイ捨てや不法投棄等の美化意識の低下は、山並みや水辺空間といった秦野らしさを象徴する原風景に影響を与えるとともに、大気汚染や騒音被害など、人々の生活により生じる公害を誘発する可能性があります。

●**土地利用**…立地適正化計画に基づく適正な土地利用を誘導するとともに、官民連携のまちづくりを推進します。また、公園や緑地については、市民の健康増進や憩いの場として利用を促進し、多くの市民に愛される公園や緑地を目指し、市民との協働による維持管理に努めます。

●**公害対策・大気**…事業所への指導、廃棄物の焼却・野焼きの監視強化を継続し、大気環境の向上を図ります。

・**河川**…河川の水質調査を実施し、水質の状況について監視するとともに、事業所の排水について規制基準の遵守を指導することにより、河川水質の向上を図ります。

(大気及び河川とも、神奈川県との連携を念頭とした取組を推進します。)

●**環境美化**…ポイ捨てや不法投棄を「しない」、「させない」、未然防止の取組を進めます。

●**歴史・文化**…博物館活動を充実させるとともに、本町四ツ角周辺の近代建造物など、市内の文化財の調査、整理を行い、国登録等に向けての取組を行い保存活用を図ります。

関連する計画等

秦野市みどりの基本計画・秦野市都市マスターplan・秦野市立地適正化計画・秦野市景観形成基本計画・ふるさと秦野生活美観計画・秦野市ごみ処理基本計画など

第4節 基本施策1 うるおいや ゆとりあるまちづくりの推進

分類1 敷地内緑化の推進や公園・親水空間の整備

具体的取組（■令和元年度実績）	担当部署
1. 樹林保全地区等の指定、みどり基金^(*)等による緑の保全 <p>「秦野市みどり条例」に基づき、樹林保全地区及び保存樹木を指定し、その保全及び創造にかかる奨励金を交付するとともに、必要に応じて地権者・整備団体・市の三者契約による整備支援を行っています。 ■樹林保全地区：20か所／保存樹木：29本</p>	環境共生課
2. 植栽帯・公園などの手入れ、川づくりの推進 <p>都市公園等の美化及び施設の維持管理活動を行う団体を支援して、公園を愛護する思想の普及を図っています。 ■公園愛護会：68団体・84公園 都市公園等の美化を促進するため、市民等のボランティアによる美化活動を支援し、美化に対する市民意識の高揚を図っています。 ■公園アダプト：48団体／道路アダプト：21団体 また、四十八瀬川の清流と自然を生かした安らぎと潤いのある川づくりを目指し、護岸及び河床の整備の促進を県に要望しています。</p>	建設総務課 公園課 国県事業推進課
3. 湧水・震生湖とのふれあい空間づくりの創出 <p>年間を通じて多くの観光客が訪れる震生湖で、良好な景観の創出に向けた休憩施設や散策道等の整備を行っています。</p>	観光振興課
 <p>一人ひとりが取り組みたいこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ○樹林保全地区及び保存樹木を適正に管理します。 ●事業所内の緑化に努めます。 ○湧水公園や観光拠点等の水辺空間にふれ合います。 ●公園愛護会やアダプトプログラムに参加します。 	

第4節 基本施策1 うるおいや ゆとりあるまちづくりの推進

分類2 適正な土地利用による快適な都市整備の推進

具体的取組（■令和元年度実績）		担当部署
1. コンパクトシティに向けた適正な土地利用の誘導	本格的な人口減少、超高齢社会に対応するため、立地適正化計画を策定し、効率的で環境に配慮した「コンパクト・プラス・ネットワーク」型の都市形成を推進しています。	まちづくり 計画課
2. 交差点の改良による円滑な交通の形成	市道14号線「文化会館通り」において、交差点改良に向けた測量及び実施設計を行っています。	道路整備課
3. 道路の不法占有物等の撤去	道路パトロールを実施し、駅周辺の歩道に置かれている商品やのぼり旗などの撤去指導を行っています。	建設総務課
4. 駐輪場の整備及び放置自転車等の撤去	駐輪場の整備及び放置自転車等の撤去を進めています。 ■撤去台数：600台（自転車566台、原動機付自転車34台）	地域安全課
5. 駅周辺等における無電柱化や電線類の地中化の推進	4駅周辺等の都市計画道路における整備を進めています。	都市整備課 建設管理課 道路整備課
6. 歩行者及び自転車に配慮した道づくりの整備	■イメージ歩道(*)の整備：市道戸川6号線など2路線／延長1,302m ■歩道の設置：市道9号線・延長102m(第1工区)／測量及び実施設計(第2工区)	建設管理課 道路整備課
7. 地域特性を生かした景観まちづくりの推進	「景観まちづくり条例」に基づき、本市の豊かな自然、歴史・文化等、地域特性を生かした景観まちづくりを推進しています。 また、「ふるさと秦野生活美観計画」を定め、建築物の外壁や屋根に色彩基準等を設け、山並みなどの豊かな自然や文化的資産との景観の調和に努めています。	開発指導課



一人ひとりが
取り組みたい
こと

- ◎建物の形態や色彩等に配慮します。
- 屋外広告物の整理やデザインを工夫します。
- 玄関先等の通りに面する場所に花の植栽やプランターを設置し、快適な空間を演出します。

第4節 基本施策1 うるおいや ゆとりあるまちづくりの推進

分類3 歴史や文化的遺産の継承

取組の概要	具体的取組（■令和元年度実績）	担当部署
1. 歴史的資源のふれあい機会の創出	<p>文化財保護意識高揚のため、文化財特別公開を継続して実施するとともに、有形文化財に対し文化財保存管理奨励金を交付し、その保護に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■特別公開時来場者数：1,369名 特別展や教室等の開催によって普及啓発活動の充実を図っています。 ■はだの歴史博物館（旧：桜土手古墳展示館）入館者数：26,863名 	生涯学習課
2. 歴史的建築物の調査及び保全	<p>四ツ角周辺の近代化建築物をはじめ、国登録についての検討や対象の洗い出し等を行っています。</p>	生涯学習課
3. 伝統・文化の保全並びに継承と活用	<p>民俗行事を後世に伝承する一助となるよう、保存団体の保存活動事業に対して補助金を交付しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■4団体：瓜生野百八松明保存会、下大槻百八炬火保存会、瓜生野盆踊り保存会、秦野さら踊り保存会 	生涯学習課
4. 伝統行事及び郷土芸能の観光施策への活用	<p>市観光協会との連携により、「瓜生野百八松明」「節分祭」などの行事に関する情報を観光パンフレット、デジタルサイネージ及びホームページで紹介しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■PR用追加素材：「西大竹の石売り」「菖蒲のあくまっぱらい」 	観光振興課 生涯学習課
 一人ひとりが取り組みたいこと	<ul style="list-style-type: none"> ◎歴史的資源にふれ合い、その保全活動に参加します。 ◎伝統行事や郷土芸能に参加し、継承活動に協力します。 ●開発行為において、法令遵守と歴史的・文化的な地域特性に配慮します。 	

第4節 基本施策1 うるおいや ゆとりあるまちづくりの推進

数値目標

達成を目指す指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和7年度】	担当部署
公園美化ボランティア（里親制度） 団体数	48団体	57団体	公園課

■指標設定の背景

市民の憩いやふれあいの場である公園や緑地は、市民との協働を基本に維持管理を進めています。これからも公園や緑地を多くの市民から親しまれる公共施設として維持していくため、公園や緑地の美化及び施設の維持管理活動を行う団体を育成し、公共施設を愛護する思想の普及を図っていきます。

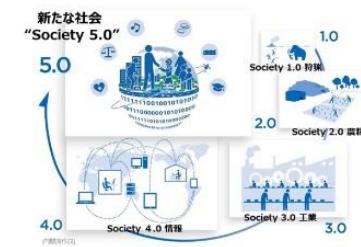
「キーワード」de コラム V

「Society(ソサエティ)
5.0」ってなんだ?

Society5.0とは、狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画（平成28年(2016年)1月閣議決定）において、我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。

このSociety5.0で実現する社会は、IoT(*)で全ての人とモノが繋がり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことから、地域社会の諸課題を解決しながら地域の存立基盤を形成する「地域循環共生圏」とも密接な関係性を有しています。

さらに、AIによって都市の形態も大きく転換し、必要な情報が必要な時に提供される、ロボットや自動走行車等の技術で、環境の保全をはじめ、少子高齢化、地方の過疎化や貧富の格差などの課題が克服されるなど、イノベーションを通じ世代を超えて、互いに尊重し合える社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会が実現します。



出典：内閣府



第4節 基本施策2 環境美化の推進

分類1 ポイ捨てごみ及び不法投棄対策

具体的取組（■令和元年度実績）		担当部署
1. 美化清掃等によるごみの散乱防止	環境美化指導員による啓発活動や清掃活動、また市民参加による美化清掃（ごみゼロクリーンキャンペーン、市内一斉美化清掃）の実施などによる、市民の美化意識の高揚と実践活動の促進を図っています。 ■駅前早朝ごみゼロクリーンキャンペーン：610名参加／340kg ■市内一斉美化清掃ごみ回収量：43,040kg	環境資源対策課
2. 不法投棄防止策の推進	定期的なパトロール、不法投棄が頻発する場所への防護柵及び監視カメラの設置を行い、不法投棄をさせない環境づくりを推進しています。 ■パトロール日数：88日 ■不法投棄防止キャンペーン事業実行委員会によるごみ回収量：790kg	環境資源対策課
3. 河川浄化に対する意識の啓発【再掲1-2-2-1】	河川浄化月間等を機会に、河川清掃や河川浄化に対する意識啓発を行っています。	環境共生課
4. 清掃ボランティア団体の活動支援と育成	清掃ボランティアの環境美化活動に対して、ごみ袋を提供し、ごみの回収を行っています。さらに、ごみゼロクリーンキャンペーンなどの協働事業を実施し、美化意識の高揚と「ごみのないまちづくり」の推進に努めています。	環境資源対策課
 一人ひとりが取り組みたいこと	◎ごみはポイ捨てせず、家まで持ち帰ります。 ●不法投棄を発見した時は、警察に通報します。 ●住宅周辺の清掃を心がけるとともに、地域や団体の美化活動にも積極的に参加します。	

第4節 基本施策2 環境美化の推進

数値目標

達成を目指す指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和7年度】	担当部署
不法投棄の通報件数	185件	136件	環境資源対策課

■指標設定の背景

ごみの不法投棄を防止するため、監視体制を強化するとともに不法投棄物を早期回収することにより不法投棄されない環境整備を行い、不法投棄の未然防止及び投棄物の早期撤去による生活環境の保全を図ります。

「キーワード」de コラム VI

「海洋プラスチック」対策は
河川上流市の責務です

プラスチックは、手軽で安価に生産できることから、ビニールや発泡スチロールなどの包装や梱包、緩衝材、さらには、洋服や自動車等に至るまで、私たちの生活のあらゆる場面で利用されています。

しかし、その多くは「使い捨て」され、適正に処理されずに、生活環境に流出してしまうことも少なくありません。こうしたプラスチックのほとんどが「河川」などから「海」に流れ込み、最終的に海洋プラスチックとなって海中に浮遊し、被害を及ぼしています。

本市では、7月の河川浄化月間に中心に、市内5河川で地域による河川清掃が行われています。

今後は、河川上流市としての責務を再認識するとともに、海岸や河川流域で美化活動を実施している自治体や団体等と広域的な協力体制を構築していきます。



出典：WWFジャパンホームページ



第4節 基本施策3 各種公害対策の推進

分類1 大気、水質（河川及び地下水）及び土壤の保全対策の推進

具体的な取組（■令和元年度実績）		担当部署
1. 公害の未然防止に向けた監視体制の継続	大気及び河川水質の環境の調査を実施しています。 ■大気環境の調査： 一般局／【達成】二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、二酸化硫黄 【未達成】光化学オキシダント 自排局／測定した物質全てが環境基準を達成 ■河川水質環境の調査	生活環境課
2. 事業所に対する監視体制の継続	事業所からの排ガス及び排水の調査を実施するとともに、違反事業所に対して改善指導を実施しています。 ■焼却炉のばいじん調査：2事業所 ■水質調査(年4回)：延べ82社／改善指導：延べ2社	生活環境課
3. 公用車への低公害車導入の推進【再掲2-1-1-4】	公用車の更新時に初年度登録から概ね10年を経過した車両を廃止し、環境に優しい低公害車を積極的に導入しています。 ■導入台数：九都県市指定低公害車10台	財産管理課
4. 市街化調整区域における家庭用小型合併浄化槽への転換の推進	建築行為を伴わず家庭用小型合併浄化槽へ転換した世帯に対して、補助を行っています。 ■補助件数：6基（世帯）	生活環境課
5. 公共下水道全体計画に基づく計画区域内整備の推進	公共下水道の污水整備を進めています。 ■全体計画(2,580ha) : 2,443.4ha (94.7%) ■事業計画(2,525.4ha) : 2,443.4ha (96.8%) ■市街化整備(2,438.4ha) : 2,395.0ha (98.2%)	下水道施設課
6. ゴルフ場での農薬使用量の把握及び減量化等の指導	市内にあるゴルフ場（5事業所）の直下の水路において、農薬水質調査を実施しています。 また、環境保全協定の規定に基づき、1年間の農薬使用結果等について報告を受けています。 ■農薬水質調査：2回	生活環境課
 一人ひとりが取り組みたいこと		◎低公害車や電気自動車等の排出ガスが少ない自動車を選びます。 ●排水等による水質汚濁を防止するため、法律や条例、協定等に基づく排水基準を遵守します。 ◎家庭用小型合併浄化槽を設置します。 ●公共下水道に接続します。

第4節 基本施策3 各種公害対策の推進

分類2 騒音、振動及び悪臭等の防止対策の推進

具体的取組（■令和元年度実績）		担当部署
1. 事業所の操業や飲食店等の深夜営業、建設現場等における騒音・振動への指導	騒音・振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき指導しています。	生活環境課
2. 自動車騒音調査の推進	騒音規制法第18条に基づく自動車騒音の状況の常時監視を実施しています。 ■面的評価：22区間／騒音測定：3区間	生活環境課
3. 騒音・振動に配慮した道路の適正管理	路面の騒音・振動対策の一環として、舗装打ち換え計画に基づく事業を実施しています。 ■舗装工事：延べ32路線、総延長約4.6km／補修工事(舗装)：市道5号線外40か所市内の国道、県道については、道路管理者により定期的にパトロールを実施し、路面の凹み等を見つかった場合には補修をしています。 また、5年程度を目安に表層の打ち替えを実施しています。	建設管理課 国県事業推進課
4. 悪臭対策の推進及び改善指導の実施	悪臭防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、対象事業所を指導するとともに、発生した苦情に対し改善指導を行っています。 ■苦情処理件数：13件	生活環境課
5. 化学物質の環境リスク低減対策の周知	県と連携し、ダイオキシン類の大気環境調査の情報を公表しています。 また、PRTR法(*)に基づき、県内の事業者から届出のあった化学物質の排出量・移動量等のデータを公表しています。	生活環境課
 一人ひとりが取り組みたいこと	◎周辺環境の迷惑となる生活騒音を出さないようにします。 ●エコドライブを実践し、アイドリング等の自動車騒音を出さないようにします。 ○法令遵守を徹底するとともに、周辺環境にも配慮します。	

第4節 基本施策3 各種公害対策の推進

数値目標

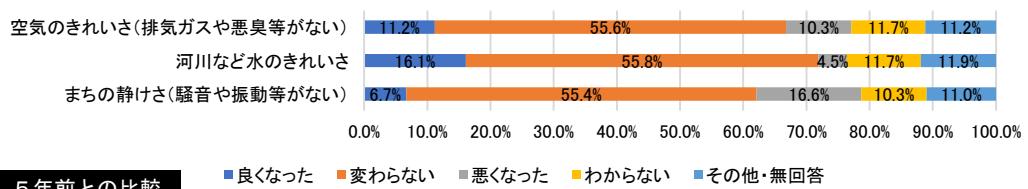
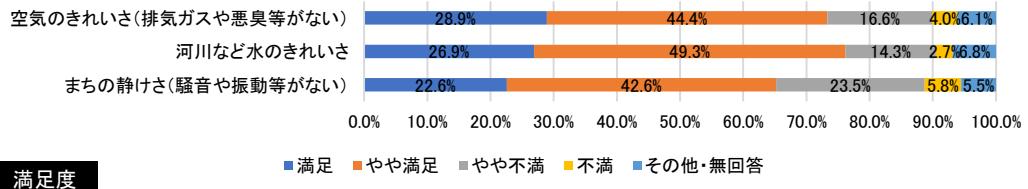
達成を目指す指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和7年度】	担当部署
河川の環境基準適合率	100%	100%	生活環境課

■指標設定の背景

人の活動が本市の環境に影響を与える項目として、水質汚濁にかかる環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準（27項目）と生活環境の保全に関する環境基準（大腸菌群数等を除く4項目）について、河川水質調査の測定値と比較し、基準に適合する割合を指標としています。

郵送アンケート 結果

Q. 生活環境に関する満足度について



第5節



協働で広げる多様な主体が輝くまち ～気づき、学び、行動できる社会の実現を目指して～



課題とこれからの方向性

企業や大学、環境ボランティア団体との協働により、環境を保全する活動は支えられていますが、情報面における連携と推進体制が不十分です。

環境保全活動を推進するうえでは、多様な主体が気づき、学び合いながら情報や課題を共有し、地域の環境に関わる活動などへの参加を通じて、連携、協力の意識を培うことが求められています。

●環境教育等の充実…環境学習や学校版環境ISO（エコキッズはだの）の実践により、幼稚園、こども園、小学校及び中学校の児童や生徒の学習の場と意識や行動が醸成できる環境づくりを充実させます。

また、一般向けには、環境保全、自然保護の啓発として自然観察会の開催や指導員の養成を行い、広く市民への自然保護意識の向上を図ります。（望ましい環境未来像の実現に資する教育や啓発を含む。）

●情報共有環境の整備…市民等が自ら考え環境に配慮した行動（消費や事業活動）がとれるような情報を発信し、市民・事業者等・市との情報の共有を進めるとともに、各主体が必要に応じて協力し合えるネットワークの構築を図ります。

関連する計画等

秦野市教育振興基本計画など

第5節 基本施策1 学びの場づくりと環境に対する意識や行動の醸成

分類1 環境教育の充実

具体的取組（■令和元年度実績）		担当部署
1. 実践的な環境教育・学習の場の創出	<p>学校や地域での環境教育を支援するため、企業や市民団体の協力のもと「はだのエコスクール」を実施しています。 また、市民の環境に対する関心や意識の向上を図るため、環境をテーマとした「環境ポスター及び環境標語」の作品展を実施しています。</p> <p>■はだのエコスクール実施回数：77回 ■環境ポスター：173点／環境標語：74点</p>	はだの くわく つむ げる 環境共生課
2. 実践活動や講師等として派遣できる人材の育成・活用	<p>自然保護意識の普及と自然観察を指導できる指導員を養成するため、くずはの家で自然観察指導員養成講座を開催しています。</p> <p>■全8回コース（テーマ：指導員の心得、昆虫や野鳥など）／29名受講</p>	環境共生課
3. 学校版環境ISO「エコキッズはだの」の推進	<p>自ら積極的に環境活動を推進し、地球環境対策を行動に移せる意識の高い子どもたちを育むため、園校それぞれの特性を生かした活動を実施しています。</p>	教育指導課 教育研究所
4. 「ふるさと秦野検定」等による環境保全の意識啓発	<p>はだのっ子アワード事業の「ふるさと秦野検定部門や体験活動部門」において、ふるさと秦野の地理や自然について子どもたちが興味関心を高められるような取組を実施しています。</p> <p>特に、体験活動部門では、公民館と連携して「体験活動ボランティアガイド」を開催し、地域と協働した事業推進を図っています。</p>	教育研究所
 一人ひとりが 取り組みたい こと	<p>◎環境学習・教育・体験活動に積極的に参加し、知識を深めます。 ○環境教育に関する取組に参画し、技術や知識等を提供することで、環境面における地域との繋がりを深めます。</p>	

第5節 基本施策1 学びの場づくりと環境に対する意識や行動の醸成

分類2 環境配慮行動の促進と多様な活動の支援

具体的取組（■令和元年度実績）		担当部署
1. ワークショップ等の環境を考える機会の創出 <p>環境問題について、多世代、多業種の市民等が気軽に楽しく話し合うことができるワークショップ等の機会を創出します。（望ましい環境未来像の実現（数値目標の達成）に資するようなテーマを抽出していきます。）また、次世代（未来）を担う子どものみで構成する「はだの環境未来会議」の開催に向けた準備を整えます。【P74コラム欄を参照】</p>	はぐくむなづける	環境共生課
2. 里地里山保全活動の推進及びボランティア団体への支援【再掲1-1-2-1】 <p>手入れ不足と考えられる私有の里地里山において、保全再生活動を実施する里地里山保全ボランティア団体に対して補助を実施しています。 ■整備面積：45.7ha／里地里山保全ボランティア団体数：30団体</p>		環境共生課
3. はだの環境月間事業の実施【再掲2-1-1-2】 <p>「秦野市環境基本条例」に基づき、毎年6月に環境の保全に対する市民や事業者参加型の意識啓発事業を実施しています。 ■エコチャレンジシートの作成・配布、緑のカーテンの設置（ゴーヤ種の配布：57世帯）、ライトダウンの実施など</p>		環境共生課
4. 地球温暖化防止及び省エネルギー月間事業の実施【再掲2-1-1-3】 <p>地球温暖化問題を考える機会として、市民や事業者参加型の意識啓発事業を実施しています。 ■地球温暖化防止月間（12月）：「作ってみようロケットストーブ」（14名参加） ■省エネルギー月間（2月）：「身近にあるもので電気を作ろう」（20名参加）</p>		環境共生課
5. 清掃ボランティア団体の活動支援と育成【再掲4-2-1-4】 <p>清掃ボランティアの環境美化活動に対して、ごみ袋を配布し、ごみの回収を行っています。 さらに、ごみゼロクリーンキャンペーンなどの協働事業を実施し、美化意識の高揚と実践活動の促進によるボランティアの育成に努めています。</p>		環境資源対策課
6. 実践活動や講師等として派遣できる人材の育成・活用【再掲5-1-1-2】 <p>自然保護意識の普及と自然観察を指導できる指導員を養成するため、くずはの家で自然観察指導員養成講座を開催しています。 ■全8回</p>		環境共生課
 <p>一人ひとりが取り組みたいこと</p>	<p>①環境の保全に関する活動に参加し、ルールやマナーを守ります。 ●地球温暖化防止や省エネ等、環境に配慮した行動をとります。 ○事業・経済活動が環境に与える影響を意識し、その負荷をできる限り抑えるよう努めます。</p>	

第5節 基本施策1 学びの場づくりと環境に対する意識や行動の醸成

数値目標

達成を目指す指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和7年度】	担当部署
エコスクールのうち、企業編に参画する団体数	6団体	9団体	環境共生課

■指標設定の背景

はだのエコスクールは、主に市担当部署が行う「教室編」、環境ボランティア団体等が行う「フィールド編」及び民間事業所や大学が行う「企業編」から構成されており、幼稚園、保育園、こども園及び小学校から毎年60コマ（延べ人数、約4,000名以上）を超える申込みのある大変好評な事業です。

特に企業編では、企業ならではの専門的かつ高度な技術を活用した取組を学ぶことができ、また、企業側にとってもCSR(*)として活用していただくことで、企業全体としての環境意識の醸成を図ることができ、双方にとってメリットのある（Win-Win）取組であると認識しています。

「キーワード」de コラム VII

「はだの環境未来会議」
：たまいま開会準備中

僕たち、私たちが考える未来の秦野の環境について、まじめに楽しく、学びながら議論できる機会を創出します。

具体的には、次世代（未来）を担う市内の小、中、高校生を対象に環境の視点から“こんな秦野になってほしい”や“こんな秦野に住みたい”といった自分たちの思いや考えで、未来のまちをデザイン（※）してもらう「はだの環境未来会議」の開会を準備します。

未来を意識した突飛で大胆な意見、はたまた、鋭く冴えた視点など、大人だけでは気付くことのできない、目からウロコな発想が期待できるかも知れません。

資源の循環は10Rが基本だね！

二酸化炭素はごみで捨てましょう。

電気は買うんじゃないで作る時代だよ！

えっ、ガソリンで車が走っていたの？

※これは、ESD（持続可能な開発のための教育（※））として、教育的側面からも期待できる取組です。



第5節 基本施策2 環境情報の効果的な活用と充実

分類1 情報の収集・発信・共有の強化

具体的な取組（■令和元年度実績）		担当部署
1. 情報の収集と発信 <p>国や県の取組等の情報収集、はだの環境月間及び河川浄化月間等の各種行事の周知、環境報告書等の成果指標について、広報はだのやホームページなどに随時掲載しています。</p> <p>■各種計画等の策定経過、環境審議会の議事内容の公表</p>		環境共生課
2. 情報の共有環境の整備 <p>日々、更新されている環境に関する情報に対応していくため、SNS(*)を活用したスピード感のある情報発信と誰でも気軽に情報を入手、共有できる環境の充実に努めます。</p>	はぐくむける	環境共生課



一人ひとりが
取り組みたい
こと

- 環境に関する活動や制度等の情報について、積極的に収集、発信、共有します。

第5節 基本施策2 環境情報の効果的な活用と充実

数値目標

達成を目指す指標	現状値 【令和元年度】	目標値 【令和7年度】	担当部署
環境に関する情報の提供体制が整っていると感じる市民の割合	—	60% (※)	環境共生課

■指標設定の背景

現在、環境に関する情報は、広報紙やホームページ、各種の環境イベント等を通じて提供していますが、日々更新される情報量に提供体制が追いついていません。さらに、積極的に環境に関する情報を収集する方もまだまだ少ないと考えます。

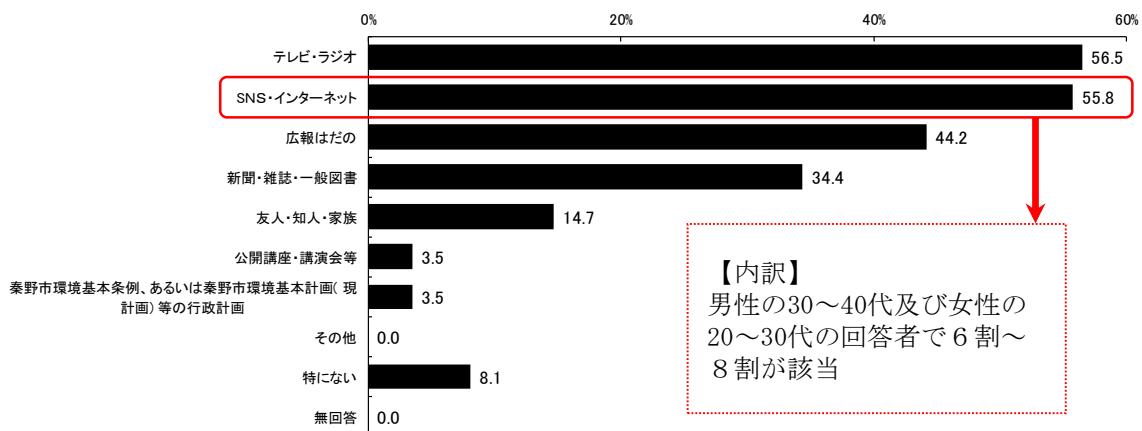
そこで、環境に特化した「公式Instagram」を開設するなど、LINEやTwitter等と並行したスピード感のある情報発信と誰でも気軽に情報を入手、共有できる環境を整え、環境問題や取組に対する市民意識の醸成に繋げていきます。

調査の方法は、郵送アンケート(令和7年度(2025年度)のみ)、市公式LINEやWEBアンケート及び各種イベント等で行います。

※調査実績（結果）が無いため、過半数の値を設定しています。

WEBアンケート 結果

Q. 環境に関する情報の入手媒体について



2 重点戦略及び横断的視点【まとめ】

重点戦略

地域循環共生圏 の構築	体系番号	具体的取組
 <p>森林 山 川 里地里山 町 地域循環共生圏 この地域資源を最大限に活用するためには、 一地域資源を主な柱として、他の資源との連携を形成 一地域の特性に沿って継続し、考え方</p>	1-1-2-3 【P33】 1-4-2-2 【P42】	「森林セラピー」による森林や里地里山などの地域資源の利活用 生物多様性を生かした持続可能な利用の推進
気候変動への 適応  <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	2-1-2-4 【P47】 2-2-2-3 【P51】	組織横断的な体制の整備 自立・分散型エネルギー・システムの普及促進

横断的視点

はぐくむ	そなえる	つなげる	体系番号	具体的取組
■		■	1-1-1-2 【P32】	水源の森林づくりの推進
■		■	1-1-2-3 【P33】	「森林セラピー」による森林や里地里山などの地域資源の利活用
	■	■	1-2-2-2 【P36】	地下水の汚染対策の推進
		■	1-3-1-3 【P38】	荒廃・遊休農地対策の推進
■		■	1-4-2-2 【P42】	生物多様性を生かした持続可能な利用の推進
	■	■	2-1-1-1 【P46】	二酸化炭素排出量の把握と取組の推進
■	■	■	2-1-2-4 【P47】	組織横断的な体制の整備
		■	2-2-1-3 【P50】	省エネルギー機器等の導入促進
■		■	3-1-1-1 【P54】	可燃ごみ減量の推進
■		■	4-1-1-2 【P60】	植栽帯・公園などの手入れ、川づくりの推進
		■	4-2-1-2 【P64】	不法投棄防止策の促進
	■	■	4-3-1-1 【P66】	公害の未然防止に向けた監視体制の継続
■	■	■	5-1-1-1 【P70】	実践的な環境教育・学習の場の創出
■	■	■	5-1-2-1 【P71】	ワークショップ等の環境を考える機会の創出
■		■	5-2-1-2 【P73】	情報の共有環境の整備

3 数値目標【まとめ】

望ましい環境未来像		達成を目指す指標	数値目標
基本施策		指標の達成を実現するための中心的取組【具体的取組から抽出】	
第1節	1	水源の森林エリアにおける森林整備（奥山を除く）の面積【累計】	125ha
	1-2	水源の森林づくりの推進	
	1-重点戦略	「森林セラピー」イベントの参加者数	300名
	1-3	「森林セラピー」による森林や里地里山などの地域資源の利活用	
	2	監視基準井戸におけるテトラクロロエチレン濃度【条例浄化目標値以下】	0.01mg/l
	2-2	地下水の汚染対策の推進	
	3	担い手への新たな農地集積面積	6.1ha
	1-3	荒廃・遊休農地対策の推進	
	4	生物多様性の言葉と意味を認識する市民の割合	60%
第2節	2-2 (5-1-2-1)	生物多様性を生かした持続可能な利用の推進 ワークショップ等の環境を考える機会の創出)	
	1	令和12年度(2030年度)の市内における二酸化炭素排出量【平成25年度(2013年度)比】	令和12年度 470千t-CO ₂ (46%減) 【目安値※】668千t-CO ₂ (22.8%減) ※総削減量(395千t-CO ₂)を10年間の均等割にして算出した場合の令和7年度における数値。
	1-1	二酸化炭素排出量の把握と取組の推進	
	1-重点戦略	気候変動に伴う影響を理解し、そのリスクに備えている市民の割合	70%
	2-4 (5-1-2-1)	組織横断的な体制の整備 ワークショップ等の環境を考える機会の創出)	
	2	市内における年間エネルギー消費量(PJ:ペタジュール)	7.9PJ (6%減)
	1-3	省エネルギー機器等の導入促進	

望ましい環境未来像		達成を目指す指標	数値目標
第3節	基本施策	指標の達成を実現するための中心的取組【具体的取組から抽出】	
	1	市民一人1日当たりのごみの排出量（資源物を除く）	595g
第4節	1-1	可燃ごみ減量の推進	
	1	公園美化ボランティア（里親制度）団体数	57団体
第4節	1-2	植栽帯・公園などの手入れ、川づくりの推進	
	2	不法投棄の通報件数	136件
第5節	1-2	不法投棄防止策の推進	
	3	河川の環境基準適合率	100%（維持）
第5節	1-1	公害の未然防止に向けた監視体制の継続	
	1	エコスクールのうち企業編に参加する団体数	9団体
第5節	1-1	実践的な環境教育・学習の場の創出	
	2	環境に関する情報の提供体制が整っていると感じる市民の割合	60%
第5節	1-2	情報の共有環境の整備	

第5章 評価と進行管理

1 推進・評価体制

本計画は、多様な主体との協働で推進するものです。

そして、計画の着実な推進を図るため、秦野市環境基本計画庁内会議を中心に、組織横断的な調整や視点を活用しながら諸施策を円滑に展開します。

また、計画の進行管理に対する評価には客観性が求められるため、附属機関である秦野市環境審議会において、各年度の取組状況を「環境報告書」として報告し、指摘や助言等を受けることとします。

2 進行管理の手法

本計画は、PDCAサイクルに基づき、実効性とスパイラルアップを意識した持続可能な進行管理を図ります。

また、施策や事業の点検及び評価を具体的に行うため、望ましい環境未来像を実現する基本施策に数値目標を設定し、適切な評価による施策の達成状況を共有します。

さらに、環境課題の解決に有効とされるバックキャスティング(*)などの多角的思考を取り入れながら、より効果的な施策展開に努めます。

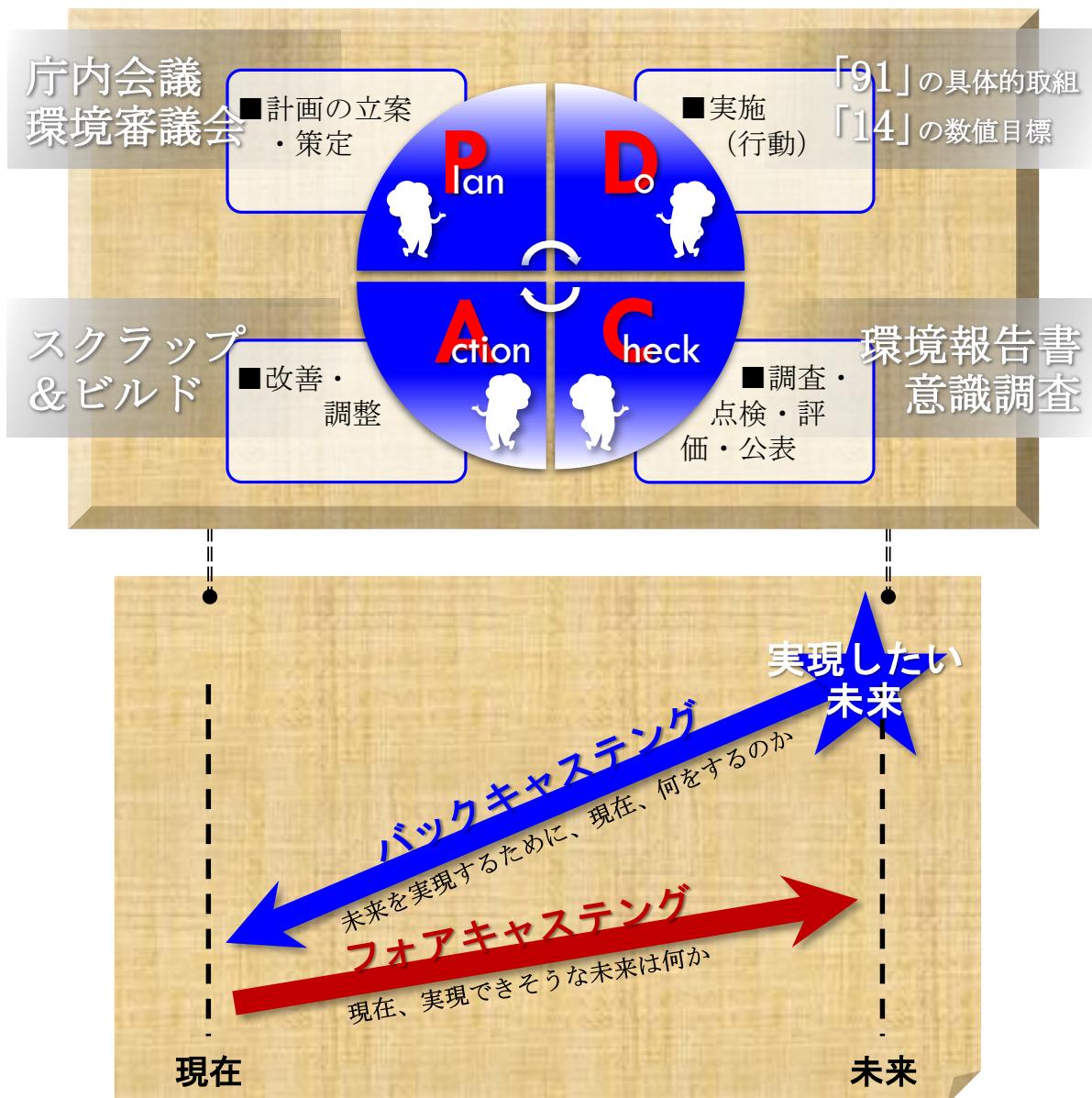


図8 PDCAサイクルとバックキャスティングによる思考図

資料編

1 秦野市環境基本条例（抄）

（平成12年3月24日条例第8号）

前文

私たちのまち秦野は、周囲を山々や丘陵に囲まれ、ここに生活する人々の努力により「みどり豊かな暮らしよい都市（まち）」として発展してきた。

しかしながら、近年、人口増加による都市化が進行した結果、身近な自然が減少するとともに、大気汚染や水質汚濁などの都市・生活型環境問題が進行している。

さらに、私たちは、物質的豊かさを追い求め、便利な生活を享受することによって資源やエネルギーを大量に消費する一方、環境問題は、地球的な規模にまで拡大し、将来の世代にまで影響を及ぼすことも懸念され、人の生存や動植物の生息をも脅かすまでに至っている。

もとより私たちは、健康で安全かつ快適な生活を営むための良好な環境を享受する権利を有するとともに、これを将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

このような認識のもとに、自然と人とが共生しながら自然の恵みを持続的に享受できるようにするとともに、良好な環境の保全と創造を推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、本市、市民、事業者並びに旅行者その他の滞在者及び通過者（以下「滞在者等」という。）の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上支障の原因となるおそれがあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に役立つものをいう。

（環境の保全及び創造に係る基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的として、現在から将来にわたり、良好な環境を持続的に享受できるように行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、自然と人が共生することができ、かつ、環境への負荷が少ない循環を基調として発展することができる社会をつくるために、行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、本市、市民、事業者及び滞在者等の責務に基づいてこれらすべての者が役割を共有することにより、健全で恵み豊かな環境を維持できる社会を自主的かつ積極的につくるために、行われなければならない。

4 地球環境保全は、市民の健康で安全かつ快適な生活を営むための良好な環境を確保するうえで重要であることから、すべての者の日常生活及び事業活動において推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 本市は、前条に規定する環境の保全及び創造に係る基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民、事業者及び滞在者等の意見を尊重して環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。

2 前項に定めるもののほか、本市は、基本理念にのっとり、本市の施策を策定するものとし、及びそれを実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全に積極的に努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有するものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う環境への負荷の低減、環境汚染の防止その他環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有するものとする。

（滞在者等の責務）

第7条 滞在者等は、基本理念にのっとり、その滞在等に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有するものとする。

（環境月間）

第8条 本市は、市民、事業者の間に環境の保全及び創造について、関心と理解を深めるとともに、積極的に行動する意欲を高めるため、環境月間を設ける。

2 環境月間は、毎年6月1日から同月30日までとする。

3 市長は、環境月間には、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(環境の保全及び創造に関する施策)

第9条 市長は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境の保全及び創造に関する施策を実施するものとする。

- (1) 大気、水及び土壤を良好な状態に保持するとともに、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等が発生しないように必要な対策を行うこと。
- (2) 動植物の多様性を確保し、並びに水及び緑を保全し、及びかん養するとともに、人と自然との触れ合いの場を確保すること。
- (3) 廃棄物の発生を抑制し、及びそれを適正に処理し、並びに資源の循環的な利用及びエネルギーの有効な利用を推進すること。
- (4) 自然と調和した潤いとゆとりのある良好な都市景観を形成するとともに、歴史的かつ文化的遺産を保全し、及び活用すること。
- (5) 国、他の地方公共団体等との協力のもとに、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全を推進すること。

(秦野市環境基本計画の策定)

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その施策の基本方針となる秦野市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に係る目標及び施策が具体的に示されるものとする。

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者又はこれらの者が組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を反映するために必要な処置をとるとともに、第15条に規定する秦野市環境審議会の意見を聽かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の保全及び創造に必要な規制的処置等)

第11条 市長は、この条例の目的を達成するために必要と認めるときは、法令又は条例に基づく規制的処置その他の制度的処置を積極的にとるものとする。

(環境教育及び環境学習の充実)

第12条 市長は、市民等に対して、環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、その行動意欲が増進されるように、環境教育及び環境学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な処置をとるものとする。

(市民等の活動への支援)

第13条 市長は、市民等が行う環境の保全及び創造に関する活動に対して、必要な支援を行うものとする。

(情報の提供)

第14条 市長は、環境の状況その他環境の保全及び創造に関する情報を市民等に対して適切に提供するよう努めるものとする。

(秦野市環境審議会の設置)

第15条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、本市に秦野市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて調査又は審議を行い、その結果を答申し、又はその意見を建議する。

3 審議会は、13人以内の委員により組織する。

4 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(環境報告書の作成、公表及び意見)

第16条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、本市の環境の現状並びに環境の保全及び創造についての施策等に関する環境報告書を作成し、これを公表しなければならない。

2 市長は、市民等及び審議会から前項の環境報告書に対する意見があった場合は、必要な処置をとるように努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第17条 本市は、市民等と協働して環境の保全及び創造に関する施策を推進するため必要な体制を整備するものとする。

2 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、府内の総合的な調整を行う体制を整備するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 計画策定の経過

年	月	主な内容
令和元年 (2019年)	8月	第1回環境審議会の開催 【第3次環境基本計画策定にかかる事務概要説明】
	9月	第1回環境基本計画庁内会議の開催 【第3次環境基本計画策定にかかる事務概要説明】
	11月	市民意識調査（WEB①）の実施
令和2年 (2020年)	2月	市民意識調査（WEB②）の実施
		第2回環境審議会の開催 【第2次環境基本計画にかかる総合評価】
	4月	第1回環境基本計画庁内会議の開催（書面） 【第2次環境基本計画にかかる総合評価の公表等】
	6月	市民意識調査（WEB③）の実施
	7月	第1回環境審議会の開催 【第3次環境基本計画策定方針及び体系骨子の決定】
	8～9月	市民意識調査（無作為抽出による郵送）の実施
	10月	庁議（定例部長会議）の開催 【第3次環境基本計画素案の報告】
		第2回環境審議会の開催 【第3次環境基本計画素案の協議】
	11月	第2回環境基本計画庁内会議の開催 【第3次環境基本計画案の協議】
		基本計画案の作成
令和3年 (2021年)	1月	基本計画案にかかる意見聴取（庁内及び環境審議会）
	1月	庁議（定例部長会議）の開催 【第3次環境基本計画案の報告】
		議員連絡会の開催 【第3次環境基本計画案の報告】
	1～2月	基本計画案のパブリック・コメントの実施 【市ホームページ、公共施設での閲覧】
	2月	市民意識調査（WEB④）の実施
		第3回環境審議会の開催（書面） 【第3次環境基本計画案の諮問】
	3月	環境審議会からの答申受理及び基本計画の公表

3 第2次秦野市環境基本計画の評価（抜粋）

区分	区分の考え方
妥当	基本施策の推進に対し、具体的取組及び施策の方向性が <u>適正に機能</u> している状態
概ね妥当	基本施策の推進に対し、具体的取組及び施策の方向性が <u>ある程度機能</u> している状態
見直しを検討	基本施策の推進に対し、具体的取組及び施策の方向性が <u>乖離し始めている</u> 状態
見直しが必要	基本施策の推進に対し、具体的取組及び施策の方向性が <u>乖離しかつ改善を要する</u> 状態

本編P9の「約20%」に該当した
基本施策

基本施策	数値目標	達成状況（令和元年度実績）	主な意見・提案
2-1 二酸化炭素の排出量削減	平成42年度の市内二酸化炭素排出量の削減 【平成25年度比22.7%減】 ■ 669千t-CO ₂	796千t-CO ₂ ※平成29年度実績が最新値	<ul style="list-style-type: none"> ➢ CO₂排出量は市民生活や事業と直結している問題であるが、効果的な施策立案は難しい ➢ 適応対策を両輪として位置付けるべきである ➢ 気候変動に対する適応策について、バックキャッティングによる施策を検討すべきである ➢ 具体的取組が車中心であり、家庭・オフィスでの啓発や学校教育との連携を進められたい ➢ 気候変動（適応策）は別章立てとすべきである ➢ 事業の形骸化が否めない ➢ 市民が身近に感じられる数値目標とされたい ➢ 公共交通網の対策を検討するべきである
2-2 省資源・省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入	バイオマスストーブの設置補助件数 ■ 39件 (34件) ※平成29年度事業休止		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 再生可能エネルギーの活用に関する取組を検討すべきである
5-2 市民参加による推進体制づくり	数値目標の達成率 ■ 100%	35% ※本指標を除く17指標のうち、6指標で目標を達成	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 取組全体の総括を市民参加の推進体制として結びつけるのは疑問である ➢ 市民の知りたい環境情報が不明である ➢ 数値目標に具体性がない

4 パブリック・コメントの実施結果

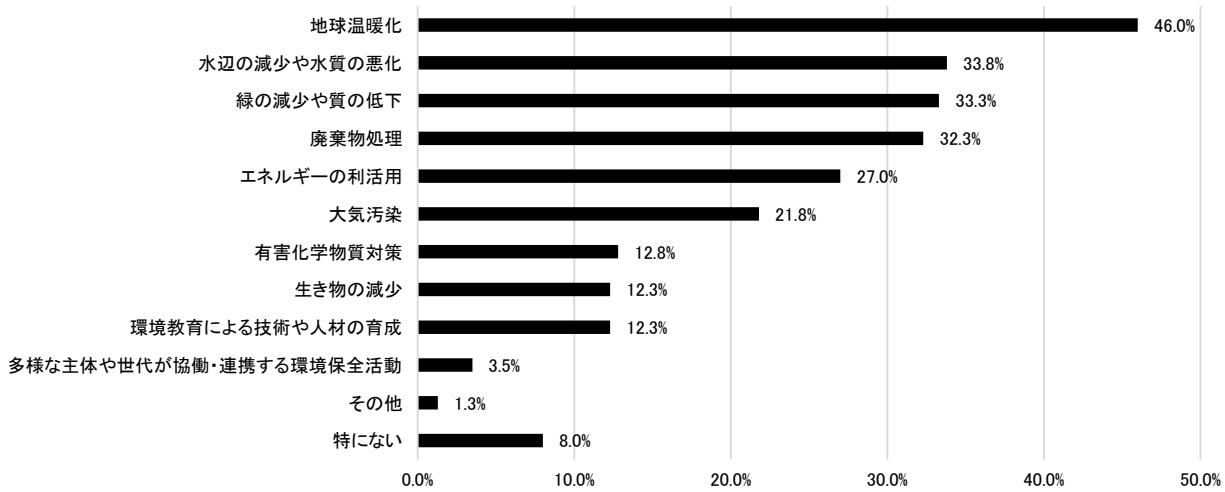
募集期間	1 議会：令和3年(2021年)1月15日(金)～2月19日(金) 2 市民：令和3年(2021年)1月16日(土)～2月15日(月)																																																																									
募集の周知方法	市ホームページ及び広報はだの（令和3年(2021年)2月1日号）																																																																									
提案の公表の方法	1 ホームページへの掲載 2 公民館及び駅連絡所における閲覧 3 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧																																																																									
意見提出の方法	郵送、FAX、電子メール及び持参の方法による																																																																									
提出された意見の内容及びその取り扱い等	<p>件数等の内容及び対応状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">内部分類</th> <th rowspan="2">件数</th> <th colspan="5">意見等への対応区分(※)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体に関すること</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>序章に関すること</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>第1章に関すること</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>第2章に関すること</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>第3章に関すること</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>第4章に関すること</td> <td>40</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>第5章に関すること</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>60</td> <td>12</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) A : 意見等の趣旨等を計画に反映させたもの B : 意見等の趣旨等が既に計画に盛り込まれていると考えたもの C : 今後の取組において参考にするもの D : 意見等の趣旨等を計画に反映することが困難なもの E : その他（内容に関する感想・質問等）</p>						内部分類	件数	意見等への対応区分(※)					A	B	C	D	E	全体に関すること	5	1	0	1	0	3	序章に関すること	0	0	0	0	0	0	第1章に関すること	4	1	1	0	0	2	第2章に関すること	7	3	1	0	1	2	第3章に関すること	4	0	1	0	1	2	第4章に関すること	40	7	3	10	3	17	第5章に関すること	0	0	0	0	0	0	計	60	12	6	11	5	26
内部分類	件数	意見等への対応区分(※)																																																																								
		A	B	C	D	E																																																																				
全体に関すること	5	1	0	1	0	3																																																																				
序章に関すること	0	0	0	0	0	0																																																																				
第1章に関すること	4	1	1	0	0	2																																																																				
第2章に関すること	7	3	1	0	1	2																																																																				
第3章に関すること	4	0	1	0	1	2																																																																				
第4章に関すること	40	7	3	10	3	17																																																																				
第5章に関すること	0	0	0	0	0	0																																																																				
計	60	12	6	11	5	26																																																																				

5 市民意識調査

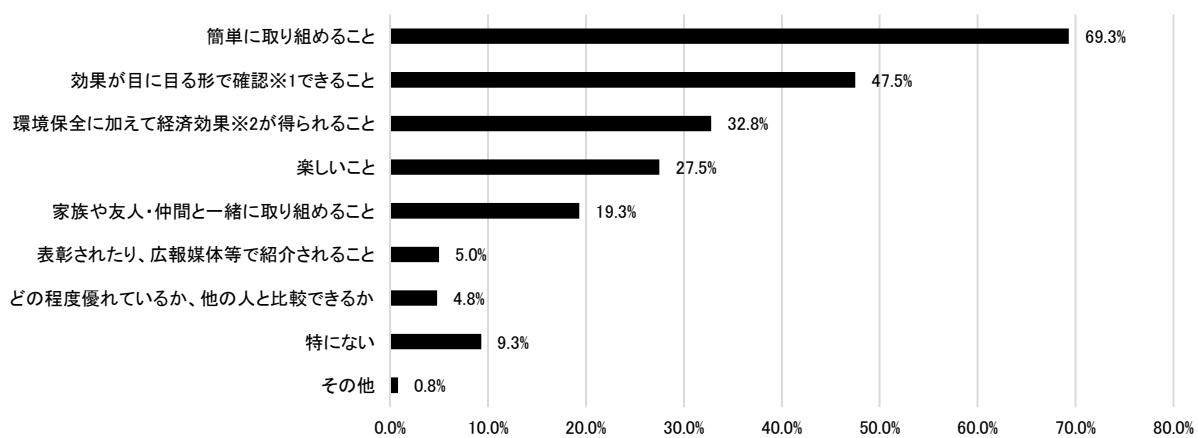
調査方法	WE Bアンケートによる	郵送アンケートによる
調査区分	一般向け	一般向け
抽出方法	秦野市のネット調査会社の登録者約2,700人	住民基本台帳(令和2年7月1日時点)より無作為に抽出した18歳以上の市民1,200人
調査時期	【1回目】 令和元年(2019年)11月8日(金) ～18日(月)	令和2年(2020年)8月13日(木) ～9月18日(金)
	【2回目】 令和2年(2020年)2月7日(金) ～13日(木)	
	【3回目】 令和2年(2020年)6月24日(水) ～30日(火)	
	【4回目】 令和3年(2021年)2月5日(金) ～11日(木)	
主な調査項目	<p>【1回目】 1. 環境に対する関心度について 2. 環境に関する情報の入手方法について 3. 優先すべき環境課題について</p> <p>【2回目】 1. 環境課題解決への責任と努力について 2. 環境・経済・社会生活の好循環について</p> <p>【3回目】 1. 地球温暖化対策について 2. 気候変動への適応の認知度について 3. 気候変動への適応策について</p> <p>【4回目】 1. 気候変動に対する備えについて 2. 環境に関する情報の提供体制について</p> <p style="text-align: right;">全10問</p>	<p>【身近な環境について】 1. 満足度（5年前との比較） 2. 環境配慮行動の取組状況</p> <p>【地球温暖化対策について】 1. 各対策の重要度 2. 再生可能エネルギー設備の導入状況 3. 気候変動の影響</p> <p>【ごみ・リサイクルについて】 1. ごみ減量の取組状況 2. プラスチック製品の減量効果</p> <p>【環境教育等について】 1. イベント等の認知度 2. 環境教育等に求めるもの</p> <p>【生物多様性について】 1. 認知度及び必要性等</p> <p>【国内外の動向について】 1. SDGsの認知度及び必要性 2. 気候非常事態宣言の認知度等</p> <p style="text-align: right;">など全17問</p>
回収状況	各400サンプル	446サンプル（回収率:37.1%）

主なアンケート調査の結果

Q. 優先的に取り組むべき環境課題について（3つまで）【WEB】



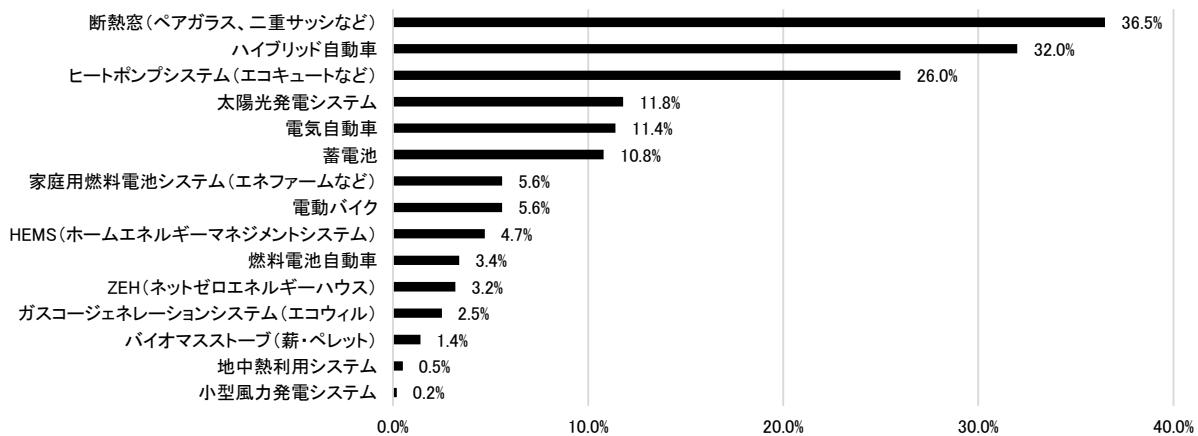
Q. 環境に配慮した取組を進める上での重要度について（3つまで）【WEB】



※1. どのくらい環境保全に役立っているか／取り組まなかった場合の環境負荷がどの程度あるのか等。

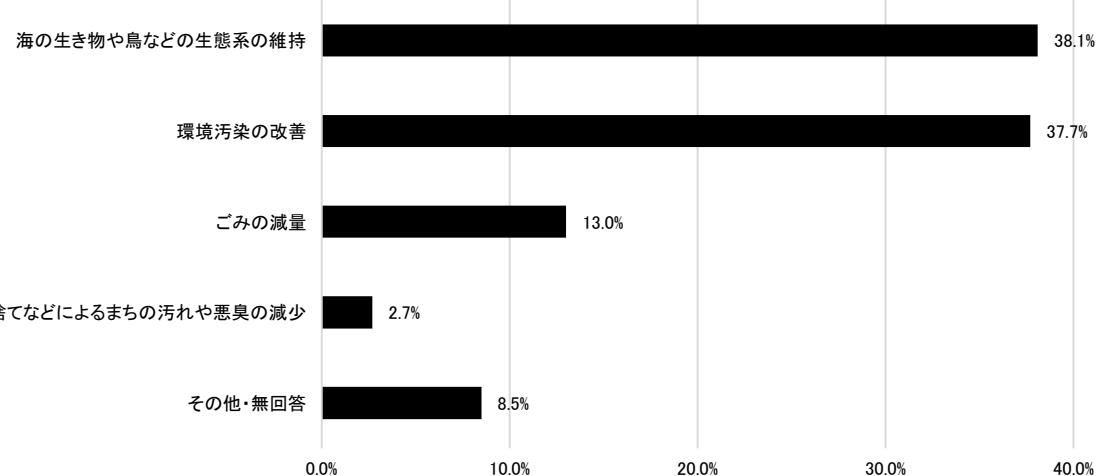
※2. 家計への一助／景品やポイントの付与等。

Q. 地球温暖化対策としての再生可能エネルギーの導入状況(※)について【郵送】

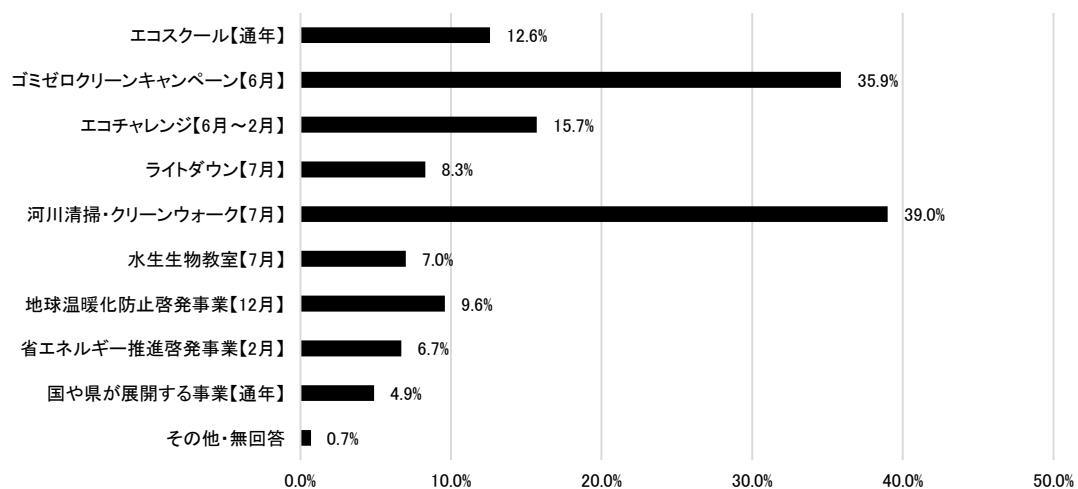


※導入設備に対して、「1.すでに導入している」「2.導入を予定・検討している」「3.導入には興味があるが導入できない」「4.導入したいと思わない・興味がない」のうち、「1」と「2」を選択した回答を集計。

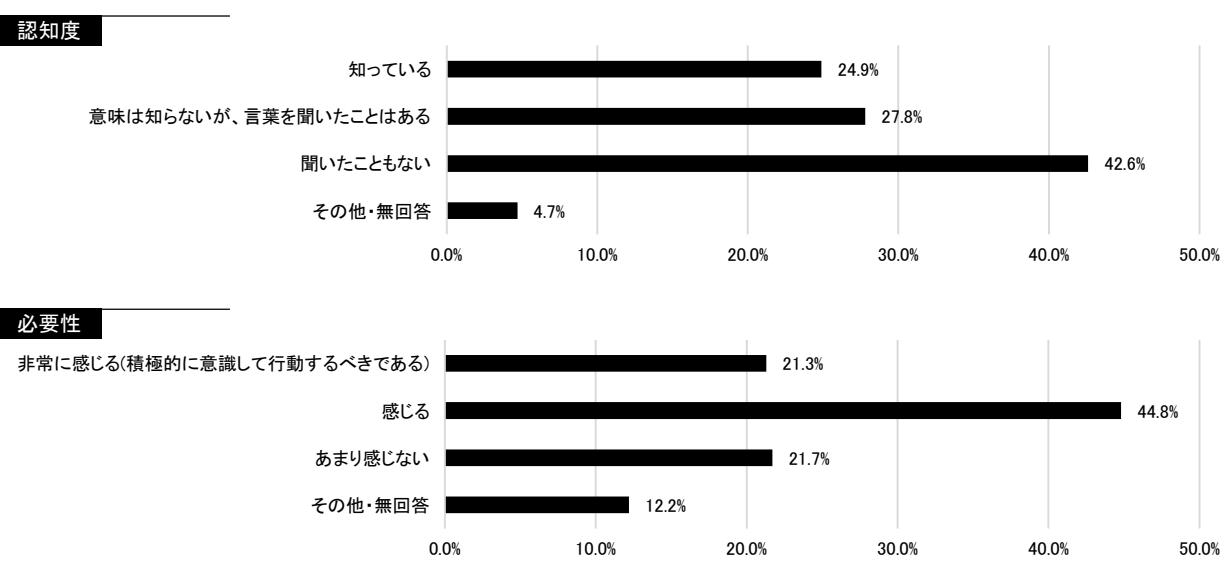
Q. 非プラスチック製品（紙製ストローなど）の使用がもたらす効果について【郵送】



Q. 「環境教育」や市民参加型の「環境保全に関するイベント」の認知度について（複数）【郵送】



Q. 「S D G s（持続可能な開発目標）」の認知度、並びに日常生活でのS D G sを意識した行動の必要性について【郵送】



6 秦野市環境審議会名簿

役職	氏名	所属団体等	選出分野
会長	竹内 将俊	東京農業大学 地域環境科学部 地域創成科学科 教授	
副会長	勝田 悟	東海大学 教養学部 人間環境学科 教授	
	勝山 輝男	神奈川県立生命の星・地球博物館 【前職員】	学識経験を有する者
	福原美千加	秦野市獣医師会 会員	
	小野 均	NPO法人四十八瀬川自然村 代表	環境市民団体の構成員
	和田 正一	秦野地区産業廃棄物対策協議会 会長 【株式会社タンザワ】	本市で事業を営む者
	小野瀬幸弘	有限会社大久保 代表取締役	公募枠
	池貝 隆宏	湘南地域県政総合センター 環境部長	
	牧嶋 義和	秦野市自治会連合会 役員	
	柳川 太郎	公益社団法人秦野青年会議所 理事長	その他市長が必要と認める者
	宮永 均	秦野市農業協同組合 代表理事組合長	
	吉田 直哉	NPO法人丹沢自然学校 理事	
	中村千代乃	HADANOエコプロジェクト	公募市民

■任 期：令和2年(2020年)7月16日から令和4年(2022年)7月15日まで

■敬称略

秦野市環境審議会への諮問

(写)

F No. 5・5・0 (甲)

令和3年2月8日

秦野市環境審議会
会長 竹内将俊様

秦野市長 高橋昌和

第3次秦野市環境基本計画案について（諮問）

秦野市環境基本条例第10条に基づき、「恵み豊かな環境を 共にはぐくみ未来へつなぐまち」を将来テーマとする「第3次秦野市環境基本計画案（令和3年度から令和12年度まで）」をとりまとめました。

つきましては、同条第3項の規定により、次の事項について貴審議会の御意見をいただきたく諮問いたします。

1 全体について

2 施策の方向性について

秦野市環境審議会からの答申

(写)

令和3年3月23日

秦野市長 高橋昌和様

秦野市環境審議会
会長 竹内将俊

第3次秦野市環境基本計画案について（答申）

令和3年2月8日付けFNo.5・5・0（甲）において諮問のありました「第3次秦野市環境基本計画案」について、当審議会において、基本的な考え方等を踏まえ慎重に審議したところ、次のとおり結論を得たので答申します。

1 全体について

環境課題について、我が国や県に加え、SDGsといった国際社会の動向を踏まえた立案となっており、これから秦野市独自の取組方針と具体的な行動内容を示すものとして評価するとともに、取組が着実に実行されることを期待します。

2 施策の方向性について

（1）将来テーマ

「恵み豊かな環境の保全」という本市において第一義的な表現に続き、私たちの日々の活動が地域の創生につながるためのものであり且つ持続的な取組でなければならない、という強い意志を感じ取ることができ、市民にも分かりやすいものと言えます。

（2）重点戦略及び横断的視点

地域資源の保全と利活用により人や資源の好循環を生み出す地域循環共生圏の構築、及び国際的な協調や協力が求められる気候変動への適応を重点戦略に位置付け、地方行政として推進していく姿勢は、的確な時代認識が反映され、特に前者については、本市の行政計画の礎とも合致するものであり、文字通り戦略的に取り組まれることを要望します。

また、横断的視点については、市民、事業者、行政による意識の共有が不可欠であり、培われた意識や協調性を生かした取組の推進を期待します。

(3) 環境未来像とそれを実現する基本施策

ア 森林や里地里山、秦野名水といった本市が他に誇る地域資源を、より一層磨き上げ、持続可能な形で後世に伝えていこうとする姿勢を感じ取ることができます。

イ ゼロカーボンシティ表明に基づく脱炭素社会、さらには、プラスチックの廃棄に代表される海洋汚染など、国際的にも注目されている課題をキーワードとして取り上げ、その実現と解決に向けた姿勢が示されていますことは高く評価します。

しかしながら、これらの課題に関しては、従来のフォアキャスティングのみならず、バックキャスティングの思考による取組が求められることから、将来をイメージしたロードマップ等を作成し、両者を使い分けながら推進されることを要望します。

ウ 秦野市総合計画で掲げられました都市像「水とみどりに育まれ 誰もが輝く暮らしそうい都市(まち)」と本計画で掲げました将来テーマ「恵み豊かな環境を 共にはぐくみ 未来へつなぐまち」を実現するためには、このメッセージを自分事として捉えられる人材の育成が最も重要であると考えます。

今後、将来的な環境保全施策は、技術革新等により目まぐるしい発展を遂げていくことが想定されますが、そうした技術を取り入れ活用していくのは一人ひとりの意識であるということを忘れずに、着実な取組として推進されることを切に願います。

3 進行管理について

令和12年度(2030年度)までの10年という長期にわたる計画であることから、急速な社会情勢の変化を見据えた施策の進行管理に努めるとともに、社会潮流を踏まえた評価システムの確立を期待します。

7 SDGsとの関係性

(1) SDGs 17のゴール

1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	10 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する
2 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする
3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	12 つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパタンを確保する
4 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
6 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	15 地域を守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能なエネルギーへのアクセスを確保する	16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
8 働きがいも 経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ近代的なエネルギーへの完全雇用およびデイーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する	17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナー・シップを活性化する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る	誰一人取り残さない（leave no one behind） SDGsは、この誓いのもと発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

(2) 本計画との対応表

SDGsの17の目標 第4章 望ましい環境未来像		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
第1節	水とみどりの環を守り、 育み、生かすまち																	
第2節	地球環境の保全と変化 への備えに地域から取 り組むまち																	
第3節	ごみの減量・資源の循 環により環境負荷が少 ないまち																	
第4節	安全・安心・快適に暮ら せるまち																	
第5節	協働で広げる多様な主 体が輝くまち																	

8 用語解説

あ行

■アダプト・プログラム

市民と行政との協働事業の一つで、1985年アメリカのハイウェイの美化清掃が始まりとされている。市民団体が公園や道路などの公共施設の里親（アダプト）になり、任された施設の管理を行うこと。

■一般局（一般環境大気測定局）

住宅地など的人が常時生活している地域全体の大気汚染の状況を常時監視するために設置された測定局のこと。

■イメージ歩道

路側帯（車道外側線）にカラー舗装によるイメージ的な歩道を設け、視覚的に車両と歩行者の分離をはかり、歩行者の安全性を確保した歩道のこと。

■エコチャレンジシート

地球温暖化対策を効果的に啓発していくため、節電や省エネ等をテーマにした家庭でできるアクションプランのこと。
夏・冬用のシートを作成・配布することで、市民の地球温暖化対策及び省エネ行動に関する意識の向上を図っている。

（＝簡易版環境家計簿）

■エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全に繋がっていくことを目指していく仕組みのこと。

■温室効果ガス

赤外線を吸収する能力をもつ気体で地球に温室効果をもたらすガスの総称。

二酸化炭素(CO₂)・メタン(CH₄)・亜酸化窒素(N₂O)・ハイドロフルオロカーカーボン(HFC)・パーフルオロカーカーボン(PFC)・六フッ化硫黄(SF₆)の6種類をさす。

なお、人間が排出している8割近くは、化石燃料の燃焼や森林破壊に伴う二酸化炭素であると考えられている。

か行

■カーボン・ニュートラル

市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの責任と定めることが一般に合理的と認められる範囲の温室効果ガス排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部を埋め合わせた状態をいう。（＝カーボン・オフセット）

■外来種

もともと生息していなかった地域に、人の手によって他の地域から入ってきた動植物のこと。国外からの外来種については、生態系や人、農林水産業に被害を与えるおそれがある種に限って、外来生物法で国が「特定外来生物」に指定している。

■環境報告書

秦野市環境基本条例第16条第1項に基づき、環境基本計画に定める「具体的な取組及び数値目標」の進行管理を図る目的で作成している報告書のこと。

■環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

■関係人口

その地域に移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。人口減少や高齢化においては、こうした地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されている。

■水源かん養（機能）

大雨が降った時の急激な増水を抑え（洪水緩和）、しばらくの間、雨が降らなくても流出が途絶えないようにする（水資源貯留）など、水源山地から河川に流れ出る水量や時期に関わる機能のこと。（より広い意味では、水質浄化を含む。）

■気候変動適応法

気候変動に対処し、国民の生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るために、温室効果ガスの長期大幅削減に全力で取り組むとともに、現在生じており、また将来予測される被害の防止・軽減等を図る目的に位置付けられ、制定された法律。（平成30年法律第50号）

■コンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造

都市の中心部や地域の拠点に医療・福祉・商業等の生活に必要な機能を集約し、公共交通のネットワーク形成によりその拠点間の連携を図ることで、あらゆる世代が安心・快適に暮らせる都市構造のこと。

さ行

■（二酸化炭素排出）実質ゼロ

二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの人的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成する取組のこと。

■自排局（自動車排出ガス測定局）

交差点、幹線道路付近など、自動車の排気ガスによる影響を受けやすい区域の大気汚染の状況を常時監視するために設置された測定局のこと。

■食品ロス

本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のこと。我が国では、毎年約600万トンが廃棄されていると推計されている。（この量は、世界食糧基金による世界全体の食料援助量の約2倍に相当する。）

■全国植樹祭

国土緑化運動の中心的行事として、昭和25年(1950年)以来、天皇皇后両陛下の御臨席のもと、全国各地から緑化関係者等の参加を得て、両陛下によるお手植えや参加者による記念植樹等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に毎年開催されている。

・第61回全国植樹祭…

日 時：平成22年(2010年)5月23日

会 場：神奈川県秦野市秦野戸川公園及び南足柄市足柄森林公園ほか（神奈川県での開催は初めて）

参 加 者：県内外から5,480名

内 容：天皇皇后両陛下お手植え・お手書き※、記念植樹、緑化功労者の表彰等

※天皇陛下：「ブナ・スダジイ」

皇后陛下：「コブシ・ヤブツバキ」

た行

■透水性舗装

雨が降った際に、雨水を地面に浸透させることができる舗装。舗装材料自体が透水性機能を持っているもの他に、地面に設置した舗装材と舗装材の間の目地部分に透水性の材料が用いられるものもある。

は行

■（仮称）秦野市地球温暖化対策実行計画

環境政策にかかる法体系を整理するため、地球温暖化対策実行計画（区域施策編及び事務事業編）、及び気候変動適応法に基づく「気候変動適応策」、並びにその他関連する計画等を一元化させ策定する個別計画のこと。

■秦野盆地湧水群

市内に点在する湧水の総称で、弘法伝説のある「弘法の清水」秦野市水道の近代化に大きく寄与した「紀伊ノ守の水源」、大山に源を発した「春嶽の湧水」などが代表として挙げられる。

・名水百選…全国に多くの形態で存在する清澄な水について、その再発見に努め、広く国民に啓蒙普及を図るとともに水質保全への認識を深め、併せて優良な水環境を積極的に保護すること等を目的として、環境庁（現在の環境省）が昭和60年(1985年)3月に全国各地100か所の湧水や河川を選定したもの。

■バックキャスティング

未来のある時点に目標を設定し、そこから振り返って現在すべきことを考える方法。

地球温暖化防止や持続可能な社会の実現などに対し、従来の方や考え方では、なかなか答えが見つからない問題を議論したり、解決策を見つけるために有効とされる。

・フォアキャスティング…現在の延長線上に想定される未来に向かって今出来ることを積み上げていく方法。

出来そうにない対策は採用されないとアプローチとして硬直しやすく、また、その方向は時々の外的要因に影響を受けやすいことから、遠い目標が定まりにくいといった弱点があるとされる。

■ビオトープ

ギリシャ語で生物を意味する「Bio」と場所を意味する「Topos」の合成語（ドイツ語では「Biotop」）で、動物や植物の生息・生育環境のうち、湖沼や林野のように環境条件及び動植物の生態構成が比較的一様な地理的最小単位をさす。

■人・農地プラン

農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもので、平成24年（2012年）に開始された取組のこと。

ま行**■マイバッグ**

買った品物を入れるために消費者が持参する袋のこと。小売店等におけるレジ袋等の有料化により、その使用が定着しつつある。（＝エコバッグ）

■みどり基金

秦野市に残された貴重な自然環境が市民の財産であるという認識のもとに、市民と一緒に守り、つくり、育て、みどり豊かなまちづくりを推進することを目的に設立。基金の積立は20億円を目指し、この積立から生まれた「果实（利子）」は、自然を守り、つくり、育てるために使われている。

■緑のカーテン

夏の暑さ対策の一つ。室内の温度上昇を防ぐために、建物の壁や窓、窓周辺の地面を直射日光から遮るように、つる性植物を繁茂させてつくるカーテンのこと。（＝グリーンカーテン）

英数字**■BOD (Biochemical Oxygen Demand)**

「生物化学的酸素要求量」とも呼ばれ、水中の有機物が微生物の働きにより、分解されるときに消費される酸素の量のことをいい、河川等の汚濁を示す代表的な指標とされる。この値が大きいほど、河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを示している。

■CSR (Corporate Social Responsibility)

「企業の社会的責任」と訳され、企業が利益至上主義に傾倒せず、市民や投資家などのステークホルダー、そして社会全体に対しての責任を果たすべく、戦略を持ち自発的に行動を起こすことをいう。

■ESD (Education for Sustainable Development)

環境、貧困、人権、平和といった様々な社会課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決に繋がる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

■ESG投資 (Environment Social Governance)

環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視・選別して行なう投資のこと。この評価の高い企業は、事業の社会的意義、成長の持続性など優れた企業特性を持つと言える。

■GAP (Good Agricultural Practice)

「農業生産工程管理」のこと、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理のこと。

■IoT (Internet of Things)

あらゆる物がインターネットを通じて繋がることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称。

■IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change)

「気候変動に関する政府間パネル」のこと、人為的原因による気候変化やその影響、適応及び緩和方策に関して、科学的・技術的、あるいは社会経済学的な見地から包括的（総合的）な評価を行うことを目的として設立された組織。

■ISO (International Organization for Standardization)

「国際標準化機構」のこと、1947年に設立された国際的な工業規格を策定する非政府機関のこと。

環境マネジメントシステムを中心として、環境監査、環境フォーマンス評価、環境ラベル、ライフサイクルアセスメントなど、環境マネジメントを支援する様々な手法に関する規格から構成されている。

・学校版環境ISO【エコキッズはだの】…平成16年（2004年）に策定された「はだの子ども教育プラン」の基本コンセプトである秦野の自然、風土、産業、伝統、文化等「ふるさと」秦野の環境・地域資源を生かした教育の一つで、秦野市環境行動目標に掲げられた「秦野の環境について知る・語る・行動する」を継続的に実現させるものとして、事業の推進を図っている。

■PM2.5 (Particulate Matter 2.5)

大気中の粒子状物質のうち、粒径が $2.5\text{ }\mu\text{m}$ （ $1\text{ }\mu\text{m}=1\text{ mm}$ の千分の1）以下のものをいい、工場等の事業活動や自動車、船舶等の走行によって発生するなど、発生源は多岐にわたる。

■PTR法 (Pollutant Release and Transfer Register)

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）」

有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的に施行。

■SNS (Social Networking Service)

個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービス。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。

LINE（ライン）、Twitter（ツイッター）、Instagram（インスタグラム）など

■WWFジャパン (World Wide Fund for Nature)

「世界自然保護基金」のこと、1971年、世界で16番目の団体として東京で設立された、自然の中の人間が存在するという自然観に基づき、日本国内及び日本が関係している国際的な問題に取り組む組織。

単位**■PJ (ペタジュール)**

J（ジュール）は、国際単位系におけるエネルギーの単位のこと、P（ペタ）は、10の15乗（1,000兆倍）を表す。

■ppm (parts per million)

微量な物質の濃度や含有率における単位のこと、100万分率を表す。1ppm=100万分の1

■μg (マイクログラム)

物質の重量を表す単位のこと、1μgは100万分の1gを表す。1μg=1,000ng

妖精**■もりりん (学名: Moririn / 分類: モリ目 リン科 カワイイ属 ヨウセイ種)**

くずはの広場に棲む森の妖精。

手に持っている葉は、生命の葉と呼ばれ、通常の数千倍の光合成“超絶光合成”をしている？！

そのため、この葉を振りかざす究極の舞「共棲乱舞」は、本市における地球温暖化対策の最終手段と考えられているとか、いないとか。

ちなみに、この葉に触れた者や葉で扇がれた者は、エコな気持ちが芽生え、寿命も10年延びると伝えられている。

■どんぐりん (学名: Dongrin / 分類: ドング目 リン科 オチャメナ属 ヨウセイ種)

もりりんの相棒で良き相談相手。

一人で歩くことが嫌いで、ほとんどもりりんの頭や肩に乗って行動しているが、「共棲乱舞」の時だけは、先陣を切って露払いをするなど、しっかりと相棒役をこなしている。

表紙の挿絵**市の木****◆さざんか**

制定：昭和47年（1972年）4月1日

花期：10～12月

◆こぶし

制定：平成17年（2005年）4月23日

花期：3～4月

**市の花****◆なでしこ**

制定：昭和47年（1972年）4月1日

花期：夏～秋

◆あじさい

制定：平成17年（2005年）4月23日

花期：5～7月

**市の鳥****◆うぐいす**

制定：昭和47年（1972年）9月1日





令和3年(2021年) 3月発行

第3次秦野市環境基本計画

*** 令和3年度(2021年度)-令和12年度(2030年度) ***

編集・発行 秦野市環境産業部環境共生課

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号

電話:0463-82-9618/FAX:0463-82-6256

E-mail:k-kyousei@city.hadano.kanagawa.jp

<https://www.city.hadano.kanagawa.jp>

** イラスト《望ましい環境未来像》:阿木二郎(あぎじろう)氏



